

第三十八回国会 文教委員會議録 第二十四号

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 白井 莊一君 理事 坂田 道太君

理事 竹下 登君 理事 中村 庸一郎君

理事 米田 吉盛君 理事 小林 信一君

理事 高津 正道君 理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 上村 千一郎君

大村 清一君 田川 誠一君

高橋 英吉君 千葉 三郎君

難尾 弘吉君 花村 四郎君

松永 東君 松山 千恵子君

南 好雄君 八木 徹雄君

井伊 誠二君 西村 力弥君

野原 覺君 前田 榮之助君

松原 喜之次君 三木 喜夫君

村山 喜一君 鈴木 義男君

出席國務大臣

文部大臣 荒木 萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 縮 彌三君

文部事務官 天城 勳君

(大臣官房長)

委員外の出席者

總理府技官

(科學技術行政官)

官 高橋 正春君

文部事務官

(大臣官房總務課長)

木田 宏君

文部事務官

(大學學術局技官)

犬丸 直君

農林技官

(振興局普及部長)

江川 了君

通商産業事務官 新田 庚一君
(企業局企業第二課長)
專門員 石井 勝君

五月十六日

委員 原田 憲君、上村 千一郎君及び山崎 始男君 辭任につき、その補欠として安井 誠一郎君、福永 一臣君及び西村 力弥君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 福永 一臣君 辭任につき、その補欠として上村 千一郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十六日

公立高等學校施設費國庫補助法案(山崎 始男君外九名提出、衆法第四〇号)

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

學校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)

學校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七五号)

○濱野委員長 これより會議を開きます。

學校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)及び學校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出

出第一七五号)を一括議題とし審査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。高津正道君。

○高津委員 私は、去る土曜日の當文教委員會がこの工業高等專門學校法案審議のために四人の参考人を招いた際、むろん出席して御意見を拝聴いたしました。論旨のみならず本人の本心を読みとろうとして聞いていたのではありません。本案賛成者の一人である。元山梨大學學長安達氏は与えられた十五分を効果的に生かすべく、あらかじめ用意された原稿をどのように音吐朗々と読み上げられたのであります。その中に次のような一節がありました。戦後こつ然として六・三・三・四制なるものが出来たついでに採用された、そのとき私はこれではわが國の産業進展に重大な悪影響があるかと思つた、はたせるかな——やはり声が高かったです。最近經濟界から中級技術者の非常なる不足が盛んに政府に訴えられるに至つた云々というくだりでありました。この部分を讀まれたときの安達参考人の音声には一きわ目立つた情熱がこもつていたので、私はこの人は六・三・三・四制に強い反感を持つ教育行政家だという印象を強く受けました。もう一人の賛成意見の東京教育長木下一雄氏は、イギリスの教育事情視察の御自身の知識、体験から、單線型の六・三・三・四制はあたかも時勢おくれであるかのように陰に陽に批判して、本法案のごとくすみやかに複線型に修正すべ

きだという主張でありました。参考人の四人のうち二人は賛成、二人は反対、その賛成の二人がそろいもそろつて現行の六・三・三・四制に対して反感を持たれ、不信の念をいだいていられるのに私は驚いたのです。私の頭にそ

とき、悪魔は昔も今もしばしば美男であり美女であるという記憶が浮かんだのであります。お二人を悪魔だと言つてゐるのではございません。また憲法調査會の復古調のお歴々が、現行憲法はアメリカのお仕着せだから、早くからだにびっちり合う着物にしなければならぬと言われることまで、私は連想してゐたのであります。造船工業等々の經濟団体、すなわち財界から強い要望があるものでこれにこたえねばならないという、表面はきれいでありませうけれども、教育畑の本案賛成者には、六・三・三・四制が非常に多いという事実、このことは重視しなければなりません。アリの一穴から千丈の堤防もくずれるとも申します。この工業高等專門學校の新設という形の複線型導入は、遠からず六・三・三・四の本建築をゆるがす禍因であり、その第一歩ではあるまいかと、私はこの点を非常に憂えておるものであります。荒木文相は、そうではないとお答えになるのであります。ところが、本案に対し広く持たれておる大きな疑念でありますので、この疑念が解消するような御説明をお答え願ひたいと思ひます。これが第一点です。

○荒木國務大臣 この前の委員會でもお答えを申し上げた趣旨を繰り返させていただきますことになろうかと思ひます。私は、六・三・三・四という制度が戦後アメリカによつて示唆を受けて發足した事實は否定いたしませんけれども、今日まで十數年間あの線に沿つて忠実に歩いてきた日本の教育界の實情、成果、そういうものを考えあわせまして、六・三・三・四の制度そのものに變更を加えねばならぬとは私自身は一つも考えません。しかしながら、教育を受ける側から見ました場合に、ことに大學にいくかいかないかを中心

に考えた場合に、すべての人が四年制大學にいかねばならぬ、いくほかに道がないかということ、十全ではないと思ひます。教育を受ける國民の側に立ちました場合、單線型でなしに複線型である方が教育の場はそれだけ豊

かになり、教育を受ける側から見れば善政であると感じるのであります。そのことが技術革新の当面及び将来長きにわたつての國家的な要請とはかならずしも結びつくという意味において、産業界の要請にこたえることにもなるうかと思ひますが、それより前に、今申し上げたような考え方のものと、こういう制度が必要だと考えるのであります。六・三・三・四の制度そのものに微動だもさせるものではないと理解いたしております。

○高津委員 六・三・三・四の教育体系には微動だもさせる意図はないというお答えでございましたが、私はその御答弁ではまだ了承して疑念が雲散

味におきましては、御案内のごとく、中学におきましても技術・家庭科の新設によって、基本的な常識を与えることを考慮しておりますし、高等学校におきましても、農業高校におきましては、教科課程等に前向きな考慮をいたしまして、新しい指導要領も一両年後には実施する段階にきております。

高等専門学校だけに限してお尋ねでございますが、そのことは今申し上げた通り、タイミングとして切実さが工業ほど現在はないということで、御審議の対象外に一応はなっておりますけれども、今後に関しましては、農業基本法との関連を十分に念頭に置きまして、検討を加えさせていただきますように思っております。

○高津委員 農業地帯の青年にも安定した職業を与えるためであって、農民のためにも思っているのだ、あるいは今工業高専をまず問題にしたのは、緊急に至るの要望にこたえざるを得ないから、こういういろいろ申されましたが、緊急に至るの要望というのは、農業、農村についても同じように言えるのじゃないですか。そこだけ伺います。

○荒木国務大臣 見方によりますれば、お説ごもっともだと思います。ただ、量的に数多くの科学技術者を必要とするという意味合いから申しての緊急性ということだけから申しますと、先ほどお答えした通りに申し上げ得られようかと思えます。質的に申しますと、今後にわたっての新たな角度での人材養成ということから、質的にはまさしく御指摘のような緊要さを感じますが、それは曲がりなりにも現在の農業高校ないしは四年生大学あるいは短

期大学等によって当面は量的には一応まかなえるという推定がございますので、この点から、農業につきましては、高等専門学校を考えるにいたしても、時期的にはちょっとずらしてこれから検討させていただこうかというのを申し上げた次第でございます。

○高津委員 農業の衰微ということ、農業が工業に比べて所得格差が云々されるのは、ほとんど必然の運命のようになっておいて、原因がいろいろあると言われますが、実は人材が欠乏しているのだ。それにはやはり上級、中級、初級というおのおのの人材も足りないのだと思うのです。農業では非常に困っておられるけれども、このたびは見送りであって、県段階でも単位の農協でも、いい人材が集まっていけないのですよ。それでは農業はいよいよ不振になるというのが常識でございますが、そこはまあ二の次にして、今回は緊急な需要に應ずるためと言われれば、やはり農民としては、われわれは軽視されているのだ、われわれはなるがままにまかされているのだ、こう受け取るであらうと思えますが、大臣のお考えはいかがでございますか。

○荒木国務大臣 あるいは御指摘のような気持を抱かれる向きもないとは言えないと思えますけれども、しかし農業は、日本の農業について特にそうであると思えますが、いわば米作農家をとりまますなら、投下資本は一年に一回しか回転しないというのがときどき本質的な弱さを持っているのが特徴だろうと思えます。さりとて、食糧を少なくとも自給できる線まで維持確保するとい

う国民的な要請も必然であると思えます。そういうことから、食糧法その他の支持政策がとられ、また営農面につきまして、もろもろの補助金、助成金等を国民的な立場から考えてこれを支

持してきておる。それを一ぺんに取り払うわけにはむしろ参りません。しかしできるならば農業が、企業として、他の企業、産業と同じような考え方で、自力でやっていけるようにということが一つの目標であることもすに御案内のごとくでございますが、そういう方向には一歩に過ぎませんが、おのずから順を追うて、それだけの能力を農村に注ぎ込むことがあわせ行なわれて初めて可能だと思えます。そういう意味合いから総合的な施策が必要であらうと思えますが、そのやむを得ざる必然的な総合施策の緊急度合いに

応じて、たとえば高等専門学校程度の農業に関する学校施設等も必要ではございまして、タイミングからいえば、当面の工業に關して必要とするよりも、時期的には幾らかずれるを得ない。ずれてもやむを得ない事柄だと認識するわけでございます。ことさらに農業に關して高等専門学校を工業と同時に発足せしめないということは、農業を軽んずるという意図から必然的に生まれてきたものではむしろございせんことを、御理解いただきたいと思います。

○高津委員 政府の論理に立てばという前提で今の質問をいたしました。農業高専を作りなさい作りなさいと言つて勧奨しておるわけではございせん。それではお尋ねいたしますが、農業高校、それから農業短大、総合大学の農学部、それらの入学者志望者は過去

三カ年、今年の三月を含めてどういうような傾向になっておりますか。減少しつつありや、増大しつつありや。

○荒木国務大臣 数字的に答え申さなければお答えにならぬかと思ひますが、政府委員からお答えさせていただきます。

○天城政府委員 今手元に数字を持ち合わせておりませんので、今すぐ取り寄せて御返事をいたします。

○高津委員 数字はあとでいいですから、増大しつつありや、減少の傾向をたどりつつありや。

○天城政府委員 傾向としては減つております。

○高津委員 減つておるのなら、それに対して文部省はどういう対策を今日までのところとっておられるのか。

○天城政府委員 農業関係の学校につきましては最近の傾向でございまして、今全般といたしましては減少の傾向にございまして、科目によりましては逆に非常に需要がふえておりますし、また人学志願者もふえてきております。たとえば高等専門学校農業課程のここ数年の傾向を見ましても、同じ農業の中で、たとえば園芸でござい

ますとか、あるいは農業土木、あるいは農業関係のうちでも技術的なものを要する方面の学科につきましては、在籍者もふえておりますし、学科数もふえてきておるの一般的な傾向でござい

ます。

○高津委員 統計は完全なものでなければ結論が誤ることになりますから、中にはふえておるものがあるが全般的には減つておるということですが、トータルでいへば減つておるのですか。

○天城政府委員 ただいま数字を取り寄せておりますから、正確なことは資料が参りましたから数字で申し上げたいと思ひます。

○高津委員 昨日荒木文相は、六・三・制は一級国道のごときものである。この工業高専は二級国道のごときものである、二級国道を新たに敷設するということとは、一級国道の軽視ということにはならない、こういう論理のお答えをなさつたが、私はこの法案が工業高等専門学校である点を考えれば、一級国道を持つておるものにまた二級国道をくつつけるので、政府の論理からい

えば、やはり二級国道は農民に一本くらしい与えてやつてよいのじゃないか、こういうことになりませんか。今回は片一方には二つ与え、片一方はゼロです。

○荒木国務大臣 国道にたとえるのも完全にびたつとききませんけれども、その例で申し上げれば、工業に關する二級国道的な考察は、工業に關する一級国道が自動車や通行人であふれてお

○山中(吉)委員 関連をしてお聞きしますが、この法案は工業に關して限定をして専門学校を作るのだという立法趣旨の提案説明をされて、そして出されておるわけですが、この法案を国会で承認を得て、またあとで農業に拡大する、水産に拡大するというならば、われわれをベテンにかける法案だと私は考へておりますが、一応工業關係に限定して出しておいて、そして次に農業専門学校を作る、水産専門学校を作る、そうしてあらゆるものに専門学校を作るという意圖でお出しになつてゐるのか、いま一度はつきりここで言つていただかなければならぬと思ふ。

○荒木国務大臣 制度論としましては、高等専門学校を工業に限るということとそれ自体は本来適切じゃないと思ひます。四年制の大学以外に高校と一體をなした五年制の大学に準ずるような制度があることが教育の場を広げる、機会を多く与える意味においては認めるべき制度だろうという意味においては、工業だけに限ることとそれ自体が私は適切でないと思ひます。工業だけに限りましては、数日来繰り返して申し上げておりますように、学校教育を、完成教育を受けて社会人となつた場合、それがルンペンにならうとなるまいと政府の知つたことではないという考へ方であつてはいくまい、卒業をした以上は、その在学中に身につけた才能、技能、學問等を十分に活用いたしまして安定した職場が与えられることも当然あわせ考へらるべきことと思ふのでございまして、そういう角度から考へました場合、当面絶対間違いないと一応考へ得られますことは工業だ、こう考へた次第であります。

○山中(吉)委員 関連をしてお聞きしますが、この法案は工業に關して限定をして専門学校を作るのだという立法趣旨の提案説明をされて、そして出されておるわけですが、この法案を国会で承認を得て、またあとで農業に拡大する、水産に拡大するというならば、われわれをベテンにかける法案だと私は考へておりますが、一応工業關係に限定して出しておいて、そして次に農業専門学校を作る、水産専門学校を作る、そうしてあらゆるものに専門学校を作るという意圖でお出しになつてゐるのか、いま一度はつきりここで言つていただかなければならぬと思ふ。

かもこの学校制度は国立に限りませんが、私立の高等専門学校も当然予想された制度でございまして、私学の現状を不当に圧迫し、混亂させるようなことは避くべきである。まだはつきりめどのつかないばく然たる一般的制度をこの際打ち立てるといふことはいかがなものであらうか、そういうことを考へまして、現実に即して工業に限つた制度として御審議を願つて通過さしていただければその線です。スタートしう、今後農業について、さつき申し上げましたように、検討の結果今申し上りようなものを条件を考へ合わせましても必要なりと考へましたら、あらためて国会の御審議をお願いして追加すべきはする。そうすべきことが最も妥當であると思つておる次第でございまして、ベテンにかけるなどということでは毛頭ございせん。むしろはつきりと工業に限つて御審議を願つて、必要があるものはすべて国会を通じて立法措置を経て追加するならばというところこそが、民主的な態度であると思ひます。

○山中(吉)委員 工学を圧迫するから、専門学校というのには専科大学の変形という姿で出ておる關係から、開くところによると工業だけに限る、そして圧迫しないんだというところで私学団体に納得をされたと聞いておるのですが、それはいかがでしよう。

○荒木国務大臣 私学との相談の途中におきましては、そういう御意見等も私学からあつたようございまして、私学の日本の教育に多年非常な貢献、協力をしてもらつておるその現実の立場及び力、それを無視してこういふ法案

は作るべきじゃない、御提案申し上げるべきじゃないと思つて、私学の方のそういう御意向も十分に尊重して考へたことは事実でございまして。

○山中(吉)委員 そうすると、現在は私学団体がうるさいからまず工業に限つて法律を作つて、ほとぼりがさめたときに他の方向にこの専門学校を拡大していくというのが、文部大臣の率直なる腹の中ではないですか。

○荒木国務大臣 妙にひねくり回しておつしやうとそんなふうなせりふになります。さつき申し上げたように、私学というものの存在はまともな日本の教育という立場から考へます場合に、当然尊重するべき存在と思ひます。その私学が、当面は工業ならば私学として賛成だ、その他のものはもとと検討してからにしたらどうだという意向がありまして、その意向をまたわれわれも反響して考へました場合、まさしくお説を尊重せねばならぬ。直打ちを感じましたから、そういう御意向も念頭に置きながら工業に限定するといふ判断の基礎にはなると思つております。私学がうるさいから賛成したものだけ——それは外面的に言へばそう言えないことはありせんけれども、いろいろと勘ぐつて皮肉がましく山中さんのようにおつしやればそういうせりふもあるいはあり得るかと思ひます。さうでなくして、大まじめに考へて、私学の意向は尊重すべし、日本の教育を考へる場合当然のことだ、こういう心がまえで意見も拝聴したわけでありまして。

○山中(吉)委員 ひねくり回しておるじゃないのですよ。事実私学に納得さすときには、短大を圧迫するということも心配なので、現在の中等科学技術者養成という目的からは、農業教育も必要ではあるけれども、これは高等農業の充実とか農学部の実績で、中堅農業者技術者などは要らないのだ、工業についてはどうしても中堅技術者が要するという本来の立場から、工業に限つて専門学校を置く、そういう精神、そういう考へで説明をされてきておつたので、率直に私学關係においてもこれ以上ほかの学科に拡大しないということとはうそでなくして、将来もそういう一つの教育政策でいくという觀念からお出しになつたとわれわれは受け取つておる。ひねくつてゐるのではない。そうじゃなくて、今大臣の思想の中に非常に重要な問題があるのです。戦前の専門学校という制度をあらゆる面に拡大をするという思想に立つておるならば、そういうふうに言つて堂々と法案を出されなければならぬと思ふ。それを聞きましておる。どちらですか。

○荒木国務大臣 基本的な概念論としてはさつき申し上げた通りであります。高等専門学校というものは、工業に限らねばならない必然的な論理というものには私は私はないと思ふ。あくまでもこれは学校教育を目ざすところの国民の側に立つて考へねばならないと思ひます。さういふ意味合いから申し上げると、あえて工業に限らぬ。本質的にさういふ意味で工業も必要であり、農業も必要であり、商業も必要であるというがごとく、必要であるならば必要に応じて作られていくべきものと思ひます。その判断はあくまでも国会で御決定をいただくべき筋合いと思ひます。

御提案申し上げる場合の前提条件として、私学の意向も尊重することも先ほど申し上げたように当然でございまして、さういふいろいろな要素を取り入れたつて国会の御審議を願ふ必要があり、それに値すると提案者として考へました場合に御提案申し上げて、国会の意思によつて御決定を願つて追加すべきんばしていくべきもの、制度論としては私はさういふものだと思います。

○山中(吉)委員 こういうことなんです。私は論理だとか何とかでなくして、現在の学校制度は小学校、中学校、高等学校、大学という六・三・三・四制である、それを今度専門学校は旧制の専門学校と同じように、いわゆる高等学校と大学の中に中間的な一つの専門学校という新しい学校階層を入れた。工業だけに限るという思想ならば、六・三制というものを一応主流にして、さうして六・三・五ですか、これをまず枝葉のようにして工業に限つていくんだという、さういふ思想になつておるんだと、さういふふうには大臣は説明されたのです。今の思想ではさうではなくて、専門学校という階層を全部にはうり込むのだ、さうすると現在の六・三・三制に最初から反対なので、昔のように小学校、中学校、専門学校、大学という制度に持つていくという思想を今言われてきたことになつてから、どちらがほんとうですかと言ふのです。さういふ思想の上に立つてはつきりと言われなければ、この法案の奥にひそんでゐるこれからの発展の姿というものが違つてくるのですから、われわれの審議には重要な文部大臣の思想なので、これはひねくりも何

もないです。大臣のおっしゃるところは、この学校制度を否定をして、専門学校階層を置くということならば、とりあえず工業が必要であるから工業を置いて、あと農業、水産、家庭、全部専門学校階層を作るきつかけになるんだという御思想なんじゃないですか。

○荒木国務大臣 今のお尋ねの点は、別に、提案理由を申し上げまして以来のことから隠しておるわけではありませぬ。さつき高津さんの御質問にも引用されましたように、六・三・三・四といふものは一級国道として厳然として存在し舗装も完成して行くべきだ、しかしながら日本の現在及び将来を考えます場合に、これだけでは足りない、二級国道が当然必要だ、さらにまた繰り返し申し上げますように、教育を受ける側に立つてものを考えて判断するべきだという意味において、複線型といふものは青少年に対して教育の機会均等の線に沿って充実していく方向をたどることは否定できないことですから、諸外国の例等も考え合わせまして、制度として新たなものを複線型にくつつける、プラス・アルファとして添える、このことが必要であり適切であると考へて御提案申し上げておるといふことは、るる申し上げた通りでございます。そうしてまた学校制度論としては今も申し上げましたように、工業に限ることが本来理屈の上じやおかしい、しかし現実には日本の経済が、日本の国民が、国が、国民的立場において必要とする線に沿うことが教育施策としては適切だと思ふわけでございます。

ますが、その意味ではっきり見きわめつけ得る、ルンペン製造にならないというめどを立てるとするならば、この際工業に限って御審議願うべきだ、そういう意味で工業に限っておりますから、工業を中心に御説明が集中しておりますことはこれは必然のやむを得ざることであります。基本的な考え方としては複線型であつてしかるべし、そういうことでございませう。

○山中(吾)委員 大臣は私の質問を御理解願つていないのです。官房長に聞きますが、専門学校をだんだん拡大していくという思想のもとに今工業を置いてくれば、いわゆる大学と高等学校の間に新しい専門学校という階層を置くべしとの前提の上に立つことになりませう。そういういわゆる六・三制といふものに対する新しい学校制度を作るといふ思想の上に立っていることになるのです。それでいいんです。おの六・三に賛成の人もあるし、反対の人もあるし、複線型にするか、あるいは六・三そのものに専門学校の階層を入れるという新しい学校制度を正しいと思ふならば、それは正しいと主張されていいのですが、今の専門学校を工業専門学校に限れば、これはちよつと回り道をする、国道を切りかえて一部補助道路になるだけなんです。ところが大臣の言うのは補助道路だけでなしに、新しく六・三・三の間に専門学校を置くといふことなのです。から、違つてくるでしょう。学校制度に対する根本の考え方が違つてくると思ふのです。そのことを聞いています。いい悪いを聞いています。いい悪いのです。どういふ思想の上に立っているかということを知りたい。

○天城政府委員 御指摘のように六・三・三・四という学校制度にいたしまして、制度といたしましては六・三・五という学校制度ができることになつて、こう思つております。

○山中(吾)委員 それなら学校制度、六・三制といふものを変えていくのだとはっきりおっしゃつてもいいくらいに思ふんです。

○天城政府委員 六・三・三・四という制度に対して六・三・五という制度ができることで、六・三・三・四以外に一切学校制度がないという前提で、それに別の制度ができれば六・三・三・四制度を変えたといふことになりませう。けれども、六・三・三・四が残つておるといふことでは変えていないといふことになりませう。ちよつと言葉のあれになります。はつきりそういうことがいえます。

○山中(吾)委員 農林省の局長さんおられましてね。農業基本法の政府案の中の十九条に教育の充実と書いてあるので、これは文部大臣としては責任があるわけなんです、そのときに農業教育の充実といふものは、一方に農林省の責任がある。そういう法案を提案されたのですから、今工業だけが技術者の養成ブームに乗つて論議をされておるのですが、こういう法案が出るたびに、反対に農業教育についても忘れてはならないと思ふのです。そのときに農林省では農業教育の振興についての基本的方策は、文部省と十分に御連絡になつて対策を立てておられるかどうか、それが一つ、それから農業教育の場合には、一休中級農業技術者養成と

いうような専門学校、こういうものが必要であるか、教育の充実、農業の場合には農業高等学校を充実するといふことが私は一番いいと思ふし、それから農学者を作り、高級の指導者を作るならば、大学の農学部がい、農業専門学校といふものは農業教育の場合には私は不適当だと思ふのですが、御意見がなければいいですけれども、それもあわせて言つて下さい。

○江川説明員 先ほど御質問がありましたので、あわせてお答えいたしたいと思ひますが、農業が御指摘のよう自給農業から、少しでも所得の増大をはかるという方向に向いていられる商品生産の農業へ大きく変わつておるといふことは御指摘の通りでございます。かててたゞいま御審議を願つておる、選択的拡大法案の線に沿ひまして、農業構造の改善という方向へ大きく持つていきます上につきましては、特にこれは農業就業者の資質の問題といふことに第一して参ると思ひます。かてて資質の問題となりまして、結局はそれは教育の問題であり、また私どもが担当いたしております普及事業の問題であらうかと思ひます。そういう観点から私どももいたしまして、農業あるいは農民の知識、技術の向上といふことについては、特にそういつた新しい方向へ向かつてい、今日、非常に大きな関心と努力を払わなければならぬと考へておる次第であります。直接農林省の担当部といたしましては、現在農民教育、いわゆる農業就業者の技術水準を高めるといふ役割を農業改良普及事業という面

から担当いたしております。そのために大体全国で一万九百六十四名の農業改良普及員といふものをかかえております。まづもつてその農業改良普及員を通じて農業者の資質向上をはかつていくということが当面の最も大きな課題であると思ひます。それにつきましてはひいては普及員の資質の向上をはからなければならぬ。特に選択的拡大という方向から見まして、これまでの農業に対比いたしまして特に果樹農業あるいは畜産部門といふものが今後大きく伸びて参ります。従ひましてそういう部門について普及員の整備拡大をはかつていくということを実は考へておりました。そのために現在畜産につきましては四百九十三名、果樹につきましては四百九十一名のそれぞれの特技普及員がおりますが、それらを大体昭和三十八年を目途といたしまして、畜産につきましてはさらに千四百六十五名の拡大をする、果樹につきましては八百六十七名を増員をしていくというように考へております。なお農業者自身の教育、普及員を通じての教育と同時に、農民自身の教育対策といたしまして、特に本年度からはラジオ農業学校の開設、あるいは青年会議の開催等を通じて、農民の研究あるいは農業改良の実践活動をさらに推進していくというように考へておる次第であります。特に御指摘の問題と関連いたします問題は、はたして現在の学校施設でそれが十分であるかどうかといふことがそのことに関連しようかと思ひますが、ただいま申し上げましたような方向で私も農民教育、農業教育を進めていくことにいたしておりますが、現在の段

陪において別段学校施設に不足を来たすというふうなふうには実は感じておりません。

○高津委員 各段階の何というか、各級の農業教育をやっておる部分は、今度の工業高等の新設によって非常な打撃を受けるであろう。農業短大はもちろんでありますが、短大全般も大きい被害者であると思うのですが、その点に対する大臣の御所見を承りたいと思います。

○荒木国務大臣 工業高等専門学校の設置によって農業短大等が被害を受けるといふふうな御指摘でございまして、私も、私どもはそれは考えません。農業短大あるいは農学部を置く大学はそれなりの本来の使命を持ち、本来の志望者を吸収して教育をする場でございまして、工業高等専門学校のほう読んで字のごとく工業プロパーの立場に立つての教育でございまして、あれとこれと本質的な競合関係は生じないと思ひます。たまたまさきも申し上げました通り、農村に潜在している一種の半失業者的な過剰人口、それが新たな職場の明るい前途を見てこの方に入志願者が殺到するであろうということは、それ自体農村のためにもけっこうなことでありまして、そのほかに農業技術が新たな分野に対して即応すべき人材の養成等の課題というものは、先ほど申し上げましたような今後に対しての高等専門学校についても検討を加えて、その求めに應ずる努力が当然なされるべき課題としてあるだけであつて、加害、被害、害を加えるとか、害を受けるかというふうな相関関係には私は立たないと思ひます。

○高津委員 農業関係の入学志望者が

総体的には減少傾向にあるというふうなお答えがあつたのでありますが、ここに工業専門学校というものが新たにできれば一そうそれが少なくなると考えるのが、これが常識であります。しかしもっとこまかい、本年三月の状況はどうであつたかなどの数字を聞いた上で、また他の機会に質問をいたします。

○小林(信)委員 関連して、今農業のことと教育のことと話し合ひができ、また農林省の方からも部長さんが来ておられて、非常にいい機会だと思ひますので、質問いたします。

今大臣のおっしゃつた農村にある潜在失業者ですね、これを工業関係に——大臣のおっしゃることは私不適当だと思ひます。今潜在失業者である農村の人たちが、高等工業専門学校ができたから救われるということではなくて、まだ工業学校へも行くことが考えられないような状態なんです。それは財政的なものだけが問題でなくて、やはり農村に生まれた者は農村で、もって何とか生きていこうという希望が、私は一番強いと思ひます。従つてそれが、高等専門学校ができたから非常に希望が持たれたというふうなことはならない。そのまだ前の段階の工業高校すら行くというふうなことに迷つてゐる状態だと思ひます。そのことはさておいて、その潜在失業者を救うのに、工業関係の方へ吸収するようになつていくべきだと思ひます。農民の考えが強いと思ひますが、農民の考えが強いものは必ずしもそうでなくて、農業自体においてその潜在失業者も救われていくかというふうな考えがあると思ひますが、この点大臣は、農業

そのものでもつて救うというお考えでなくて、かえつて工業方面へそういう人たを吸収するように仕向けよう、そういう努力を払う気持でおいでになるわけですか。

○荒木国務大臣 お尋ねの点は、ちよつとこれは所管外で責任のあることも申し上げかねますので、抽象論を出でませんが、考え方としては、御指摘の通り、農民の気持は率直なところ、農業に従事しながら他の産業との格差を縮めて、少なくとも同列以上になつていきたいものだと思ひます。思ひますけれども、現実問題は、先刻も触れましたように、農業それ自体に内在する経済的条件の劣悪さ、これは世界的な共通のことでと思ひますが、また日本の耕地面積が狭い。言いかえれば農民一人当たりの耕地面積というものは、世界一に狭い国だと思ひます。それを集約農業で今日までどうやらやってきた。さらにここで所得の倍増を目ざしてやるとするならば、おのずからそこに限界がある。限界があつても、なおかつ農業所得をふやしていく施策が講ぜられねばならぬときに、いわば必要以上の人口を、余儀なくではありましようけれども吸収してゐる。その余剰人口をどこか安定した職場に吸収する施策が当然行なわなければならない。そうしてその反面、一人当たりの耕地面積ないしは農業収入が向上するということの結果づけられるということもあわせ考えられねばならない。そういう前提に立つて、先刻申し上げておるのであります。従つて御指摘の通り、まず工業高

校の配置もその線に沿つて農村地帯に考慮されねばならぬと思ひます。同時に

にまた工業高等専門学校のときも、ブロックごとに配置を十分に考えねばならぬと思ひます。そういうことがあわせ考えられて初めて、農業それ自体について生活を安定し、向上せしめていくという希望が達せられると同時に、潜在失業者的な宿命をかこつておる人々に対しては、がらかな前途を約束し、新たな雇用関係ないし職場が展開されていく、両面あわせまして初めて農村の期待にこたへ得るのではないかと私は思つております。

○小林(信)委員 先ほどの御答弁を聞くと、高津委員からお話しになつたように、農業軽視ということが非常に感ぜられるわけです。今政府が農業基本法を出して——この農業の方は工業と逆の立場で、瀕死の状態にある。腹脹をきわめる者だけに施策がなされるということとは非常に片手落ちだと思ひます。かえつて瀕死の状態にあるものに適切な施策をしていくということが大事な点だと思ひます。そういうような考えからお聞きして参りますと、どうも農業それ自体で新しい技術者を作つていくというふうなことで、人口を移動させる方がいゝのだというふうな点から文教政策、あるいは文部大臣と言つてもいいわけですが、農村に對するこれらの人たちの教育という面が非常に重大に考えられてこなければならぬわけですね。そこで農業基本法、政府の案で今衆議院を通りましたもの、これから考へて参りますと、池田総理大臣もいつかの本会議でこれが上程されたときにはつきり答弁していらるのですが、今後の農村は資本主義の

中でりっぱに成り立つようによつていくんだ。その後のいろいろな意見を聞いてみますと、従来の保護政策の中で農村をたくましくしていくというふうなことは考えなければならぬ、もつとたくましい農村を作つていくためには、やはり企業化して、企業として成り立つようによつていくことがいいんだ、結局それは簡単に言へば、今の一般経済界の中に行なわれているような、弱肉強食をあえてやらせるところに農村の新しい発展があるのだというふうにも考えられるわけです。そういうことを根本的に持つてゐる政府とすれば、やはりそれなりの教育というものがなければ、今の農村の人たちは単に農業労働者になつてしまふ。自立経営をしつていふふうなことを言つておられますが、それは一部の農家に許されることであつて、あとの農村の人たちは、単にその下で賃金をもらつて働く労働者に終つてしまふのではないかと。そういうふうな危険は、必ず政府としては考えられてこなければならぬわけですが、しかし教育もこの農業基本法の中で十分考慮していくという、あの法案を作つた政府は一つの根拠を持つてゐるわけですね。その教育の面を担当する文部大臣が、依然として農村そのものの自立化を要請すると、か、農村の基幹となる青年の教育というふうなものはあまり考えずに、いかにして潜在失業者、農村人口を他に移動させるかに苦勞する、従つて高等工業専門学校を作ることとはその点で非常に意味があるのだというところをお述べになられて、ますます今度の農業基本法そのものあるいは文教政策そのものが農村を軽視する、農村に對する施策

はまことに冷感さるるものであるといふふうには感ぜられるわけな
んです。そこで、農業基本法の根本的
なものを大臣はお考えになつてい
るのですが、そういう点からすれ
ば、今後の農村に対する教育はどう
いうふうにしていくかということ
を私は
お伺いしたいと思ふのです。

○荒木国務大臣 本来、農業基本法な
るものを本国会で御審議をお願いし
ておるゆえんは、世界的な科学技
術、それはひいては工業の進展を意味
すると思ふけれども、それを中心
に大きく、急激に変わつてつある。こ
の風潮はもつと時がたつにつれて顕著
になつていく宿命的なものがあろうか
と思ふますが、そういう態勢に照らし
合せて、日本農業を見た場合に、こ
れではいかぬ、もつと基本的な総合的
な施策を国家的に考へるのでなけれ
ば、日本の農民は助からぬぞといふこ
とが、私はねらいだと心得ます。従つ
て、その考え方は数年前からよりよ
い、役所関係でいへば各関係省で暗
模索しながら懸念しつつ対策を練つて
おつたことと想像するのであります
が、それが農業基本法の制定によつ
て、国として責任づけられることで、総
合施策が推進されることを期待するの
が農業基本法と思ふます。現に三十六
年度予算を編成しまして、国会の御審
議を願ひ、衆議院を通過するかしな
いころに農業基本法は御提案申し上げ
たと思ふますが、そのタイミングから申
しまして、率直に、露骨に申し上げ
れば、今小林さんのお尋ねのような今
後の農業基本法を契機として将来にわ
たつて、農業、農村プロパーの立場に
おいて、そのための教育施策がいかに

あるべきかということを書いてみると
おつしやいまして、実は系統的な責
任ある内容のものを申し上げることは
不可能であります。不可能であるとい
つて、むろんおつぱり出さうという
のじゃございませんで、農業基本法の
制定の趣旨に従つて今まではよく然と考
えておつたものも事柄を、有機的
に結びつけて、単に文部省のみなら
ず、農林省とも密着しながら、いかに
なすべきかを今後に向かつて検討を加
えねばならぬ責任を感じるわけであり
ます。と申しますのは、農林省自体が
日本の農業を一体どういう構造に持
ていこうとしておるのかとも相照応し
て考へるべきものと思ふのでござい
まして、そういう意味では、率直なこ
ろ、農林省もこれからの作業であり、
これからの問題だと思ふます。概念論
としての構想はむろん農林省では持
ておられるとは思ふますが、それが関
係各省に反映して、相呼応して施策が
具体的に講ぜられる段階には今まだに
なつておるはずがない、今後の問題だ
と思ふのであります。

せめてお尋ねに応じて私どもが申
し得ることは、毎度申し上げること
けれども、一般的な立場において、小
学校時代から、科学技術——これは農
村関係、農業関係を含めた広い意味で
の科学技術の受け入れやすい基礎作
りをする必要であらうという線か
ら、新しい教育課程も制定されたこと
を承知いたしておりますが、中学校にお
きまして、先刻も触れましたように、
技術・家庭科などが登場しましたこと
も、まさにその線に沿つた、必要に応
ずるための対策でございます。高等学
校における新しい課程の構想もその通

りでございますのみならず、農業高校
における学科等につきましても、今申
し上げたような線に沿つた考慮が具体
的に払われて、実施を待ちつつありま
す。それと一連の関連において、高津
さんの御指摘のような意味での高等専
門学校のことも今後について、検討さ
るべき切実な課題でもあらうかと思
ひますが、しからば、いつからどうする
のだ。小、中学校を通じ、高等専門学
校を通じて、四年制の大学、短大等を通
じて、どんなふうな教育内容にしてい
こうとしておるのかをお尋ねにあずか
りますと、系統的に責任を持つたお答
えを申し上げる確定はまだございま
せん。今後の検討に譲らしていただか
なければ不可能だと申し上げるのはそ
の意味でございまして。ただ農業基本
法について繰り返して申し上げますが、国
家的に、総合的に、農林省の日本農業
をいかにせんとするかの構想とマツチ
しました責任のある対策が真剣に取
組んで講ぜられねばならぬことだけを
痛感する次第でございます。

○小林(信)委員 大臣もなるべく、で
きるならそういうこまかいところにま
で答弁をしたい、こういうふうな気持
で御努力なさつておることは、私は非
常に感謝するものでございまして。し
かし私も無理にそういうふうな点までお
聞きしようとは思つておらないわけ
です。やはりそこには私自身のうから大臣
に御質問申し上げておる、私の納得い
かない点が一つ出てきておるわけなん
です。と申しますのは、先ほどもお話
がありましたように、二級国道と一級
国道の問題なんです。一級国道が通り
にくくなつてきたから、二級国道を
作つてもいいじゃないか。一体、この

二級国道を一級国道にここでもつて例
に出すということが私は非常に問題だ
と思ふのです。第一京浜国道と第二京
浜国道ならいいのです。一級国道と二
級国道は必ずしもこれは同じ目的地に
行く道筋ではないわけなんです。これはや
はり建設省からだれか呼んできて聞か
なければならぬかも知れません。そ
ういうでたらめな例を取り上げてい
るところに、私は六・三・三・四の問題
が大臣にもう少し真剣に考へてもら
いたいと願ふところなんです。という
のは、今の大臣の例でいいと思ふので
すが、一級国道がもう交通量が増大し
てのめない。だから二級国道を作
つてもいいじゃないか、いわゆる並行道
路ですかね、作つてもいいじゃない
か。ところがその一級国道がのめな
いは普通の道路と違ひまして、道の幅
を広げるとか——これは普通の道路を作
る場合にはちよつとむずかしいかもし
れませんが、六・三・三・四というも
のは政治の力でもつて幅員を広げるこ
とまでできると思ふ。あるいは立体交
差を橋を架ければいい場合もあるわけ
です。今の農業基本法を一方に出す。
これは農村が今何かに直面したのじゃ
ない。宿命的に農村というものは非常
に問題になつておる状態なんです。今
始まつたことではないのですから、こ
ういふものに十分な施策をしていくこ
とが、これが今まで持つておりました
ころの一級国道というものを整備し、
あるいは広げたり、あるいは立体交差
をすることを作つたりすることだと
思ふのです。そういうことが、今大臣が

言われる通り、これからこの基本法が出
て、関係官庁とのいろいろな話し合い
によつて適切な道を開いていくとい
うような工合で、すべて立ちおくれ
るわけですが、その方の仕事を怠つて
おるから、並行する道路を作つてい
かなければならぬといふふうなこと
になるのですが、もつと基本的なものを
かりお考えになれば、あえてこういう
行道路を作らなくともいいというこ
とになりはしないかと思ふ。そういう
意味からしても、農村問題、農村教育
といふふうなものについて、私は一つ
の例をおつてお考え願つたわけなん
ですが、私の特にこれから考へていた
なればならぬことは、農村という
ものが、今の農業基本法的な政府の出
ておるものでいくなれば、単に技術者
を養成するといふふうな形でいって、
これはとんでもないことになつて思
ふます。もつと経営能力をもつことが
できるようなそういう農村を作つてい
かなければならぬと思ふのです。単に
技術提供者になれば——農村という
ものは、やはり農業経営者と、今の一般農村
青年といふふうなものは労働を提供す
る労働者になつてしまふ。今の農村の
自主経営を増強するといふふうなもの
は看板になつてしまつて、私は農村とい
うものは依然として恵まれない状態に
なるのじゃないかと思ふ。今改良普及
事務所のお話がございましたが、これは
農林省として最も力を入れていること
ろだと思ふのですが、教育の分野でも
相当に考へていかなければならぬこ
とであつて、農林省自体だけでどうい
う問題を考えておることがほんとうは
変則だと思ふのです。やはりこれは教育
行政を並行して、深い関係、密接な連絡

り入れる場合に、西欧並びに諸外国の制度をどのように日本に持つてこようとしたか、いわゆるこの国のどういふ点を参考にしたかという点を聞かしていただきたい。これは数回そういうことが出ておりますので、その点を一つ明らかにしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 制度としてどう受け取るかというお尋ねの点について申し上げたいと思ひますが、すでに先日来繰り返し申し上げておることの繰り返しにとどまるかと思ひますが、申し上げず。教育制度、学校制度としては、私はいわゆる六・三・三・四の単線型、アメリカのように単線型でやうていくやり方もございまいしやうが、ソ連、西歐諸国のように、複線型でいくこともまた当然考へ得る。どちらがいいかとなれば、私は複線型の方がいいと思ひます。そのいい悪いの根拠は、単線型がすつきりしている、今まで使ひなれた、十数年経験を経たんだからというだけで、それのみで最善であるという結論には当然にはならぬと思ひます。繰り返し申し上げましたように、六・三・三・四の制度そのものが、今日やうてみまして、そのことそれ自体に私はけしからぬ点があると思ひません。しかし、学校制度を考へる場合には、単にその制度の抽象的な評価以前に、何のためのものか、教育制度というのは、学校制度といふのは、あくまでもその学校において学ぶであらうところの青少年の側に立つてものを考へるのが、基本的な価値判断の基準だと思ひます。そういう意味から言いますと、六・三・三・四のコースをたどることも、これもけつこうなこと、同時に六・三・五といふ

コースをたどる道もあつていいじゃないか。四年制の大学では、研究を主体とする創造力、クリエイティブな能力を養ふことを主たる目的とするのが四年制の大学の眼目だと思ふのでござい

ますが、そういう研究あるいはクリエイトする能力のある、適性を持った人も当然必要であり、存在すると同時に、現在ある科学技術を完備なきまでに応用するといふ能力に特にひいてた者、しかしその人は研究者としての立場においては必ずしも能力がひいてないといふ人がたくさんいるのであります。従ひまして、四年制大学において研究し、かつ応用的な学問を学びながら、現実には社会に出て、その応用面を活用して、自分の人生を切り開いていくといふ人が圧倒的に多い。それはそれなりにむろんけつこうでござい

ますが、その人の家庭的な条件、もしくは能力、適性等が、四年制大学に適しない、適しないけれども、それしかないから、それにいくほかないんだといふことよりも、そのほかに最も応用的な能力を中心とした、今考へられておる、御審議願つておる高等専門学校のようなものが新たにできることによつて、そういう適性、能力、特色を持った人に対してびたりした教育の場が与えられる、それがアルファとしてプラスされることこそが、学ぶ側の、青少年の側に立つて考へてよきことだと私は思ふのでございまして、その意味で複線型の制度を加へることをこの高等専門学校法案を通じて国民に御理解をいただきたい、こういう考へ方でありまして、これは単に当面の応急措置といふよりも、日本人の特性を生かし、人のおおの特色を自然にこの

方に導き入れることが教育政策として適切である。従つてこの制度は今後長きにわたつて堅持されてしかるべき値打を持ったものだ、かように考へて御提案申し上げておるわけでござい

ます。

○三木(喜)委員 問ひの形が悪かつたために大臣に再び同じことを言つてもらつて恐縮でございまして。私の申し上げるのは、政府委員の方から答弁いただいたいいわけですが、こういう学校制度の改変といふようなことと取り組む場合に、諸外国の例をサンプルにしたといふことを再三述べられておりますので、どこをどういふところを参考に

にしてこういふ制度と取り組まれたかといふことをお聞きしております。

○天城政府委員 結論的に申し上げますと、特定の国の制度をそのまま採用したわけではございせん。ただ考へ方といひまして、必ずしも単線型でない、複線型と申しますか、二本、三本の行き方でそれぞれ目的に応じた学校制度を立てておるところもござい

ますし、それらの点を種々勘案したわけでもございまして、特定の国の特定の制度を取り入れるという考へ方では毛頭ございせん。

○三木(喜)委員 複線なら複線と大臣もはつきり言つておる。複線のこういふところを参考にした、こういう国の例があるじゃないか、すでに参考人からもイギリスの例をあげておられた。そこは政府の施策なんですから、こちらの設問の中に落とし穴をこしらえて、政府をそこへ引っぱり込んで文句を言うようなものではございせんから、ここを参考にしたといふことをはつきり言つていただきたいと思ふ。

○天城政府委員 これは外国の制度を一々申し上げるのもいがかと思ふのでございすけれども、イギリスにおきましても、中等教育のある段階から専門学校の道が開かれておりまして、ある意味では典型的な複線コースの形態をとつておるわけではございす。最初に申し上げましたように、どこの国のそのまゝといふことではございせん。で、私たち別にばく然と申し上げておるわけではございせんが、イギリスもそういう複線型のコースになっております。それから御案内のようにドイツにおきましても、中等教育の段階から職業学校、専門学校といふものが複線型のケースに分かれておりまして、それぞれの目的に向いた学校制度を立てております。ドイツの制度も検討いたしました。フランスにおきましても、中等教育の後期において実業技術中等学校あるいは高等専門学校という制度が総合大学以外にございすので、この実情や制度も参考にしたわけでもございす。ソビエトにおきましても、中等教育を終わりましたから、四年ないし五年の専門学校制度がございまして、大学と別のコースがございす。それぞれの国の事情を見たのでございまして、特定の国のどれということではございせん。

○三木(喜)委員 一つすつきり言つていただいて、時間の浪費をやめたいと思ふのです。

外国の制度を取り入れよう、あるいは日本にそういう制度をやろうとする場合に、外国の制度をまず見習う、この態度はわれわれとして当然だと思ふ。そこで、どこのどういふところがよかつたかといふことを、一応参考にせられたならば参考にせられたといふこととて一つお話を願ひたいと思ふのです。これは大学局か、あるいはまた官房長の方で提示されたものか知りませんけれども、新聞にはソ連のテフニクム、これを比較して出しておる。いわゆる高専では三十九時間、テフニクムでは四十時間だといふような比較もされておるのです。そうすると、時間的にはここはこうだからソ連のこういふ強行軍のところはいいい、あるいはイギリスの技術学校がこうだから、それが後に大学につながるという点がいいといふような点を、一つはつきり言つていただきたいと思ふのです。

○天城政府委員 決してあまいにございまして、この五年制の構想につきましても、この前も私は答弁申し上げましたけれども、昭和二十九年以来中央教育審議会の三回の答申もございすし、また科学技術会議からも五年制の一貫教育をする学校制度についての答申も出ておるわけではございす。五年制の構想につきましても、急でなくてそういう数年来の構想の上に立つてこの制度を実施いたすわけではございまして、特定の国のこの制度が一番いいから、それをすぐ持つてくるという考へ方であつたわけではございせん。

なお今ソ連のテフニクムの例をお出しになりましたけれども、これは特にテフニクムの制度を初めから意識してその制度を入れたという意味じゃござ

いませんで、これも記者クラブとのレクチュアの一例として、外国の制度の中で専門学校の教育内容についてどういうのがあるかということで、たまたまその資料が、機械工学科でありましたか、ありましたこと、原局の担当者がレクチュアしたというのが事実でございませう。でありますから、初めからそれを移すためにこの制度を特に研究したという意味ではございませう。

○三木(喜)委員 そうしたら、その点はけっこうでございます。

私は、こういう諸外国の制度を取り入れる場合、特に科学技術者の問題につきましても相当大きな問題である、大臣もお触れになったと思いますし、私たちもその面の重要性というものにつきましても非常に認識を深めておるわけなんです。ただ文部省と文部大臣という形だけでは、この大きな問題は取り組めない。それくらい問題が大きいのであります。従って、こうした問題を当初計画する以上、われわれとしては相当大きな費用をこれに投入してもらわなければ、産業界並びに世界の技術革新の要請には応じ切れないう願いがあればこそ、こうしたことも一応お聞きしておるわけなんです。さらに話を進めまして、私が申し上げたいのは、かりにイギリスの制度を取り入れられたとした場合、あるいはそれを参考にせられたとした場合、私はやはりイギリスはイギリスなりの国情があると思う。まずその第一は、イギリスとしては国民所得の二%を科学技術者の養成に支払って計画しております。なお十年間に科学者を数倍にせよというような野望の強い意見もあるわけでありませう。現在の状態においては、理

工系がイギリスは四四%、日本においては二%、こういう数の上の劣勢がありますから、なおさら私はこれに対する予算措置あるいは大きな計画というものが必要じゃないかと思う。そういう考え方でかりにイギリスの型がいろいろお考えになるとすれば、それに対する措置をとっていただくということが大事じゃないか、こういう立場でまずお聞きしておいたわけでございます。

○三木(喜)委員 そうですね、この学校制度として受けておる場合に、その欠点であるところを補わなければならぬということ、先がた申した通りでございますが、特にこういう制度と社会保障制度と結んでこれを考えていけば、相当ここにまた問題があるんじゃないかと思うのです。そういう科学技術者養成と制度の問題、そして、どうして科学技術者を多くするかというように、これを考えていくときには、三年制の工業教員養成のところでは、いろいろ話が出ましたように、給費の問題等も考えていかなければ、財界あたりのひもがついて、そうして工業教員養成をやろうとしたときに、それが完全を期し得ないというように、そのようなものもあると思うのです。そういう点、将来いよいよ科学技術者を重点的に養成しようとするならば、どのような奨学制度なり就職の問題あるいは奨学金の問題を考えていったらいいかということ、政府の方から言っていただきたいと思ひます。その点どうですか。

○荒木(国務大臣) 社会保障、特に育英奨学の点がお話の点に一番密着した課題かと思ひますが、これはひとり高等専門学校を対象とするのでなしに、全

一般的な対策として育英奨学の制度を充実発展せしめていくべきことは当然のこと、心得ております。現実問題としては、この高等専門学校に入る人に相当特別奨学制度の特典を持ち得るような人が入ってくるのじゃないかと期待するわけでございませうが、それはそれとしまして、今申し上げるように、全般的な育英奨学制度の充実をもちましてこの面の需要にも応じたいと考えておる次第でございます。

○三木(喜)委員 なお科学技術者養成に對するところの施設の整備について、英国においては、先がた申しました国民所得の二%をこれに充てておる。数千億の金が予想されるわけなんです。後刻その問題についてお聞きしたいのですが、日本においても、施設設備の充実という点について今後所得倍増計画による科学技術者の養成という立場から、どういうようにお考えになっておるか、これもあわせてお聞きしたい。

○天城(政府委員) 今倍増計画の構想の中で、現在の研究投資〇・九%という数字を押えておきまして、倍増計画達成までにこれを二%までに倍増するということ案を政府全体として立てておるのでございます。

○三木(喜)委員 その次へ進みます。これに見合うために、政府の方ですでにいわれております所得倍増計画によるところの科学技術者の養成といたう、この数です。われわれとしてこの技術者の養成の大きな計画の中で、技術革新の必要から、このことの重大性をやはり国民に説き、あるいはまた議論をその方向に持っていくなければならぬ、PRもしなければならぬという

○天城(政府委員) 先ほど三木委員のお述べになりました倍増計画あるいは科学技術者の増員計画と関連いたしまして、私たちの方で一万六千人の理工系の学生増加計画を現在のところ一応定めておるわけでありませう。これに必要とする教職員の数でございますが、これは、国公、私立、四年制、短大いろいろあるわけでございませうが、一応国立大学についての標準とされておりますと、教授、助教授、助手を含めて約三千九百人の教職員が必要だということ見通しの数字を立てておるわけでございます。

者、こういう計画を持っておられるのですか。私たちはこのようにした技術者の養成に当たるところの教職員の数、それからその養成計画、なおこれらの人の給与、免許状というようなものがどういう関係にあるかということで、この五年制の高専の場合は質問をさきにしておいたのです。私の申し上げておるのは、そうしたことを含めて、政府の計画によると、七万人の高級技術者を作るために、十年間に、大学で、あるいは短大で、それから三年制の工業教員養成所で、高等学校で、五年制の高専でというように分けて、ここにいわゆる政府の所得倍増計画が十七万だといっておられるけれども、現実の、今のところではこれだけの人でよい、これだけの人を大體文部省としては考えるんだ、いわゆる高級技術者七万人に對してどのような人数を必要とするか、そういう全体計画を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○天城(政府委員) 倍増計画で検討して参りました需要数、それから供給数でございますが、いわゆる理工系の高等技術者の養成に必要とする技術者が、倍増計画を達成するまでに、現在の規模でいけば、十七万人不足する。これに對して、私たちの方でこの期間に現在の学生定員を一万六千人増加することによって、さらに七万人の技術者を供給しよう、養成しよう、こういう構想でございます。一万六千と申し上げましたのは、学生の年間の一学年の定員でございます。七万は累計の数字でございます。それに対して一万六千人の定員増をいたしますれば、これは当然学年進行をして、四九年に七万になるわけでありませうが、これを

○三木(喜)委員 三十九百人というのは何に對してですか。

○天城(政府委員) 先ほど申しました一万六千人の理工系学生増募実施のために必要な必要教員数でございます。

○三木(喜)委員 所得倍増計画によつて、大體文部省で七万人の高級技術

○三木(喜)委員 三千九百人の教員の充當、どこから充當して不足はどういう工合にして補うかというような計画はないのですか。

○天城政府委員 三千九百人のうち、短大の助手等を除きまして、基本的な教職員の供給源は、これは大学院とわれわれは考えております。ところが現在理工系の大学院の学生は、いろいろ

な事情でもって定員通り十分に入っておりませんので、今われわれの推計でいきますと、三千九百人、現在の状況のままで大学院卒業生をもって十分埋めることが困難だという見通しが、こ

さいます。従いまして、この期間になすべき一つの重要な問題といたしましては、研究者の後継者養成という意味で大学院の充足ということをあらゆる面から努力いたさなければならぬ、こ

○三木(喜)委員 現実の問題でお聞きしたいと思うのですが、政府ではすでに大学については一学部五十三学科の増加を本年度なされておるわけです。

それに対する教授陣あるいは助教陣というものは、新年度はもう充足しておるわけでありますから、決定しておると思う。これについて、現在教授が不足しておるというようなことはない。

か、その辺の充当状況を一つ聞かして
もらいたい。

○天城政府委員 御指摘のように、本
年度学部ないしは学科の新設がござい
ましたけれども、これはそれぞれ予定

の教職員の充足を見守りして充足をいたしてまいります。なお全体として教職員

○三木(喜)委員 新設学部の大阪大学の場合、基礎工学部として機械工学、合成化学、電気工学、こういう工合いにして各学科を見ていきますときに、

なお新設学科としてそれぞれの大学に付設されておるわけなんです。それを具体的にどこがどのように足らぬかというようなことをお聞きしておるわけなんで、若干足らぬところはあるいはおよ

きしておるわけです。

○天城政府委員　新しい学科あるいは学部が発足いたしますときには、国立

大学でも設置基準に照らして審議会の審議を経て実施いたすわけでございまして、教授陣が満たされなければ新設は認めないわけでございます。従いまして、現在発足いたします学部、学科

については必要な教職員は充足いたして
おります。ただ私が申し上げました
のは、事務官等の採用と違いまして、
それぞれの講座における教職員の採用
は欠員があればすぐ埋まるという形に

○三木(喜)委員　一つ心配しますことです。五年では理科系で二・五％、工学系で八・一％という欠員を見ております。

は、このした学部をふやし、なお五年制の工業高等専門学校を新設していく

○天城政府委員　もちろん学生を増募いたしますれば、それに伴う教官の増、学科を新設いたしますれば、基準に即した教員の増は当然実施いたして

おります。
○三木(喜)委員　それはどこからそれを補われたのですか。当然それに対して新しい人によつて補つたわけですか。

○天城政府委員　今私が申し上げましたのは、制度上学部、学科ができませんれば、たとえば理工系で教授四人、助教授四人というような定数の増加がございますが、これに教職員を充当いたした

しますのは、これは大学の関係教授会が中心になって職員を充当いたすわけですが、助手の中から助教授候補に昇格する方もございましょうし、あの大学の助教授から他の大学の教授に

移つてこられる方もございましょう。それはいろいろな道で出て参ります。が、制度といたしましては、教官の定数をふやすということ、それから実際に各大学で必要な教員を採用すると

育に支障のないようにはかつておるわけでございます。

○三木(喜)委員 それでは、政府は今後の一定の鉱工業生産の伸びと、それ

に対応するとその技術者の需要の要請という立場は立って、それぞれ技術

を考へていけばいい問題でござい
ます。大体所得倍増計画と技術者の養成
需要数ということについては、この文
教委員会でも相当やかましく言われ、

あるいは荒木文部大臣並びに池田長官の間でも話し合いの進められておるのとだと思えますので、そうしたものがすでに立てられておるだろうと思えますから、その点についてお聞きいたし

たいと思います。

○天城政府委員　あるいは質問の御要旨を取り違えておられるかもしれませんけれども、所得倍增計画において策定いたしました倍增計画達成の年度でござ

い、昭和四十五年における労働需要が、各年平均的な増加によって達成されると仮定いたしまして、三十五年から四十五年までの各年次における高等教育機関卒業程度の技術者の需要数を

で規定定員に基づきます各年次の理科室の高等学校卒業予定者を差し引きまして一応計算して参りますと、十七万という不足数が推定される。これに對

して、現在の見込みといたしまして昭和四十三年までに定数として短大及び四年制を含めて一万六千人の定員増を考えまして、累計として七万二千の新規の卒業生を追加していこう、こういう

○三木(喜)委員 三十六年度から――

どれだけに持つていくかというようなこと、こういう点についてはお考えになつておりませんか。今の数ではちよつと数が合わないのです。

○天城府政委員　現在正しい意味での中級技術者の供給源というものがないと申しますか、はつきりしないわけでありまして、現在十七万人の不足を考へられたときに、この領域における持

術者といふものの基礎には、まず人々も専門学校も含めて、そのレベルの人たちが現在担当している領域、それを前提に置いて十七万という不足数が推定されておるわけでございます。

御指摘の損耗補充というものも、要素として加味いたしました。算いたしております。

三木(喜)委員 三十五年度に計算した数がここに出ておるわけなんです、これは所得倍増計画とは離れておりますので、それであえてお聞きいたしますが、三十五年度から三十九年度

者を十一万、それから中級技術者を四十四万五千、損耗補充数を三万四千七百何がし、それから中級技術者を十一万九千、新規需要数を、高級技術者を一十四万五千、中級技術者を五十六万四千

十四万五千 中綴技術者を五十六万四千、こういう計算の仕方をしておるわ

けなのです。そうした考えで全体計画を一つ出していただいて、その上でわれわれとしては技術者をどういうように養成していかねばならないか、どういう学校がまだ足りないかということをも具体的に押えていくことが大事ではないかと思ひます。数の方はもう一つ御計画を立て願ひたい、こう思ひます。

最初に申し上げましたように、一応科学技術者を養成する場合、われわれの側といたしましては六三制を堅持して、その中で科学技術者を養成してもらふということをする申し上げておるわけなんです。しかしながら、ここに複線型において科学技術者の養成がなされようとしておるわけなのです。しかしそれには今も申しましたように、予算ということが問題になると思ひます。国会法によつて、法案は予算というものを裏づけなければ審議の対象にならないというふうに思ひますが、その点はどうか。予算が出ていないようなのですが……

○荒木國務大臣 ただいま御審議願ひしておりますこの学校教育法の一部を改正する法律案によります高等専門学校は、一つの学校制度の調節でございます。これをどう実施していくかというところは法律直接ではございませう。たとえば国立学校設置法のような格好で特定の学校を設置するという形の法律の御審議を願ひますときには、法案とマッチした予算をあわせて御審議を願ひなければならぬことは当然だと思ひますが、この法律は御審議をいただいて通過すれば、明年度から実施いたすということございまして、

どこにどう作っていくかということではなくて、学校制度の問題でございまして、必ずしも今年度直ちに予算を合わせなければならぬという性質のものではないかと考えておるわけでありませう。

○三木(喜)委員 予算のおよその見通しはお立てになっておりますか。何校作って、それに要する費用はどれくらいか。

○天城政府委員 先ほど申しましたように、一つの制度でございまして、これをどこにどの程度設置するかというところはこれから問題でございまして、もちろん、一校を建てるのにどのくらいの見当か、どのくらいの経費がかかるかというふうな見当につきましては検討いたしておりますけれども、総体の計画がきまりませんと、総額で幾らというところはまだ今日の段階ではきまかねております。

○三木(喜)委員 それではその次に進みます。

予算は今のところは考えないということですが、しかしながら、内容については先般もこの委員会が審議されたわけですが、この法案と比較対照しながらお聞きしたいと思ひます。すでに専科大学として御審議になる用意を持っておられたわけなんです。それが高等専門学校という形で今提出されてきたわけなんです。従いまして、前の学校教育法の一部を改正する法律案の国会に出されましたものを見まして、その内容で、前の専科大学のときには教諭を置くというふうなことが法案の中に入っていたが、今度の場合には、特に名前まで高等専門学校ということにしておきながら、教諭については触

れておられない。これは一体どういうことですか。内容としてお聞きします。

○天城政府委員 以前国会に提出いたしました専科大学案でございまして、これは原則といたしまして、専科大学の修業年限は二年、あるいはまた三年というところでございまして、高等学校に準ずる教育を施す必要があるときに五年または六年というところで、その場合に、高等学校の教育に準ずる教育の部分で前期、こう考えておったわけでございます。それは高等学校に準ずるというところで、内容的に、現在の高等学校の教育課程は教職員の資格等を考えたためにそういう制度があつたわけでありませう。このたび御審議を願ひしております高等専門学校は、五年間を一貫した教育制度として、全然新しい制度でありますので、専科大学と異なり、同じ種類の教員組織にいたしてゐるわけでございます。

○三木(喜)委員 これは「修業年限を五年又は六年とする専科大学にあつては、教諭を置かなければならない」ということになっているのです。今度の場合は五年及び六年ということではなくして、五年というところははつきりしているわけなんです。それになぜ教諭をはずされたか。私の心配するところは、先ほども大学の教職員についていろいろお尋ねしましたが、御答弁では確たる数的な判断が私にはできなかった。しかしながら教諭をはずしていくということになれば、なおさら教職員の充足に困られるのではないかと、こう思ひます。従つて教諭の方をなげきおされておるかということをお聞きしておきたいと思ひます。

○天城政府委員 五年制の一貫した教育制度でございまして、専科大学の五年制の場合のように、前期の課程、後期の課程という区別がございませう。専科大学におきましては、前期は高等学校に準ずるといふことにいたしておるわけなんです。教諭が置かれたわけでございますが、今度の専科大学においては、一貫した教育を考えておりますので、特に教職員の種類を分けておらないわけでございます。

なお高等専門学校の教職員をいかにばどういう形で資格を定めたり、どういふところを供給源と考えるかということにつきましては、前に局長が申し上げましたように、現在設置基準というものを考えておりますので、それによりまして高等専門学校の教職員に最もふさわしい資格基準を定めたいと考えております。

○三木(喜)委員 結論は、教諭を入れるお考えがあるのですか、ないのであるかということ。そうでなかつたら、将来にわたつて教師陣容が足らぬのではないかと。その点どうですか。

○天城政府委員 制度といたしましては、教諭という制度はとつてないことを申し上げたのでございまして、実際はどういうところから供給するかという御質問かと思ひますが、設置基準で高等専門学校の教員に最もふさわしい基準を定めるつもりでございます。供給源としては、あるいは高等学校の教諭の資格を持つておられる先生方も入ってくることも考えられると思ひますが、制度として教諭、教授という二つの制度を置いてないことを申し上げたわけでありませう。

○三木(喜)委員 一、二内容についてお聞きしたいのですが、大学審議会に對して高等の審議会というものが考へられておる。この構成についてはもちろん別の法によつて示すということになつておりますけれども、大体大学の審議会に準ずべきものですか、その点お聞かせ願ひたい。

○天城政府委員 ここでは高等専門学校の設置主体が国立の場合も私立の場合も公共団体のものもございまして、そのことも加味いたしまして考へるつもりでございまして、大学の現在でございますが審議会につきまして、その趣旨を十分考へながら定めたい、こう考へております。

○三木(喜)委員 この法によりまして、七十条の七に、学校の設置の許可に關しては、高等専門学校審議会に監督は諮問しなければならぬ。この四条の後には、「(学校……高等専門学校の学科についても同様とする)」の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、監督庁の認可を受けなければならぬ。、こうなつておりますが、この關係を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○天城政府委員 この法律は学校教育法の一部改正でございまして、必要なところ以外はただ準用いたしておりますので、この七十条の九という条文で關係規定を準用いたしております。七十条の九で学校教育法六十四条を準用いたしておりますが、六十四条では、現在大学は文部大臣の所轄に属する。監督庁は文部大臣だということになつておりますが、その規定を準用いたしまして、高等専門学校は文部大臣の所管にいたしております。従いまして他の規定で、たとえば七十条の七で、「監

督は諮問しなければならぬ」という規定で、たゞ七十条の七で、「監

督庁は、高等専門学校審議会に諮問しなければならぬ。」という規定は、これは文部大臣ということの意味としております。他の条文でも、大学に於いての規定は全部この読み方をいたしておりますので、高等専門学校につきましても監督庁は文部大臣ということでございます。

○三木(重)委員 次に経過の点につきまして、最も私たちが不思議に思っております。一点だけお聞きしたいと思ひます。

この法案がすでに過去何回か日の目を見ようとして見なかったのが、本国会に高専法として出て参りました。その中で本年の三月九日、中教審に対してこの法の了承を求めた。すでに昨年五月以来、中教審は大学制度の改善について大学の目的あるいは性格などについて審議をしておりますが、その審議を待たずして、突如として三月九日に中教審が了承を与えておられることは一つ問題であります。それはいいとしても、突如として了承を求め、これを国会に出した。ここに巷間一般に伝えられるところによりますと、こうした大事な国の制度を中教審がただ一とき了承のもとにこれをきめてしまったところ、中教審の権威あるいは中教審というものがあつたところの世間の疑惑というものがあつたところの点を経過の上でわれわれは見るがすこの点の重要な点だと思ひますので、これは文部大臣にお聞きしたいと思ひます。こういうようなやり方をしているものかどうか、もちろん財界の要請あるいは企業の要請が急であつたといふことは、われわれもたびたび聞いております。

かりますけれども、そうしたことで便宜主義的に中教審をお使いになるということはいかかものかと思ひます。その点について伺ひたいと思ひます。

○天城政府委員 ちよつと経過について私から申し上げます。

前から御説明いたしましたように、中教審で五年制の一貫教育について再三にわたつて御答申がございました。それを受けて、ただいま御指摘のようになり専科大学法案として国会の御審議も願つた経過があるわけでございます。従ひまして私たちがこの高等専門学校の構想を定めます場合にも、従来の中教審のいきさつというところは十分考慮いたしておつたわけでございます。一方御指摘のように中央教育審議会におきましても、現在大学制度について全面的な御審議を願つておる段階でございますので、この両者の関係について慎重に考えまして、従来からの御答申もあり、法律案を提出した経過もございまして、このたびの高等専門学校は前の中教審の第十五特別委員会という委員会がございまして、これは大学制度の目的、性格を審議するために特別に設置せられた委員会でございますが、この特別委員会にお諮りをいたしました。審議を設けることについて異議がないという特別委員会の結論が出まして、三月九日の中教審の総会にこれが提出されて、ここにおいて適当と認められて御承認を得たことが経過でございます。

元來中教審の答申に基づいて専科大学の法律案が前後三回にわたつて提案せられ、はしなくも三回とも審議未了になつておるの事実でございます。これは御承知の通りであります。私は、専科大学の案そのままで提案するものも一つの考えだと思ひましたけれども、現に国会で、いかなる理由であれ三回にわたつて審議未了になつた原因を考えざるを得ない。言いかえれば、その背後にひそむところの国会の潜在した御意思を一応検討するのが当然だと心得ました。その主たる理由は、御案内の通り、専科大学制度が現在の短期大学そのものを必然的に専科大学に移り変わらせるという内容を持つておる点、特に私学の方面において短期大学がそれ自体創設以来数年を経過して現実に根をおろし、社会の要請にもこたへ、青少年の教育の場として実効をあげておる、そのことを否定したようであつて、これを抹殺するような相関関係を持った専科大学制度であるがゆゑに、その意向が国会に反映して審議未了になつた、これが主たる理由だと私は理解いたしました。その事實は、四回目の提案をするにあたりましては何となくも当然考慮せねばならぬと考へました。従つて便宜の爲めに、現に短期大学制度というものが社会的に価値を認められておる、特に私学方面におきましても情熱を込めて短期大学が運営せられ、学んでおる学生諸君もおのづから所を得ておるといふ現実はこれまた尊重しなければいけません。従つてそのことを尊重しつつ、さらに四年制大学にあらざる、大学卒業と実力的にはまさるとも劣らぬところを目ざす、応用面を主とした学校を考へるという考へ

方で、専科大学が意圖しました実質的な中教審の答申の趣旨は一応貫かれるであらう、そういうことを考へ合わせまして、そういう考慮のもとにこの制度を提案したいと思ひますが、中教審の御意向はどうかであらう、そういうことで今政府委員が申し上げましたような意味においての御相談をしたわけでございます。

〔中村(庸)委員長代理退席、委員長着席〕

そこでそういういきさつと私どもの考へ方を十分に中教審でも検討されまして結果、中教審としての意向が異存はない、こういう保証を得ましたので、そういう客観的な御判断を基礎に、自信を持って国会の御審議をお願いする段階になつたと存じて提案を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

○三木(重)委員 今大臣の方からお話がありましたが、いろいろな政治的な配慮あるいは経緯というものがあつて、その後数日して、自民党の文教部会がひらかれたが、とに角文部省の案を成文化せよという議員の懇願により、文部省では高等専門学校案の要綱を三月九日急遽中央教育審議会に提出し、即日その承認をえたので新聞発表したわけである。これは今お話があつた通りだと思ひます。ただあとにこういうことを書いてあることが私は遺憾だと思ひます。「なおまた今回の高等専門学校の制度は、戦後の民主化された単線系教育制度の一角をくずして、戦前の教育制度を復活させる端緒を開くものであるのかかわらず、中教審は教育制度全般を検討せずに、わずが数十分の審議によって、文部省

の案に了承を与えたといふことは、中教審がいかに便宜主義であり、文部省の責任逃がれの御用機関に随してしまつたか否かを証明するものである」といふような意見が出ておる。この点は私はやはり今後審議会のあり方というものがかういふふうにより御用機関的になつてしまつては問題だと思ひますので、これは政府の方に言うことでなくして、中教審に望みたいことであり、今後あらゆる審議会に望みたい問題であるわけであります。

最後に申し上げたいことは、高津委員の方からもういろいろお話がありましていろいろ質問をされておつたのですが、私の心配することは、限られた予算の中で今後高等学校を増設しなければならぬ。またこうした五年制の高等専門学校を新設する、三年制の教員養成所を作つていくということになりますと、勢ひ既設の高等学校あるいは短大、まあ農業方面の学校が犠牲になる、商業学校が犠牲になるということにおいてこのことが実施されていくとするならばまことに遺憾なことである、こう思ふのです。高津委員の質問の中にもこういう点の心配があつたやうであります。念のためにこの点をお聞きしておきたいと思ひます。既設のものをつぶす、なくするといふ犠牲において今後の工業技術者の養成に当てるということはないわけですね。

○荒木国務大臣 先刻高津さんにもお答え申し上げたのでございますが、もちろん御指摘の通り六・三・三・四の現在の制度、小中学校、高等学校ないしは四年制の大学、さらに短期大学等、たくさん学校が現存しておりますが、さらにこれを増設せねばならぬ

という要請も生徒増に対応してござい
ます。既存のものが施設、設備ともに
まだ不十分であることを十分認めま
す。従ってその方面に対する努力すべ
き責任も重大であることもむろんと思
いますが、さらにまた一面、それはそ
れとしてこういう制度を新設すること
も国民的な要請にこたえるゆえんであ
り、そうである限りはあわせてこれに
ついて努力すべきことも当然でござ
います。その結果として既存の学校施
設、設備の充実の課題がなおさらにさ
れやせぬか、その犠牲においてこんな
ものが出てくるのじゃないかという御
懸念からの御激励の言葉と心得ます
が、これは絶対そういふことのないよ
うに全努力を傾ける責任を痛感いたし
ます。財政規模がかりに三十六年度と
同じと仮定いたしまして、大学、高等
学校その他の既存の施設設備に対する
充実のための予算規模もまた同一だと
仮定いたしまして、中学の生徒急増に
対する施策が一応おかげをもつて段落
をつけたので、ここに予算規模から
ききます何がしかのゆとりがございま
す。最小限度そういうゆとりが一応期
待できるわけでございますが、そんな
消極的なことに甘んじておるべきじゃ
むろんございませんで、今の御忠言
の趣旨を体して全部もつと充実
する予算を御審議願えるように努力せ
ねばならぬと心得ております。

○三木(喜)委員 八月に入りますと、
新年度のまた予算を構成しなければな
らぬ。この期になりまして、今国会で
科学技術者の養成問題は相当大きな問
題であります。なお科学技術庁との間
に非常な食い違いができて、科学技術
庁長官としてはかなりのはっぱをこの

文教委員会にもあるいは文部省にもか
けてきたわけでありまして。従ってこの
予算の構成期において、もちろん予算
として相当大幅のものを要求してい
ると私は思うのです。もちろん科学技術
者の養成という点に対する緊急性か
らして、先ほど言いましたいろいろな
行き過ぎあるいは拙速をとらうとて疑
義のある点は今後監視をしながら、予
算面については相当大幅な——大臣も
そのことに若干触れられたと思いが
が、画期的な予算を組んでいく必要が
あるのじゃないかと私は思う。その点
について相当大臣としてもがんばって
いただかなければならないということ
を私は要望いたしたいと思ひます。

は、財界、企業あるいは経団連の要請
というこのことが最初審議の過程にお
いて明らかにされておたわけであ
が、この要請に対してのわれわれの応
じ方、あるいは工業学校ないしは文部
省の応じ方というものが私は問題だと
思うのです。現在すでに大学当局で
は、文部省と一緒に、過度の引
き抜きが行なわれないように、就職試
験の日あるいは発表の日等を協定をし
ておられる。これは私はいいいことだ
と思う。

ひもつきができてどうにもならぬとい
うような格好が現われるようなことは
厳に戒むべきことではないかと思ひま
す。それを一つ御注意願いたいとい
うことと、最後に、同じ新聞が、この科
学技術者の速成のためにこういうこと
を書いてあります。これは一つの見方
でありまして、このことを必ずしも
そうだというように肯定はされないと
思ひますけれども、この欠点をやはり
お互いに考え合はしてその是正に努め
なければならぬ問題だと私は思うの
です。人間そのものの本質は少しも前
進しない。逆に徳性が墮落の一途をた
どっているように思われ、このような
事態を歓迎すべきか嘆くべきかは知
らない。政府は技術専門の速成学校を
急設して、当面の技術者の需要に応ず
る方針だといふ。短時に技術知識を
たたき込み、ロボットまがいの人物を
多量に生産するのだ。これによって
一時の急は緩和するかも知れない。
だが前記のような徳性の欠けた人間の
みを多量に生産することが、結局にお
いて人類の幸福となるかどうかは別問
題だ、ということがいわれておりま
す。私はやはりこの科学技術者養成の
これは頂門の一針ではないかと思ひま
す。今までたびたび言つてこられた問
題ではありますけれども、再三再四こ
の問題については政府として、為政者
として考えていい事柄だと思ひので、
要望を付して私の質問を終わります。

○天城政府委員 先ほど高津委員の御
質問にございました農業高等学校の最
近の状況でございますが、御報告さし
ていただきましたと思ひます。
最近高等学校の進学率が非常に高
まっておりますので、ここ数年の

傾向は、農業も実数においては必ずし
も減少はしております。大体同じ数
をたどっておりますが、全体の高校の
進学率の関連で考えてみますと、商、
工あるいは普通課程との関連におきま
しては、ここ五年間の間にたとえ三
十年で農業学校の占める比率八・三
が、三十四年度では七・一％という工
合に落ちてきておりますので、先ほど
簡単に申し上げた点を数字に基づいて
御返事申し上げておきます。
○演習委員長 この際、六時二十分ま
で休憩をいたします。
午後五時十八分休憩

午後六時四十六分開議
○演習委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。
質疑を続行いたします。野原(覺)君。
○野原(覺)委員 ただいま提案されて
おります高等専門学校法案について
は、いろいろな角度から同僚委員の諸
君から質問がされたわけでありま
すが、私は若干重複する面があるかも
しれませんけれども、大事な点について
大臣の御意見をただしておきたいと思
うのであります。
まず第一にお伺いしたいことは、中
教審に諮つて了承を得ました、こうい
う答弁がなされたのでありますが、事
は学制の根本に関する問題なんです
から、中教審に対しては当然諮問をし
て十分なる論議をしていただくことが、
文部省設置法二十六条の中教審を設け
た趣旨ではないかと私は思う。一体了
承を求めたということはどういうこと
でございしますか。なぜ諮問しなかつた

のか、この辺についてお伺いいたしま
す。
○荒木国務大臣 休憩前にもお答え申
し上げたように、実質的にはすでに三
回国会に提案いたしました専科大学制
度に端を発するものでございます。こ
の専科大学の制度につきましては、中
教審の十分の審議を経て三回提案申す
という経過を経ておるわけでございます。
異なり申すことは、高等学校と専
科大学と一体をなして、五年を通じて
一貫した教育をするというところで、
形式上も、従つてまた実質的にもある
程度の相違がございしますので、その点
をあらためて中教審に考慮していただ
くという立場から、特別委員会に、諮
問第何号という形はとりませんでした
けれども、審議を願ひまして、中教審
の総会にもかけて中教審の意向がよろ
しい、賛成という形で表わしまして、こ
ういうわけでございます。

○野原(覺)委員 中教審にかけて、中
教審の意向はよろしいということであ
つたのだと言ひますが、それは中教
審の総会ですか。その総会に出席され
た中教審の委員の名前を一つ教えてい
ただきたい。
○荒木国務大臣 政府委員からお答え
申し上げます。
○天城政府委員 当日の出席者につぎ
ましては、今中教審の名簿を取り寄せ
ておりますが、それを提出いたしたい
と思ひます。
○野原(覺)委員 名簿を見てから、あと
で答えていただくならば、それでもいい
わけですが、大臣にお尋ねをしますけ
れども、私のただいまの質問に対して、
あなたはすでに中教審からは、今度の高

等専門学校の法案については十分な審議をしてもらっているのだ、こういうことを申されておられるわけであり、だから今度のこの法案を出すにあつて、あらためて審議をしてもらう必要はないんだ。こうなると私は事は重大だと思ふ。専科大学の法案と、今度の高等専門学校の法案は違ふでしよう。あなたはひとり合点をされて、同じだと言いますけれども、これは明らかに違ふじやありませんか。今度の高等専門学校の法案は、五年を通じて一貫した教育を行なうのだ。この前国会に出して流産いたしました専科大学の法案というものは、そうではなかった。前期と後期に分かれておつたのです。名前は専科大学なんです。いやしくも文部大臣としては、文部省設置法に基づいて行動されることが至当でございますから、自分でひとり合点をされて、同じものだというような考え方で了解をして下さい、こういうような提案の仕方というものは、私はこの種の学校制度に關しては、いささか軽率ではないかと思ふのであります。これは、あなたは軽率でないとおっしゃるかも知れない。そこで、中教審はこの種の法案に対しては、いつどういふような審議をされたか、過去三回といいますが、それはいつ、そうしてどういふ中身の答申を文部大臣にされておりますか、一つ詳細に承りたいのであります。

○天城政府委員 中央教育審議会におきます過去三回の御答申がござりますが、それについて簡単に御説明申し上げます。

第一回は昭和二十九年十一月十五日の第六回答申でござりますが、これは大学入学者選考及びこれに關連する事項についての答申ということでござります。主として大学の入学試験に關する問題についての答申でござります。その中で幾つかの入学試験問題についての御議論がござりますが、同時に現在の大学入学者試験に對して、大学の収容力が少ない現状にかんがみ、収容力の増加をはかるということも検討すべき問題であるけれども、それよりもまず各大学に對する志願数を平均化するような努力が必要である、そのためには試験方法だけでなく、学校制度その他の点についても考慮する必要があります。この中で、幾つかの点を御指摘になつた中に、短期大学の問題に觸れられました。その中で、ことに短期大学の課程と高等学校の課程とを包含する新しい学校組織を認めることと、そして充實した専門教育を受けるために、五年制の課程において、一般教育と専門教育の学年配当を容易にすることも必要であるということ、ここに五年制の一貫教育の構想が答申されたのが最初でございます。

第二回は昭和三十一年十二月十日、十三回答申でござりますが、これは短期大学制度の改善についての答申というものでござりますが、ここでは前の答申を受けながら、短期大学制度についてさらに検討して答申をするというところで、短期大学についての問題点を触れられておりますが、その中で二年または三年とする修業年限であるが、必要ある場合は、現行の高等学校の課程を合わせて、五年または六年とすることができ、そして専門教育を充實し、応用能力を育成するために、実験、実習、演習実技を重視する等々を内容とした答申が出ておられるわけでございます。

それから昭和三十三年十一月十一日でございますが、これは科学技術教育の振興方策についてという答申でござります。この中におきまして、やはり短期大学における科学技術教育についてということ、今日産業界に相當する技術者の要望が強いけれども、現在その面での制度が十分でないということ、短期大学制度とともに、短期大学と高等学校とを合わせた五年または六年の技術専門の学校を早急に設けることという御答申があるわけでござります。それそれ答申の表題は必ずしも一致しておりませんが、いろいろな機会に、この五年一貫教育についての御答申をいただいております次第でございます。

○野原(覺)委員 そういたしますと、第一回の答申は昭和二十九年の十一月十五日、今から七年前の答申であります。それから第二回の答申は、昭和三十一年の十二月十日、この答申は五年前です。それから一番最後に審議をした答申というのが、昭和三十三年の十一月十一日、四年前です。四年前のその答申を、もうすでに審議がされておるのだというやうな、そういうことで中教審に臨む大臣の考え方というものは、これは私はいかかなものかと思ふのです。お尋ねしますが、昭和三十三年十一月十一日の中教審のメンバーは、今日中教審を構成しているメンバーと、いささかも変更はございませうか。変更がなければ、私はこれは若干譲歩いたしました。昭和三十三年十一月十一日当時の中教審のメンバーは、今日のメンバーと移動はないかどうか、これを一つ明確に示してもらいたい。

○天城政府委員 今、当時の委員を一つ記憶いたしておりますが、今日の委員と、多少の移動は、任期の關係であつたと思ひます。なお先ほど資料の提出を、お待ち願ひいたしましたけれども、ここに中教審の委員の名簿はございませうが、特にこの問題については、先ほど申し上げましたように、三回の御答申をいただいておりますけれども、このたびは短期専科大学ではないもので、すから、大学制度の目的、性格を審議しております第十五特別委員会にお諮りをしたわけでござりますが、その十五特別委員会の委員は、委員長として、独協の校長の天野貞祐氏、それから早稲田の大濱信泉氏、慶応の奥井復太郎氏、東大の茅誠司氏、大妻女子大学の河原春作氏、東京都の教育委員長の木下一雄氏、読売新聞の高橋雄毅氏、評論家の細川隆元氏、立教大学の松下正壽氏、それから広島大学の森戸辰男氏、秩父セメントの諸井貫一氏、白鷗高校校長の両角英運氏、それから臨時委員として、愛媛大学長の香川冬夫氏、科学技術會議の議員の梶井剛氏、京都大学の高坂正顯氏、それから都立工業短期大学長の清家正氏、東大教授の前田陽一氏、以上の方々でございます。

○野原(覺)委員 私は今二点お尋ねをしていただいておりますが、ただいま官房長があとの方で説明をいたしました中教審の今のメンバーでござりますが、中教審は全員何名おられますか。

○天城政府委員 制度上は二十名以内の委員ということで現在委員長以下二十名でござります。そのほか臨時委員といたしまして問題ごとに臨時委員を任命する制度になっておりますが、現在臨時委員が五名おられます。

○野原(覺)委員 中教審が了解をした、意向を表明したという場合には、やはり中教審を構成するそれぞれのメンバーの一人々々が了解をしたということに世間の人は受け取るのです。ところが今官房長の答弁によると二十名ということですが、今度の高等専門学校法案をこの国会に提案することについて了承を与えた者は臨時委員は別に二十名の中教審の委員のうちの何名なのか。

○天城政府委員 言葉が足りませんでしたけれども、大学の目的、性格を検討しております第十五特別委員会に特別に最初に御審議願ひまして、その特別委員会の委員を今申し上げたわけでござりますが、この委員会で審議した結果御承認をされまして、特別委員会から総会に報告されて、三月九日に中央教育審議會の総会として最終的な御審議をいただいておりますわけでございます。

うのです。いかがですか。これはほんとうに審議しましたか。

○天城政府委員 先ほど申し上げましたように三回の御答申がございましたので、それからすでに専科大学の法案につきましても国会に提出した経緯もございまして、中教審の皆様もよく御存じでございますので、このたびの専門学校につきましても法案の要綱を中心にして従来からの答申、それから前の専科大学との違いを申し上げて、この制度の内容の御審議をお願いしたわけでございます。

○野原(覺)委員 これは私が前に指摘いたしましたように過去三回の答申といたしまして大臣は答弁されましたが、これは四年前なんです。四年前といえど、いざいざ時代が違いますよ、その四年前の答申を生きたものだと思われることは、いざいざも四年前の答申があったからこれでいくんだ、こういう考え方は私はどうかと思うのです。問題は学校制度の根本的な改革なんです。これはあとで触れたいと思う。複線型か単線型かいろいろ論議はあります。ありますが、こういう教育制度の根本的な改革とも思われる問題を四年前に審議をしたから、四年前ないしは七年前その審議をしたからというので、それをうのみにして了解をしろという、こういうような諮問方はこれは明らかに中教審の軽視です。だから中教審の了承を得たというような点はこれは何ら価値のないことなんです。これは形式的に中教審にその了解を押しつけたものじゃないかと私は思う。中教審は新たにあなたが諮問をしたならば当然論議をいたしますよ。論議があるならば

これは当然の結果として前の三回は専科大学についての答申でしょう。今官房長の答弁を聞きまして、昭和二十九年十一月十五日の答申はこうなっております。「大学入学者選考およびこれに關連する事項について」——これは官房長もそう申し上げておりました。そうしてその答申の中にこう書いてあります。入学難緩和のため短大を恒久的職業教育機関とすると書いておられるわけです。今度は短大じゃないでしよう。何か昭和二十九年十一月十五日の答申がこれは生きていますか。今度は短大ではないじゃないですか。短大を恒久的職業教育機関とする。その名称を短期大学あるいは専科大学とし——今度の名称は短期大学ですか、専科大学ですか、高等専門学校校だ、これは全然違いますよ。それから場合によつては高校と合わせて五年制とする、ここに重点を置かれると思う。しかし場合によつては高校と合わせて五年制とするという点も、短期大学あるいは専科大学ということに重点を置いた答申をしたのです。短期大学ということにして衆議院にこの前の国会に提案をいたしましたように、五年制の専科大学とするならば前期は三年だ、後期は二年だ、こういうものをこの前は衆議院に出してある、過去二回にわたつて。こういうような答申があった。だからこの前の専科大学の法案は確かにこの意味においては私は中教審の答申を尊重した案だと思ふ。今度はこれは違ふじゃありませんか。

それから昭和三十一年十二月十日、「短期大学制度の改善について」、この答申では何とあるか、「短大四年制大学と別個の恒久的、制度的存在とし」とある。どこにも、高等専門学校は官房長うたつておりませんよ。ごまかしてはいかぬです。「短大を四年制大学と別個の恒久的、制度的存在とし、場合によつては高校と合わせ五、六年制とする」。これはあります。これはありますけれども、短大を別個の恒久的、制度的存在とするのだ、高等専門学校を作るのだという、そういうことはどこにも答申をしていないのであります。それから、これは昭和三十一年十一月十一日の答申においてもわかりです。だからいざいざもあなた方が高等専門学校の一貫教育の五年制のものを国会に出そう、こういう場合には大体年数からいって四、五年前の答申だ、しかも中身は若干変わつてきておるのであります。それから、なぜ諮問をしないのですか、諮問をして中教審をせうかく文部大臣の諮問機関にしておられるのですか、十分な論議をしていただかないのですか、私はどうも文部省の方でこういう原案を立てて中教審を通した格好にしないといふ国会の審議がうるさいからというので、せうかく作った中教審を全く形式的なものに追い込んでおられるのではないかと。私の言うことが間違ひならば、私は文部大臣の反駁をいただきたいと思ふ。いかがですか。

○荒木國務大臣 昭和二十九年以来の中教審の答申の線は、野原さんも御指摘なさりましたように、職業教育を施す教育機関としての答申の線が出ておると理解いたします。短期大学の一つの改善案という角度からの構想ではございしますが、職業教育というものが主眼点だと思ひます。そういうことで五年ないし六年の一貫したものが適切であるという線も出ておると理解するのであります。そういう意味の中教審の答申を待つて国会の御審議を願うべく過去において数回提案したこともまさに御指摘の通りだと思ひます。むしろ今度は高等専門学校と名前が変わつておられます。のみならず短期大学の改善案というのじゃないに、それとは別のものでございしますが、実質的な教育の場を新たに与える意味においては、職業教育を主眼とします限り、中教審の従来の御答申と実質を同じくしておると考へるのであります。しかし、御指摘のごとく、今申し上げたがごとく、相違点もございしますから、中教審にあらためて御意向を伺つたのであります。実質上の審議が数年来行なわれきたつておるといふことは、それだけ中教審が慎重に審議された実績だと心得ます。従つて、今度も、それを無視したのじゃないに、中教審の御意向をあらためて伺うということ御相談をしたのでございまして、中教審を軽視したなどという点ではなくて、中教審を尊重するがゆゑにあらためて御意思を伺つたということ御理解をいただきたいと思ひます。

○野原(覺)委員 では、角度を変えてお尋ねをいたしますが、専科大学という法案を過去二回の国会に文部省は提案したのであります。そうして、これはついに成立を見ていないのでございしますが、過去二回提案いたしました専科大学の内容と、中身と、今度の高等専門学校法案の中身の相違点を明確にお示しいただきたい。これは大臣から、あなたから説明していただきたいと思ひます。

○荒木國務大臣 相当具体的なことを申し上げる必要があらうと思ひますので、政府委員より答弁をすることを御許しいただきたいと思ひます。

○天城政府委員 前の専科大学は短期大学を恒久化するといふことが前提でございまして、二年または三年の修業年限を持つて学校制度でございまして、必要な場合に、高等専門学校に準ずる教育を行なうための課程を合わせて五年または六年とするといふのが、まず制度的と申しますか、学校の形において根本的に違つております。しかも前の専科大学は、基本的には大学という構想で進んでおりますので、大学の目的におきまして「深く専門の学芸を教授研究する」という前提に立つておりまして、また短期大学の目的として、職業または実生活に必要な能力を育成するといふことを目的としておつたわけでございします。それに対して、今度の高等専門学校におきましては、これは初めから義務教育終了中学校卒業者を入学者といひます五年制の一貫した教育制度でございまして、前期、後期という構想を中に持つておりません。この点では基本的に違つておるのであります。また、この学校の目的を工業に限つておりますために、特に女子教育等を予想した實際生活に必要なといふ目的も含んでいません。また、短期大学との関係におきましては、この高等専門学校は全然新しい学校制度でございしますので、短期大学制度についてはこれは全然別個の問題であるといふ考え方をとつておりま

す。この辺が基本的に異なる点だと思っております。

○野原(寛)委員 文部大臣、今官房長から説明がありましたように、あなたもお聞きのように、これはだいたい違いますが、内容が。そうして、この種の内容の、いわゆる今度提案されました高等専門学校法案というものは、いまだかつて中教審が審議してはいないはずで、審議してありません。あなたは、あなたのひとり合点と申しますか、職業教育機関について答申があったのだ、こういうことを言いますけれども、なるほど職業教育機関についての答申はありました。しかしながら、それは短期大学を充実することだ、専科大学にすることだ、こういう答申なんですよ。ところが、今度は高等専門学校でしよう。だいたい違うのですよ。今度は前期とか後期はないでしよう。前期と後期がないために大へんな問題が起るのです。中学校の卒業生が今度は高等専門学校に入る。入るときに、その中学生がみずからの意思で、僕は将来中級技術者になるのだ、こういう明確な意識を持っては入らぬのです。今日の中学三年卒業程度ではまだそこまでわからぬのです。現実には中級技術者にしたらまあ生活も安定するだろうといった親の希望で無理やり学校に入るのです。三年たったら、どう考えても僕は工業には向かない、僕は法文系に向く、あるいは芸術方面に僕は向く、こう考えても、転科ができますか。工業高等学校ならば大学の法文系にでも行けます。五年一貫ということ縛るために、三年たつて法文系に進むということの自由を今日与えておりますか、官房長、今度の法案は、まず

これをお聞きしておきましょう。

○天城政府委員 この学校の制度は初めてから五年制度の一貫した教育を目的としておりますので、完成教育が目的であります。また、現在学校制度の上では、大学の入学資格といたしまして、もちろん高等学校卒業を原則といたしますが、同時に、十二年間の学校スクーリングというものを資格要件ともしたいのでありますので、制度的には、大学において入学試験に合格すればこれは進学し得るという制度があるわけでございます。

○野原(寛)委員 じゃあお尋ねします。三年終了という証明で四年制の大学の入学試験を受けることは、制度としてはできるようにしておるのですか。

○天城政府委員 それは大学の入学資格ということ、特にこの学校の制度としてではなくて、現在の学校教育法に上級に入ることのできる資格として、高等学校だけできなくて、これは広く外国の学校制度のことと前提に置いて、広い意味での十二年の学校教育を終了した方が、もちろん大学の入学試験はございますが、資格としては現在もそういう計算になっております。

○野原(寛)委員 しかし、事実上はできない。形式的にそれはできても、事実上は袋小路だ。これはあとで私に触れたいと思ひますけれども、教科課程を見たら一見してわかる。今度の五年制高等専門学校の学習内容、あの時間割で大学受験をして及第するわけがございせん。これは実際は袋小路に置いている。そうして文部省は国民に説明していわく——この袋小路というこ

とを言われることがあなた方一番今日まで頭が痛かった。だから、袋小路というものをなくするために、今度の高等専門学校を卒業したら四年制大学の三年に編入することができぬのだ。これを大きく要綱の中で取り上げておられますけれども、これは言うだけのことなんです。実際はなかなかそうはいかないのです。五年制の一貫した職業教育だけを受けて何が法文系の東大の入学試験やあるいは早稲田大学の政治経済学科というふうなむずかしいところに入れますか。本人が行こうとも行けない。そのときに本人が後悔をするのです。そういうおそれもあるから過去三回中教審はこの答申をいたしました。やはり前期、後期に分けることが教育としては正しいのではないかと、こういうことで今日まで来ておった。五年制一貫ということ、その他の学校の制度との関連から問題があるではないか。一貫教育ということ、職業教育としては徹底した修業ができるかもわからぬけれども、その他の六・三・三・四の学校制度全般を今日のまに放っておくならば、これは若干無理があるのではなからうかという考え方できておった。そういう考え方をしておる中教審をとらえて、今度の高等専門学校法案は前と同じなんだ、こういう認識の仕方ではこの法案に臨んでおられる文部大臣の考え方がいふものは、これはたしかにかなものか。これは私は考え直していただかなければならぬと思うのです。だから、あなたが今日まで同僚委員に対してなされた、中教審の了承を得ております、中教審は過去三回審議をしていただきました、こういう答弁は撤回して下さい。これ

は何の価値もありません。中教審を完全に無視してきておるのですよ。

そこで、なおお尋ねをしたいことは、過去二回この法案を提出してあります。昭和三十三年の第二十八回常国会に専科大学法案というものを提出した、これは衆議院で審議終了、廃案ということになりました。次いで昭和三十三年の秋、第三十臨時国会にまた同じ専科大学の法案を出しましたところ、衆議院は通過いたしましたけれども、参議院においては審議終了、廃案ということになったのであります。そして今度は三度目です。三度目で今度は中身を変えたのです。私はこれが問題だらうと思うのです。文部大臣はかわりました。しかしながら前に提出した専科大学の法案が成立しておれば、今度の高等専門学校の法案は提出されなかつたらうと思うのです。いかがですか。前出したのが成立していないから、今度高等専門学校の法案を提出したんだということになれば、文部省の方針は一貫してない。そのつどあなた方はその場当たり的な思いつきで学制をいじくり回しておる。今度高等専門学校法案が参議院で審議終了になったら、また変えて出すのか。日本の学校制度というものがあなた方の思いつきでいじられるような学校制度であつては、はなはだ国民が迷惑しますよ。成立しなかつたから今度はまた変えようんだ、これがつづいたらまた変えようんだ、私は日本の教育制度はそんないいかげんなものであつてはならぬと思う。二十八国会、三十国会、ずっと自民党の政権です。その文部省が出すならば、なぜ前の専科大学法案を一貫して出さないのですか。これを出さなかつた理由を

聞きたいのです。前審議終了、廃案になつた専科大学法案を出さないで、今度は先ほど官房長が説明したような中身の違う高等専門学校法案を出してやる。専科大学法案を出さなかつた理由、特に大きな点があれば文部大臣から御説明願ひたい。

○荒木国務大臣 中身と形式がいささか異なつておることは御指摘の通りでございます。しかし中教審が答申されました職業教育を主とした学校制度を考へるべきだという実質においては一致しておると思ひます。またそのつど変わるおとしやいですが、いいことならば変わることが当然だと思ひます。国会で御審議をお願いすべく二回提案をいたしました。審議終了になつたことを考へるのは、行政府としての当然の国会に対する責任だと思ひます。そのことを検討しました結果、私は国会の審議終了になつた非常に大きな理由の一つは、短期大学制度が当然に専科大学制度に移行するがごとき構想のもとに出ておるところに難点があつたと存じます。そういう理由によつて審議終了になつたとするならば、そのことを考え直すことは、今申し上げた通り当然の責務と思ひますのであります。しかも短期大学をそのものは、何度と申し上げましたように、それ自身として現に十年の歴史を経て、国民的な学校制度となつてなつておると同時に、教育目的を達しつつある。それが必然的に専科大学に移らねばならないと考へたところに実情にも合わない点があればこそ、国会で審議終了という形でいけば否決されたものと理解するものであります。従ひましてその点を考

え直して、しかも職業教育の目的を達するような学校制度はいかがあったらよろしかろうというのを考えるのも、きわめて必然の事柄と私は思います。そういう考え方のもとに、実質は同じであるにしても、形式、内容何かが異なるかもしれませんが、あらためて中教審の御意向を承るべく御相談をしたのであります。中教審は何も文部省の考えたことに仰合するための機関ではございません。御案内の通り法律に基づいて厳然と存在しておる諸機関でございまして、みずからの權威に立て、日本の教育制度いかにあるべきか、また今まで職業教育の学校制度として専科大学を答申したのはまさに事実ではあります、それとこれとを考へ合せて、いかにあった方がよろしいかという角度から、十分に独自の見識を持って御検討願ったと心得ます。その結論をお答えいただきまして、私も自信を得て、あらためて御審議を願う段取りにした、こういう経過であります。

○野原(寛)委員 朝令暮改という言葉があることを大臣は御承知だろうと思う。なるほど朝令にはならなかった。しかしながら朝令暮改を事とする人たちは、いいことを変えるんだというのが口ぐせであります。いいことは変えるんだ、これが朝令暮改主義者の言葉であります。私はいさくも文部省が提案する学校制度なるものが、ほんとうに確信のあるものならば、たとえ一つや二つ国会で審議未了、廃案になろうとも、そう簡単に變更されちゃ困るというのです。その裏を返して言うならば、学校制度の改革というものは国民全体の声によってなされなければならぬ

ということを私は言っておるのです。あなた方があなたの方の頭の中で考えた思いつきだから、今度また審議未了、廃案になったら、また變更ですか。参議院ではどうなるかわかりませんよ。衆議院はきよなるかわかりませんよ。しかし参議院で審議未了、廃案になったら、それは国民の意思がそこになかったんだ。よく形式的な議会主義者は、議会で物事がきまれば国民がきめたんだと、こう言います。形式的にはそう言えるが、今日の議会主義というものはなかなかそう簡単にいかぬのです。だから結局そういう論法で言うならば、参議院で審議未了になったら高等専門学校法案はもう一ぺん白紙に返して、文部省は出直すのですか。これは一応参考のために伺っておきたい。いかがですか、文部大臣。

○荒木国務大臣 審議未了になるかいかは国会の御意思によつてきまることとございまして、提案しました私どもとしては、ぜひ通していただきたい、こう思っておりますのであります。

○野原(寛)委員 あなたの方の今日までの答弁、それから中教審に対するそういうものの考え方、学校制度に対するもの、その考え方という点から見れば、なかなかそう簡単には国民が納得しないでしょう。国民が納得しないことを背景として、そう簡単にはこれは通すわけにはいかぬでしょう。これはこれからの審議を私も見守つていきます。参議院においてはどうかという審議がなされるか、そのつもりで一つあなた方も

そこでお尋ねしたいことは、これは産業界からも意見が出ておる。あなたに私は記憶いたします。中教審に諮問した答申とともに産業界——産業界とは名付けて日経連、日経連から相当な意見が出されておつたように思いますが、これはいかがですか。その点があれば一つ御答弁願いたい。どういふ意見がいつ出されておりますか、これは非常に重要な点ですから私も伺ひしておきたい。

○天城政府委員 民間の団体、特に産業界からの方の御意見でございます。昭和三十四年十二月に日本経営者団体連盟から特に中堅技術者の養成が急務であるので、修業年限五年とする教育機関の設置を要望した御意見が出ております。それから関西の方でも、昭和三十六年大阪の商工会議所から同じような趣旨の要望が出ております。それから三十六年の一月に関西経営者協会からも御意見が出ております。それからなお科学技術会議の諮問第一号に対する答申におきまして、五カ年を一貫とした技術者教育のための機関を作るような意見が出ております。

○野原(寛)委員 私は過去三回に出された中教審の答申と、それから今官房長から指摘されました日経連から出された意見、これを比較してみますと、いふと、今度の高等専門学校法案が、ずばりと日経連の意見によつて決定づけられたものであると遺憾ながら認めざるを得ないのであります。私は指摘いたします。昭和二十七年の……(発言する者あり)このようなことを言われますと、なかなか痛い人があると見えて、目の色変えてヤジリますが、痛い人は心静かに聞いてもらいたいです。私は事実を指摘して申し上げる。昭和二十七年の十月十六日日経連は「新教育制

度の再検討に關する要望」というのを政府に対して出したのであります。その中に「大学卒業生の多数は産業界に入つて将来幹部に當るべき人材であるのに、新制下における大学教育の現状は産業界としての人間教育面に遺憾の点が多くなく、大学、専門学校別の存した旧学制がむしろ好ましい」といふのです。旧専門学校、これがよかったです。こういうことをずばりと昭和二十七年の十月十六日出した。昭和二十九年の十二月二十三日には「当面の教育制度改善に關する要望」という題で次のことを述べております。「一、大学における法文経偏重の是正、二、大学の全国的画一性排除、三、専門教育の充実、四、中堅監督者職業人の養成、五、教育行政の刷新強化、六、学歴偏重の是正(発言する者あり)」ここに非常に感服していらつしやる方がありますから、もう少し先をお聞き願ひたい。四つ目の中堅監督者職業人の養成の中身であります。これが問題です。この中身にこう書いてある。一、部新制大学の年限を短縮すること。一部短大と実業高校の一体化による五年制を新設すること。一部中学と実業高校とを一体化する六年制職業高校を新設すること。今度の高等専門学校法案は、先ほどの中教審から出された答申と、この産業界、日経連から出された意見と、どつちがこれは近いのですか。中教審から出された答申は、短大の充実、専科大学ということであつた。ところが日経連から出された意見は、昭和三十一年十二月、レファレンスにありますが、これは省きます。省きますが、私は全くこれは日経連から出されたものがそのまま形に現われて

きたと思う。ここに出ておりますように、よいものは日経連から出されておるものでもよろしい。だからよいものか悪いものかということとは、これから私は質問によつて明らかにしていきたいと思う。いずれにしても産業界の意見というものが、日経連の意見というものが、今度の法案を決定つて、文部省にそこを踏み切らせたということでは争えぬのであります。文部大臣いかがでございますかとお尋ねすれば、そうではございませんとあなたは答えるかわからない。しかしながら、現実にはこうなつておるのです。一応御所見を承つておきましょう。

○荒木国務大臣 私は昨年第一次池田内閣のときに、科学技術庁長官を兼務させられておりました。そのときに科学技術会議が、内閣総理大臣に対する答申案を出されるため下ごしらえをする立場にあつたのであります。科学技術庁、文部省、経済企画庁等の事務当局の応援を得まして、緊密な連絡のもとに作業が進められて、そうして科学技術会議答申案ということになつて答申されたわけでありまして。私はこの五年制の一貫教育の高等専門学校制度がいよいよのだからと思ひました私の心境を決定づけましたものは、第一には科学技術会議の答申に指摘された点にあるのであります。さらに先ほど来申し上げましたように、中央教育審議会にもあらためて御意向をただし、二の理由であります。経済団体、産業界方面からの意見書など私直接見たことはありませんが、御指摘のごとく一致しておれば、産業界も良識を持つておつたのだなという証拠にならう

かと思ひます。また卒業生を受け入れる側で、必ず卒業生がルンペンにならない一つの保証である意味において、けつこうな意見であるというふうにも受け取れます。基本的には今申し上げました二つのことを中心に、私はこういう案案をする決意をいたした次第であります。

○野原(覺)委員 あなたの御所見はお尋ねしたので、一応承けておきましたが、これは漸次明らかにして参ります。そこで問題の第一は、科学技術会議というものをあなたが今おっしゃったのですが、御都合のいいときばかり科学技術会議の決定を持ち込んで困るのです。私はあなたの御都合の悪いことをこれから触れていく。

その第一は、科学技術会議は——これは資料を文部省が出したのでありますけれども、十七万人の科学技術者の不足、四十四万人の技能者の不足ということを確認したのであります。これを決議したのであります。そこでお尋ねしたいことは、今度の高等専門学校の卒業生は十七万人に入りますか。これをお尋ねします。

○荒木国務大臣 十七万人の不足を補う対象になります。

○野原(覺)委員 科学技術者というのは、これは科学技術会議の決定によれば大学卒業生となっておりますね。そうなりますと、十七万人の不足というのは、科学技術者と中級技術者を含めたものだと思ひます。これをどうお尋ねしますか。

○野原(覺)委員 その通りでございます。と、今度の高等専門学校は大学とどう

違ふのかということ。この目的を見てみますと、五十二条に「大学は、學術の中心として、云々と目的が書かれてある。高等専門学校の方は今度新しく七十条の二に目的が書かれてある。これはだいぶ違いますね。十七万人というのは私も中級技術者も含めたものだと思ひます。というものは、四十四万人は技能者に限定しているわけでありまして、中級技術者というのは十七万人の不足の中に入らなければならぬことは明らかでありますけれども、この大学と高等専門学校の違いは文章の上からいっても明らかに出てくるわけでありまして、どういふ点が違ふのか、これを御説明願ひたい。わかりやすい言葉で、文部省はどう考えておるか一つ伺ひたいものであります。

○荒木国務大臣 ただいま御指摘のように、大学の目的でございますが、大学は學術を中心とした教育の一環で特に教育研究ということとを学校自身の性格として持つております。高等専門学校におきましては、学校の性格自身としてはこれは職業の教育を施すというところを考へておきまして、機関として研究機関という性格を持つておかないところが基本的に違ふのではないと思ひます。

○野原(覺)委員 五十二条の目的を見ても、大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學藝を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。とあります。ところが今度のこの高等専門学校の目的は、「深く専門の學藝を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」とあって、広く知識を授けるといふこと

は書かれていない。それから研究といふことも書かれていない。知的、道德的及び応用的能力を展開させるということも書かれていない。つまり大学に比べては一般教養といふことが重視されて、基礎學力といふことが特に尊重される。そういうことが当然の結果として、応用的能力といふものを十分に展開することが大学を卒業した場合に可能であるけれども、今度の中級技術者——高等専門学校の卒業生は、応用的能力については欠ける。つまりそのことから一般教養といふものが十分でないから、基礎學力が十分でないから、応用能力においては大学に欠ける。このことをお認めになられますか、お尋ねします。

○天城政府委員 この高等専門学校は、先ほどからしばしば御指摘がございましたように、いわゆる中級技術者の養成を目標とした学校でございます。特にその意味で職業に必要な能力の育成といふことを目的としたものであります。今日の科学技術者として単に目先のすぐ役に立つという教育だけで済まされたいことは万々承知でございますが、この点につきましては教育課程におきましても十分考慮いたしておりますが、そういう現在の技術者の要求される性質を考へまして、特に「深く専門の學藝」といふ言葉を使ひまして、ここに基礎的な能力あるいは広い意味での教養といふものを含めた意味に表現したわけでございます。基礎學力を無視するとかいふ考へ方はとっておらないでございます。

○野原(覺)委員 大学と同じものならば大学と同じ目的を書いたらいいので

す。ところがあなたの方は大学と同じ目的を書いていない。明らかに大学と違ふ。これは内容からいっても明らかです。この間この委員会に文部省は臨時工業教員養成所を提案した。それから免許法の改正も提案した。そして今度の高等専門学校が出てきました。この三つをひとつながめてみて一般教養といふものが工業教育においては軽視されている傾向にあるのではないかとこのことを感ずるのであります。科学技術会議ではそのことが非常に批判されております。私が文部大臣に、あなたの御都合のいいところばかりおっしゃるなと言つたのはそのなんです。科学技術会議では一般教養という点に実は非常に重点を置いておるわけ。これは佐々木さんですか、科学技術会議の専門のメンバーになつておられる方が、わざわざ學術研究という雑誌に答申と一緒にそのことを書いておる。一般教養といふものを十分に思ひなければならぬ、基礎學力を十分に尽くさなければならぬ、今日の非常に進歩のテンポの早い科学技術に對應することはできない。原子力という時代に對應することはできない。十年前の科学技術教育であつてはいけません。そのためには一般教養といふことを尊重しなければならぬといふことを、科学技術会議では結論が出たはずなんです。ところが工業教員養成所しかり、免許法においては教養科目、一般教養といふものがほとんど無視されて学校の教員を作る、今度はまた大学と比べるとお話にならない粗雑な中身のものではあつて、そして応用能力といふことは目的にもつたてない。知的、道德的及び応用的能力を展開する

と大学にはうたつてあるけれども、今度これを切つておる。つまり経営者や企業者から突つかれば、はいはいといつて、間であつて、旋盤をいじくり、ハンマーを振り上げる組長が係長級が知りませんが、そういう人間しか今度の高等専門学校法案ではできない。こういうことに実はなるのかと思ひますが、そのことをねらつたものか私は思ふ。率直に大臣から御答弁願ひたいのです。私はそうだろうと思ひます。あなたが今まで答申したことから私考へますならば、確かにそうではなからうか、そうでないならば、なぜ大学と同じ目的をうたつたのか。この点いかがですか。

○荒木国務大臣 これは私の個人的な思ひつきでなく、科学技術会議の答申の基本線に沿ひ、かつまた中教審の答申の意向にも沿ひ意味において提案申し上げておるわけでございます。大学と高等専門学校の相違点は先刻政府委員からも申し上げました通り、端的に最も特徴あることを申し上げれば、午前中も答へ申し上げた通り、大学では主として研究ということに主眼を置いておると理解いたします。高等専門学校においては研究を目的としな

い。現在知られておる科学技術をマスターして、これを応用する能力を育成することによつて、職業能力を充実しようといふところに特徴を求めておる考へでございます。従ひまして恒久的な制度として新たに付加しようといふわけでありまして。先ほど引例されました工業教員の養成所等は、当面の必要に應じますためのやむを得ざる改善の策であると申し上げました通り、あくまでも臨時的措置でございます。あ

と大学にはうたつてあるけれども、今度これを切つておる。つまり経営者や企業者から突つかれば、はいはいといつて、間であつて、旋盤をいじくり、ハンマーを振り上げる組長が係長級が知りませんが、そういう人間しか今度の高等専門学校法案ではできない。こういうことに実はなるのかと思ひますが、そのことをねらつたものか私は思ふ。率直に大臣から御答弁願ひたいのです。私はそうだろうと思ひます。あなたが今まで答申したことから私考へますならば、確かにそうではなからうか、そうでないならば、なぜ大学と同じ目的をうたつたのか。この点いかがですか。

○荒木国務大臣 これは私の個人的な思ひつきでなく、科学技術会議の答申の基本線に沿ひ、かつまた中教審の答申の意向にも沿ひ意味において提案申し上げておるわけでございます。大学と高等専門学校の相違点は先刻政府委員からも申し上げました通り、端的に最も特徴あることを申し上げれば、午前中も答へ申し上げた通り、大学では主として研究ということに主眼を置いておると理解いたします。高等専門学校においては研究を目的としな

い。現在知られておる科学技術をマスターして、これを応用する能力を育成することによつて、職業能力を充実しようといふところに特徴を求めておる考へでございます。従ひまして恒久的な制度として新たに付加しようといふわけでありまして。先ほど引例されました工業教員の養成所等は、当面の必要に應じますためのやむを得ざる改善の策であると申し上げました通り、あくまでも臨時的措置でございます。あ

れで十分とはむろん思っておりません。おりませんが、教員不足による間隙を生ずるよりもまさること数等であるという意味で、なさねばならないこととして御審議決定をいただいておることです。

○野原(覺)委員 この高等専門学校の卒業者は、こころばくは重宝がられるかも知れないと思つておられます。しかしながら先ほど申し上げましたように基礎学力が不足しております。なるほど時間をうんとかけてうんと詰め込むようにしておられますけれども、目的から見て考えられるように、あのような詰め込み主義のやり方からも言えるように、基礎学力の不足は争えないのです。そういう点で科学技術の発展のテンポに間に合わないおそれがあるかと何年かしたら必ず出て参ります。そういうおそれがあるから、今度は高等専門学校を作つたでしょう。工業高等学校じやだめだ、工業高等学校の卒業生というものは単なる技能者でしかない。われわれが学生時代、今から何十年か前には、工業高等学校というものは、工場においてかなりの働きを示し、かなりの地位を占めたものでありますけれども、今日では単なる技能者です。そこで今度は高等専門学校を考へた。高等専門学校が科学技術の発展のテンポに間に合わないことは明らかであらうと思つていますが、大臣、この点についてはいかが考えますか。

○荒木国務大臣 旧制度の専門学校が非常な使命を果たしたことは、私も承知いたします。終戦後最近に至りますまで、旧制の専門学校を卒業した人が、日本の今日の経済の発展に科学技術面で現実に非常な働きをしたことも

私は承知いたします。この高等専門学校は、旧制の専門学校そのもののじやございせんけれども、あの果たした役割という角度から比較してみまして、旧制の専門学校の比ではないと考えております。

〔委員長退席、中村(應)委員長代理着席〕

旧制の専門学校は、中学はなるほど三年でなく五年でございましたが、五年にプラス三年という制度であつたと思ひますが、一貫性はなかつた。この高等専門学校は中学三年を終えた、義務教育を終えたものが、まる五年間の専門教育を受けるのでございまして、私は旧制の専門学校よりはるかにまさつた知能を持った社会人たり得る、かように考えるのであります。

○野原(覺)委員 その点はあなたとだいたい見解が違つたのです。旧制の専門学校の場合は、中学五年から希望して行きますから、本人の希望によつて行くのです。本人みづからが自覚をしておる。僕は工業に向くんだ。今度の高等専門学校は義務制の中学校から入るのです。これは本人の希望でも何でもありません。本人の意識はない、自覚はないのです。本人は困つて来るのです。そのうちの何割かは親から押しつけられて行くのです。中学生というものはそんなものです。私はそういう進路を決定する能力はなかなかないと思つておる。それは偶然にある人もあるかも知れない。しかしそういうおそれが多いから出てくるでしょう。そういう点から見て、私はあなたとはだいたい意見が違つたのであります。

そこで、六・三・三・四のこの新しい学制に対して、六・三・五の高等専門

門学校法案がここに出たわけでございますが、六・三・三・四という教育体系に六・三・五という体系が、そこに一つ枝が出てきた。今度は六・三・五から六・三・三・四の四の三に編入されるということで、完全な袋小路には形式的にはならぬような措置はとつておりますけれども、いづれにしてもこれは複線型の体系をとつてきた、私はこう思つてございしますが、そのように理解してよろしうございしますか。

○荒木国務大臣 御指摘の点も、午前中の御質問にお答えしました通り、単純型にこの五年制の高等専門学校を新たに加へることによつて複線型になるといへないことはないと思つております。今までも新しい教育を受ける場がふえる意味において、日本の学校に行きます青少年の側に立つて考えた場合、いい制度が新たに加わるものと理解しております。

○野原(覺)委員 それはどうなんですか。そうなりますと、複線型が教育体系としては妥協なんだ、こういう結論に達した結果のことでございますか。

○荒木国務大臣 その通りでございます。

○野原(覺)委員 これも前の委員が質問したかも知れませんが、大事な点です。工業科にだけそういう複線型を積極的にとおりになられたわけはどういうわけですか。

○荒木国務大臣 本来教育の目的は、青少年に教養を与えて、社会人として安定して幸福な生活を送らせることも重大目標であると思ひます。ただ学校は出たがルンペンになるのかどうかわからないということであつては、原

則としていけないと思ひます。その意味においてこの複線型を考えます場合、午前中も申し上げました通り、高等専門学校という新たな学校制度それ自体は何も工業に限らねばならないというものではないと理解いたしませう。さらに必要であれば、工業以外に、農業あるいは商業等も考え得るかとも思ひます。思ひますけれども、当面最も必要とする現実に即して考えねばならない、また考え得る高等専門学校はまず工業である、こう考えまして、工業に限定した内容として御審議をいたしておるわけでありませう。

○野原(覺)委員 その点どうもあなたの考え方は一貫してないと思つて。というのは、複線型がいいのだというならば、複線型にしない。複線型がいいと言つておきながら工業科だけというところは、どうも私は納得できない。あなたは、なるほどそれは完全なる就職ができないからだといひますけれども、教育体系として理想的なものならばかえたらいいじゃないですか。工業だけにしないで農業も商業も水産業もやたらにいいがですか。複線型がよいのだとあなたがおっしゃつたのですよ。よいものならば農業の高等専門学

校、商業の高等専門学校、水産高等専門学校というものもお作りになつたらいかがですか。どうも私はその点あなたのおっしゃることに矛盾があるように思ひます。もう一度御説明願ひたい。

○荒木国務大臣 概念的に申し上げれば、御指摘のように工業に限らないという意味において複線型が理解されてしかるべきものとむろん思ひますが、同時にそれは現実に即して学校施設が

なされるためには現実面を忘れてはならないことは、また心がくべきだと思つております。そういう意味で工業につきまして特にその緊要性を感ずるわけでありませう。また工業についてのみに特に複線型をとつておる諸外国の例も仄聞いたしております。そういうことをいろいろ考え合わせまして、当面は工業の高等専門学校を作ることとを国会を通じてお許しをいたしたくならば、最も適切な施策じやなかろうか、かように思つた次第であります。

○野原(覺)委員 そういたしますと、いづれは農業も水産も複線型にかへられるべきだといふお考えですね。

○荒木国務大臣 概念的には、制度論としてはそういうことはやるべきじやないと思つておきながらどうも理解いたしません。その現実の必要性は、あくまでも必要ありと考へましたときに、提案者としては、政府側としては国会で御審議願つて、それがはたして日本のそのときの事情に即するかいなかを御判断願つて、その上で追加すべきものはいたすべき性質のものだ、かように考へておるわけでありませう。

○野原(覺)委員 制度的には、これは高等専門学校に農業も水産業もすべきだ、こういうならばなせしないのですか。やつたらいい。あなたが工業だけ持つてきたというのは現実面を考慮したといひますが、私もそれはそうだとおもひます。今日財界は工業だけを要求してゐますからね。あなたの現実面を考慮したというのは、農業や水産業については日経連や産業界は触れてないですよ。だからこうしたのでしよう。正直に言つて下さい。制度的に

いいならば全部切りかえたい。それを全部切りかえないで工業だけにしたいというのは、そこにはそこがある。そういうような学制のいじり方ではないのですか。高等専門学校が正しいならば、なぜずばりと実業学校はみな高等専門学校にしないのかと聞いた。工業だけちよびり持つてきて、農業や水産業はほつておく。これはどうなんだと言え、いや制度的にはそうしたいのだ、じゃするの、かと言った。すると、それは言わない。そこに今度の高等専門学校法案がかりにりつばなものであるにしても、あなたの方のそういうものの考え方に私どもは納得のできないものを感ずるのです。失礼ですが、けれども、スポンサーの注文は工業だけでしょう。私は、そういう点を考えるならば、やはりここに問題があるのではないかと考えます。私は、単線型がよいとか複線型がよいとか、そういう観念的な議論をあなたとしようとは思いません。しかし、あなたが複線型がよいというならば、なぜ思い切った複線型の構想をとらないのか。これはあいまいです。実にいいかげんなことしかやられていないから、私はこれに問題があるかと思うのであります。

そこでお尋ねいたしますが、これは大学に限定して尋ねてみようと思えますが、日本の大学では文科系と理科系の学生の比率は今日どうなっておりますか。それから欧米においてはどうか。それをお尋ねいたします。これはごく概数でけっこうです。

○天城政府委員 大学の全学生につきまして理工系とそれからそうでない方、と申しますと法文とか教育課程その他のいろいろ入りますが、その比率で見ますと、理工系が二三%、その他が七七%でございます。これは国、公、私立全部を含めての比率でございます。諸外国の例は、年度が若干違ふので、人びしやり参りませんが、大体の傾向は、アメリカが二九・五、イギリスが四四、西ドイツが四一、フランスが四四、ソ連が四三というような比率でございます。今の理工系だけでございませう。

○野原(覺)委員 そうなりますと、日本では文科系に片寄つておるといふことが言えようかと思つておられます。文部大臣にお尋ねしますが、今日の日本の理科系を必要とする産業界あるいはその他法文系を必要とする社会の要請にこたへるためには、どのような比率が正しいと文部当局は考えていますか。文科系はどのくらいだ、理科系はどのくらいだという大学卒業者の比率、これは文部省では検討されておるはずだと思つておるが、どの程度の比率が正しいとお考えですか。

○天城政府委員 これは科学技術会議の答申にもございませうに、何%が正しいといふことはなかなか数字的に出ておりません。昭和四十五年には理工系の比率は相当高まるということしかいってございませう、私たちが何%くらいがいいかといふことは必ずしも申し上げられないと思つておる。ただ、なお理工系の比率がふえなければならぬといふことは十分考へておられます。○野原(覺)委員 そういふ点がはつきりしないといふ困るのです。十七万人の不足を解消するんだとか、四十四万人の不足を解消するんだ——私はあとで

お尋ねいたしますが、これは長期の計画を立てられなければならぬ。その場合に、文科系はどれだけだ、理工系はどのくらいあれば大体やうていけるんだというおよその見通しが立たないで、不足解消といひましても計画は立ちませんよ。だから昭和四十五年には十七万人と四十四万人の不足が完全に解消されたとして比率はどうなるのですか。

○天城政府委員 十七万の数字を計算いたしましたときに、理工系の需要並びに供給について検討したわけでございませうけれども、その他のいわゆる法文、社会、家政、いろいろの課程についてこういう数字がございませうので、そういう推計を出してございせん。最終の段階において理工系対の対の方が出ておるもので、はつきりした数字を申し上げかねるのであります。

○野原(覺)委員 これは一つ考へて今後見ていただきたいと思つておる。文部大臣にお尋ねしますが、いよいよこの法案がかりに通過するといひますと、高等専門学校は昭和三十七年四月一日から建てるようであります。どのくらいお建てになるのか、その場合に、国立の方は大体あなた方もうすでに計画されておると思つておる。それから公立はどのくらい、私立においては高等専門学校をどのくらい考へていこうという計画なのかお示し願ひたい。

○荒木国務大臣 ただいまのお尋ねの点につきましては、的確にお答え申し上げます。と申しますのは、公立にしましては、私立にしましては、それぞれの設置者がその意向をもちまして、この新しい法律に基づいての認可申請があつて初めてできることとございませう。日本、今の学校制度及び文部省との関係におきましては、国の意思を私学ないしは公立の方に天下一の要請するといふ立場にございませうので、これはむろん考へられたいわけにございませう。国立につきましてはむろん考へがあつてしかるべき筋合いではございませうけれども、具体的に一カ所にどのくらい予算があつて、教員組織がどのくらい要るかといふことを今検討はいたしておると思いますが、それすらもまだ最終的にはなつておりません。ただ、第一段階におきましては、地域的なブロッコといふ一校ずつくらいはあつてよろしいのじやなかろうか、たとえば北海道、東北、関東といふごとく。そういう国立の高等専門学校を設け、それが一応の常設的な目安ではなかろうか、こうは思ひますが、さてしからば、三十七年に年次計画でどこにどうだといふお尋ねには答え得る程度に検討はまだいたしておりません。

○野原(覺)委員 その場合に、国立短大を高等専門学校に持つていくのですか。それとも新たに建てることも考へておるのですか。

○荒木国務大臣 原則としましては、高等専門学校第一年から始まつて五年後に完成するといふのがごときものを新設することが基本線だと思ひます。ただし、実際問題として、現にある国立の短大をこの高等専門学校に切りかえていくかどうかといふことも考へるべき一応の対象ではあるかと思ひます。それも具体的にはまだ結論を出した段階ではむろんございせん。考へ方の基

本線は、今申し上げるように新設が本則であつて、また便宜短大が切りかわることも絶無とはいひかねると思ひます。

○野原(覺)委員 不勉強ではなはだ申しわけありませんが、国立の工業短大というのは今日幾らありますか。

○天城政府委員 現在民間の五校、夜間が十一校でございます。

○野原(覺)委員 かりにこの法案が通りましますと、学校設立といふことは容易ではないのです。法案が通つてから準備をされる、こういうことでありますが、大体の腹案はあるのだけれども、文部省はこれを言ふと問題になるから伏せていらつしやるのじやなかろうか、それならば安心です。しかし、文部大臣が言うように、全然白紙なんだといふことであれば、来年の四月一日から発足できますかね。新たに学校を建てていくには、土地の買収もしなくてはならない。それからさうさう準備をして、それに教授だって助教授だって、前にも委員諸君が質問しておられましたが、これは一体どこからどうしてだれを教授にしていくのか、それもきめていかなければならぬが、これはあるのじやないですか。な

いとしたら、これは昭和三十八年の四月一日に提案の法文を修正してもらわなければいかんものかと思ひますが、どうですか。

○荒木国務大臣 ただいま申しましたように、建前としましては新設するといふことが本則であります。便宜現在の短大をこれに切りかえた方が適切であるといふことが結論づけられますれば、そういう内容の法律案としてまた御審議願ひこともむろんあり得ると思

うのでございますが、具体的にどこにいつからどうしてということは、まだ御披露する段階に至っていないことは今申しした通りでございます。

○野原(覺)委員 この前の委員会に工業学校の教員養成所の法案が出た。それから今度は高等専門学校の新設が出た。それから工業高等学校の新設というものは昭和三十六年度の予算においては確保しておる。こういうように理工系に重点を置いた文教政策を進めておられるのは、科学技術会議の決定である、先ほど大臣が申しました十七万、四十四万の不足解消という方向に對する努力であらうと私は思うのです、いかがですか。

○荒木國務大臣 その通りでございます。○野原(覺)委員 そういたしますと十七万、四十四万の不足を解消するといふことは、ただ不足を解消するといふことだけでは到達することはできないのです。長期の計画が要るのです。十年間の計画が要るのです。長期とは十年間、十年間の計画が要るのでございますから、昭和三十七年度には工業高等学校はどれだけ募集するのだ、昭和三十七年度には高等専門学校は幾ら建てるのだ、短大はどれだけで大学はどれだけ、そうして三十八年にはどれだけだというプランがあるだろうと私は思うのです。ところが今お聞きいたしましたように、高等専門学校は幾ら建てるかまだわかりません、これで一体あなたは科学技術会議の不足解消に向かつておると言えますか。計画性がなしじゃないですか。あの計画は昭和四十五年までを十年間としておるのですから、ことしから始まっておる。そう

したら、ことしの工業高等学校はどれだけ、それから高等専門学校は幾ら、短大は幾ら、大学は幾らということが明確に数字の上で出されなければなりませんし、来年度はそれがどれだけになるという計画がなければならぬと思う。今はいろいろな政治情勢もありまして、いろいろなことがありますから、具体的にどこへ高等専門学校を建てるかということとは言えないでしょう。しかしどれだけのものを建てて、どれだけの生徒を収容するくらいの計画がなければ、私はその不足解消に努力しておるといふことは単なる口頭禪だと思わざるを得ないのです。そう思いたくありません。これは文部大臣には計画があるかと思う。従って十七万、四十四万の不足解消計画の年次別の計画書を提出するように、私は過日教員免許法の質疑の際に、委員長を通じて要求をしておいたものであります。いまだに出てきません。これは単なる口頭でどういふものを言われては困るのです。私も科学技術会議の決定、政府の所得倍増計画の基本方針に基づいて文部省においてどれだけ出されるであろうかということは非常な関心を持っておるわけでありまして、特に私どもの責任でもございますから——今やと出て参りましたが、これを御説明願いた

○荒木國務大臣 重ねての御要望ですが、この高等専門学校を年次計画でどうしようとしておるのかというお尋ねに對しましては、一つの計画として御披露申し上げる段階にない、重ねて申し上げます。と申しますのは、学校教育法の一部改正という形で新しい制度を国会で

お認めをいただきたいという法案でございまして。お認めいただいた後に、三十七年度に具体的に予算措置もあわせて講じながら、どこそこへ一応予定してこういうものを置きたいという、予算措置並びに高等専門学校設置に關しましての具体的な立法措置も当然御審議願う段階があるわけでございます。そのときならばむしろ御指摘のようなことをお答え申し上げる準備をいたさねば適當でないと思ひますが、ともかく新しい制度を国会の御承認を得られるかどうかという課題でございますので、時間的にもまだ余裕もございまして、課題そのものが仰せのようなところで習熟できない性質を持つておるもので、以上のように申し上げておる次第であります。

なおついでながら、十七万人の大学卒業程度の科学技術者が不足するといふあの数字に對しまして、七万二千人ばかりの養成計画を一応推定しておりますのは、すでにある学校制度のもとに立って、入学定員の増加等を累計しまして七万二千人の養成計画を一応立てておるのであります。その差が九万人ばかりになります。その九万人の赤字埋めの対象にこの高等専門学校がなるとは思ひますが、今申し上げますように、しからば具体的に計画いかんとおっしゃいますと、まだその段階にまで至っていない。いくべき性質のものでもない、こう思つておるわけであり

の入学定員増加の予定数でありまして、四十二年度までに、三十六年度から一万、一万五千、二万とここに書いてありますような数字で増員して参りまして、定員としては八万五千人増加をもくろんでおります。これは逐年に重ねて参りますと、大体四十二万人、この増員によります新規の卒業生が出てくるというふうな計算をいたしたわけでございます。もちろんこの年次別は一応今の予定でございますので、いろいろな事情によつて多少の出入りはもちろん起こると思ひますが、一応こういう推計をいたしております。

それから第二表でございますが、これは理工系の上級技術者十七万人の不足との関係でございます。二ページの下の表はそれに対して一万六千人の増員計画を年次計画で実施すると仮定した場合の数字でございますが、大学と短期大学に分けて、これも一つの推計でございますので、必ずしもこの通りはいくわけではございませんが、毎年に割り返した場合一万六千がこういう姿にならう、こういうことでありまして、三十六年は二千八百ほど予定したのでございますが、現実には三千二百二十、注に書いてありますようなふうな増員になりまして、計画より若干前向きに進んできております。これは申請を待つてやるために、必ずしもこちらの計画通りにはいかないわけでありまして、そういう条件はございますけれども、一応年次割を出しますと一万六千をこういうふうな考えでたわけでありまして。短大は回転が二年でありますので四十三年度まで、こういう考え方でございまして。それで卒業生を年次を追つて推計して参りますと四十五年ま

で七万二千二百という数字を推計いたしておるわけでありまして。簡単にございまして以上の通りであります。

○野原(覺)委員 科学技術会議に文部省から出された資料を見てみますと、昭和三十五年には理科系が五百八十不足、それから工科は一万七千四百三の不足、こうなつておる。それから三十六年には理科系は四百二のマイナスで、工科は一万六千四百七十、三十七年は理科系が三百五十九のマイナス、工科は一万五千七十七、これのトータルをとつてみますと昭和四十五年まで十年間に理科系が四千四百四十六の不足で、工科は十六万六千五百八十五の不足だ、この合計が十七万だ、こういうことになつておるようでありまして。この十七万の不足を解消するのには、今日ある学校を利用するならば七万三千だといふことが、これはここでございまして高等専門学校の中級技術者は十七万の不足解消の中に入るんだといふことでもありますから、これを入れて、それから池田科学技術庁長官からも報告がありまして、私立大学の入学者に對する文部省の補助なり、あるいはいろいろな締めつけ方をもっとゆるくしてやつて、そして最大限の程度の見通しを今日つけておられるのか、これを承りたいのです。

○天城政府委員 ただいま技術会議の資料について御指摘がございましたけれども、この答申の百八十四ページを御指摘になったのだと思つてございしますが、それが今プリントで差し上げました二ページの上欄の数字でございまして。これは、その理工系のところだけを出して十七万一千という数字を出したのがこの数字でございます。今御

質問の十七万の不足に対して、これは一万六千の定員増による七万二千の累計供給増ということでございまして、これは前々から申し上げておりますように、現在の学校の規模、教員の能力という点から一応推計された数字、それも一応ここに割り振りましたような年次別で推計した数字でございまして、これが年次を早めれば、累計においてはこの数字は伸びて参りますし、あるいは中間の数字がふえていけば、もちろん一万六千がさらに増すこともできるわけでありまして、それらの点につきましてはとにかく、十七万の不足ということが推計されますので、少しでもこれに近づけるべく供給の増をはからなければならぬ、こう考えておりました、理工系の学生増につきましては、国、公、私立の大学を通じてさらに促進をいたしたい、こう考えております。今のような状況でございまして、はつきり幾らの数字になるかということは、現在の段階では推計の段階でございまして、

○野原(電)委員 文部相というところは理工科系のためだけ考えると、そこはじゃないと思うのです。農学系統も科学技術者なんです。だからそれも考えておられると見えて、農科の表が百八十四ページに出ておる。それを見てみますと、あなたの手元にもあるだろうと思うが、昭和四十五年までに十年間で三万一千六百五十七名余分になる、この点についてはどういう検討をしておられますか。これは昭和三十五年には二千九百七十九の余りがある。昭和三十六年は三千二十五だ。十年間に理工科系は十七万足らぬかわりに農学系統は三万一千六百五十七余ののだと

いう。これは余りっぱなしではうっておののですか。どう考えておられますか。

○天城政府委員 この答申の百八十四ページの表の御指摘でございまして、御指摘の通り四十五年までに農学関係の高等教育卒業生の数字は余る推計になるわけでございまして、これにつきましては私たちが余りっぱなしではうっておくという点も余りっぱなしではうっておくわけでございまして、農学という一くくりの中で、実は専門によりましては過不足がかなり顕著になってきておりました。農学関係におきましてはいろいろな方面の発達あるいは要求によりまして、学科によつてはかなりの需給が従来と異なつてきておりました。そういうことを考へまして、たとえば畜産あるいは農産というふうなものにつきましては、このままではいけば余る数字でございまして、逆に農芸化学とか農薬土木あるいは農工工学という面ではむしろ不足する数字も見込まれるわけでございまして、従いまして現在大学における農学教育をいかにするかという点につきまして、農学教育の質の問題ですとか、あるいは農学部の卒業生の需給関係の問題とか、いろいろな問題につきまして関係者で鋭意検討いたして、大学における農学教育の今後のあり方について検討いたしておられます。本年国立大学につきましても、農学部においてきわめて需要の多い、また希望者の非常に多い農芸化学とかあるいは農薬土木関係の学科を増設いたしまして、その場合に定員に満たないような学科もございまして、逐次そういうところの転換をはかりながら、いわば体質改善と申し

ますか、内容的な改善に着手いたしておりました、今後とも今申し上げました方向で農学教育の問題についてはさらに検討を続けていくつもりでおります。

○野原(電)委員 これは文部大臣に伺いますが、三万一千六百名程度余るといふ、これはいろいろ考へておるといふけれども、現に文部省の調査では十年間にこれだけ余る。私は単なる考えではこれは消化できないと思うのです。そこで文部省では、たとえば農科の入学者を減らすとかいろいろ考へていらつしやるのじゃないかと思うのですが、いかがですか。これはそう考へるべきじゃないですか。

○天城政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、これは農学部系統でございまして、学科によつては需給あるいは入学者の多寡が非常に違つております。従つてその間の転換はもちろ考へていくわけでございまして、同時に農学教育のあり方についても考へていく。ただいま申し上げたのはこのこととございまして。

○野原(電)委員 私は農学にもいろいろな学科があることは知つております。工業に類似したような農学もあるだろうと思う。そこで、これはまことに常識的なお尋ねですが、文部大臣、工業というのはどういふことになりましか。というのは、今度あなたが高等専門学校の法案を出したために、ある私立学校の人が私のところにやつてきたんです。それで、私の学校は各種学校でございましてけれども、ぜひ高等専門学校にしたいのだといたすのですが、いかがですか、というのです。そこで私はふと困つたんです。困つたというの

は工業という概念ですね。その人は機械を使用して物を製造するのが工業でございませうか、こう言うのです。これは文部大臣どう考へますか。機械を使用して物を製造するのが工業じゃありませんか、私の各種学校は機械を使用するものも製造するための学習、教授をやつておるんだ、こういうわけですか。これは抽象的にいつたら工業に入るのじゃないかと思う。だから工業々々と簡単に言うけれども、これはやはりはつきりしてもらわなければならぬと思う。工業は電気だとか応用化学とか土木とか建築とか常識的には言いますけれども、ほんとうに突っ込んで考へるといろいろ問題があるうかと思ふのです。文部大臣どう考へますか。

○天城政府委員 おっしゃる通り農学の分野でも化学あるいは土木、機械という専門の技術を取り入れた農学土木科、農薬科学科、それぞれ出ております。工業専門学校は一応工科に関する学科を置くことになっておりますが、これは産業が発達して参りますと、非常にこの専門分野の種類が多くなつて複雑になつて参りますけれども、われわれとしましては、必ずしもすぐその分野のものだけを出すということではなくて、やはりこの技術系統の一番基本になりますところの問題を考へていきたい。現在機械の卒業生がどこに行つておるか申しますれば、これはあらゆる産業分野に行つております。農業分野にも行つております。製造業分野にも行つております。商事部門にも行つておる方たちもございまして、やはり基本的には機械に関する技術と基礎知識が必要だとい

うことでありますので、あまり専門に分化しない、基本的には機械とか電気とか、やがてはそれが電気は通信にも弱電気にも電子にも発展するわけでございまして、工業専門学校においては基本的に電気を中心として考へていく、こういうこととございまして、卒業生が決してただ工場に行くということではおそろしくなくて、いわゆるセルス・エンジニアに行く者もおりますし、あるいは農村関係の農業機械を製造するメーカーに行く分野もありましようが、そういう広い分野を考へながら基礎的な問題を考へていき、こういう考へでおる次第であります。

○野原(電)委員 洋裁学校というのはどうなりますか。洋裁学校はミシンという機械を利用して洋服を作るのだから、機械を利用してものを製造する事業ですね。これは大きくいつて工業に入れたら悪いんですか。

○天城政府委員 それは工業の種類で被服も大きな工業化がございまして、みそ、しょうゆも現在大きな工業化しているものもございまして、そのことについて企業の規模についてどういふこととは私たちが考へておりません。ここでは技術関係の技術者を作るというのを考へておるので、洋裁も家庭でミシンを踏んでおる場合もありましようし、大規模な工場で行つておる場合もございまして、それを私たちが工業であるとかないとかいふことは、ちよつとこの法案との関連で考へる場合には少し違ふのじゃないか、こう考へております。

○野原(電)委員 あなたは違ふのじゃないかと言つても、申請してきた場合

相手は納得しませんよ。洋裁学校が今あるが、この洋裁学校が、今度五年制の高等専門学校ができたから洋裁学校の五年制高等専門学校を作るのだ、こういうような申請をしてきた場合に、どうなるか。これは断りますか。

○天城政府委員 洋裁というところはおっしゃれば、これはこの学校の対象には考えておりません。

○野原(覺)委員 いろいろ問題があると思うのだが、最後に私は文部大臣にお尋ねしておきたいのは、池田科学技術局長官が、人事院に対して、科学技術者の給与が低いというので報告をする、こういうようなことを私は新聞で拝見したのです。この点について何かあなたは池田長官からお聞きでございますか、お尋ねします。

○荒木国務大臣 まだ承っておりません。私も新聞記事で見た程度でございます。

○野原(覺)委員 そうなりますと、私は科学技術関係の人材養成の責任者は文部大臣だと思ふ。これは池田科学技術局長官が、科学技術設置法に基づいた勧告権によってやられるといえども、それまででありませうけれども、あなたがかねて主張しておられますように、こういう面の待遇問題というものは、むしろ文部大臣が積極的に人事院に働きかけるとかなんとかなさってしかるべきものではなからうかと私は考えますが、いかがですか。

○荒木国務大臣 もちろんその通りに思ふ。科学技術局長官が人事院に勧告するところからいへば、単なる科学技術関係の公務員ないしは民間産業に供給するべき科学技術者ととまらず、その養成面における大学教授等

についても当然勧告をされるであらうと思ひます。これは制度上当然のことと思ひますが、それはそれといたしまして、いつも申し上げるように、大学教授を初めとして、教員の給与の改善には、文部省みずからも人事院に積極的に働きかけて改善に努力すべきものと心得ております。

○野原(覺)委員 一つ働きかけますか。どういふような中身で今働きかけようとしておりますか。その構想があれば承りたい。

○荒木国務大臣 今事務局で検討させておるところであります。

○野原(覺)委員 これは事務局からでもよろしいですが、どの程度の処遇の改善をしたら妥当なのか。また科学技術者の決定によれば、優秀な科学技術者を行政、教育、産業等の分野に吸収し、その能力を十分に活用するためには、その処遇についても特に積極的な対策を講ずべきである、こうなっております。この決定は尊重するということでは文部大臣も先ほど言われたわけでありますが、私はこういふ決定こそすみやかに具体化してもらわなければならぬと思ふ。質問をしたらいつもおどろきです。あなたの方の待遇改善というものは、どの程度のことか。今文部省では検討されておるのか。ほんとうにやっておりますか。これは今検討の過程であるならばそれを出してもらいたい。それをこの程度まで検討しておるのだといふことがあるならばお示しを願ひたい。これは科学技術会議の決定ですか。これをすみややかに人事院に働きかけるべきです。こういうような法案を出すよりも、こういうことをやりな

い、こういうことをやることによって工業教員も充実できるのだ、これ以外にないのだといふことを、私も口をすっぱくして実は主張してきたのはここにあらう。こんなことをほったらかしで、そうして小手先のことはばかり弄されておる。こういうことはどうもならぬと思ひますが、今日いただいた検討の過程にある事柄をお示し願ひたいと思ひます。どういふ事務局でだれがどんな検討をしておりますか承りたい。

○天城政府委員 現在われわれ行政内部で検討の段階であります。もちろん最終的に大臣に御報告いたしておるわけではございませんが、大学の教官の給与体系につきましても、職務の性質が一般公務員とかなり違いますので、まず初任給の問題から一般の公務員とかなり違った考え方をとらなければならぬのだといふことと、特に国立大学につきましても、教官の定年制がございまして、一般の公務員よりは勤続年数がきつめて長い。職務のとり方もかなり違つて参りますので、独特の給与体系をとるべきではないかといふ考え方をとつておるわけでありまして、比較して申し上げますれば、やや司法官に近い給与体系が本質的にはよいのではないかといふような考え方を持っておりますわけでありまして、その場合に初任給を幾らにするか、どの段階でどの金額にしたらいふかといふことは国の給与体系給与政策の問題でありますので、ある程度相対性を要求されてくるわけでありまして、一方的に文部省だけでなかなかきめかねておりますが、考案方においてはそういう構想で、昨年の給与改訂のときにおいても基本的に

はその考え方で行なっておりますし、現在においてもこの基本的な考え方では各段階の検討をしておりますのであります。

○野原(覺)委員 私は教員免許法のとくにも、大臣にはこの問題では非常に失礼なことを申し上げました。大臣もこれは御記憶されておると思う。私はこれ以外にないと思ひます。ほんとに科学技術の振興をはかるのには、科学技術者を優遇する以外にないと思ふんですよ。それから教員の確保もそうなんです。これをやれば出て行けといつたって行きませんよ。教育ぐらい神聖な仕事はないのですからね。それはだれだつて給与がよければ学校に踏みとどまります。自分の研究も十分できるのだし……。給与が悪いからなんです。あなたは検討されておるといふが、検討しておるのは本気でやつておるのかどうか知りませんが、まことに簡単きわまる答弁が官房長からなされた。私はこういうことはもつと真剣にやつてもらいたいと思ひます。そうして少なくともいつごろをめどに人事院に対して勧告をするのかといふことも、ちゃんとめどを定めて、本腰を入れてやつていただきたいと思ふ。そういう努力をした上の高専法案、そういう努力をした上の教員養成所法案ならば、私も真剣に考えます。肝心の努力はほつたらかしくなされておられて一体やるのかやらぬのか。おそらく私はこの一九六一年度内には人事院に対する働きかけをなさらぬのではなからうかといふ気がしてしようが、ありません。ことしじゅうにやつて来年が再来年に実現するのです。あなたが、けしからぬ、そういうことを言う

ならばというので奮起されればこれはいいことですけれども、私はどうもなさぬといふような気がいたすわけなんです。これは一つ真剣にやつてもらいたい。池田長官が勧告するといふことが新聞にあるならば、あなたは積極的に池田長官に話をして、君が乗り出したことに対してはおれもこう考えておるのだくらいの話は、同じ閣僚ですからやられたらどうかと思ふのです。これは一つこの前同様に最後に要望をいたしておく次第であります。

そこで私はもう一点だけ申し上げておきたいことは、これは前の同僚委員が質問したときにもそうでありましたが、本日の私の質問に対してもあなたの御答弁は、工業高専が一体どれだけのできるのかといふことについては目下白紙だ。それから従つて予算措置についても白紙だ。それから生徒の募集人員についても、一体何名募集したらよいか全く今は考えていない。それから教官の確保をどうしてやるのか、短大の教授が今日おりますから、それを横すべりするの、それでもおそらく足らぬでしょう。短大の昼間制のものは五つしかないのですからね。これはブロックごとといへば十近いブロックがありますから、そういうことになる。だからそういうことになつてきますと、全く肝心かなめの点になれば私どもに対しては御答弁をなさらないのであります。そうしてこの法案だけ出してこれを審議して通してくれといつても、私どもはなかなかこれは応ずることができません。一切の文部省の考案である、大臣の考案であられる事柄、どういふ学校を作つてどの程度でいふところまでいって初めて審議が成り

立つのです。これでは審議はできない
と思うのです。遺憾ながら私も反
對せざるを得ないのであります。全く
審議はできないのですからね。

それから単線型、複線型に對して
も、あとで討論の際に同僚委員から申
し上げると思いますが、これは
全く徹底を欠いておられます。複線型が
いいと言いつながら工業科だけにしてお
る。私は、これは見解が違つても、物
事というのは徹底した方針でやつて
もらいたいものだと思つたのでありま
す。

以上申し上げまして私の質問を終わ
ります。(拍手)
○濱野委員長 山中吾郎君。
○山中(吾)委員 私は同僚委員の質問
に重複しないことを心がけながら御質
問をいたしたいと思つますが、四點に
ついてお聞きしたいと思つています。
その一つは手続上の疑義についてお伺
いたしたい。それから科学技術者養
成という文教政策の立場から疑問があ
るので、その点も重複しない点につい
てお聞きしたい。それから学校制
度との関係においての疑問についてお
聞きをいたしたい。それから最後に、
本案の内容について関係法案との関係
で私は矛盾を感じるものをお聞きいた
したいと思つています。

第一の手続上の問題でございますけ
れども、先ほども野原委員から中教審
に對する諮問についてる質疑をさ
れ、答弁をされたのでございすが、
今度のこの法案については、文部省で
はたしか五年制専門教育機関設置要綱
案という形で諮問をされたと教育新聞
に載つておるのでありますが、そん
う形式で諮問をされたということは事
実でございすか。

○天城政府委員 さようでございま
す。

○山中(吾)委員 そうすると五年制の
専門教育機関は是非かという諮問で
はないでしょうか。そうですか。

○天城政府委員 是非かという形で
はちろんございせん。

○山中(吾)委員 それでは五年制教育
機関は中教審に對してよいか悪いかと
いう諮問でなくて、作らねばならぬと
いう押しつけ諮問になると思つた
のですが、いかがですか。

○天城政府委員 若干前の御答弁と重
複する点があるかもしれませんが、短
大の恒久化あるいは専科大学につい
ては中教審においてすでに御答申がござ
いまして、その中で五年制の一貫教
育という構想が出ておつたわけでご
ざいます。現在中教審におきまして
は、広い意味での大学高等教育機関に
つきまして御検討中でございます。

で、現行短期大学もそれは当然高等教
育機関、大学の一種として中教審の審
議の対象になっておるわけでございます
ので、専科大学の構想では従来の御
答申はございましてけれども、あらた
めて大学問題を検討して参りますと
ば、当然審議の対象になるわけでご
ざいます。そういう意味で中教審が前々
から広い意味での大学の問題を御検討
のときに、大学に關して別個の案を立
てるといふことはいかかかと存じたわ
けで、それは別として五年制の一貫教
育をするという中教審の従来の一貫
の線につきましては、高等専門学校
という案を出していかかかしようかと
いう御意見を伺つてきた、こういうい
きさつでございす。

○山中(吾)委員 五年一貫をした教育
がいいというところは、短大に付属高等
学校を置く、予科を置く、いろいろの
形式があるの、それに対して五年制
の専門教育機関設置要綱というよう
な出し方をさればまことに非民主的
である。こういう法案の出し方は、諮
問の形はとつておつても実際はそうで
ないのだと思つたのですが、その点大
臣から、今後の問題もありますから、
その点適切であつたか否かを率直に
お答え願ひたいと思つています。

○荒木國務大臣 今政府委員が申し上げ
ましたように、私も先刻来申し上げ
ておりますが、中教審の今までの御検
討の一応の結論として類似の構想がす
でにあつたわけでありまして、その構
想を念頭に置いてこういうふうな要綱
を作りましたがいかがでございませ
うというところを、諮問しますことは、
これが是非かというところもろん含
んでおることは、言わずもがなのこと
であると思つております。是非か
というところに加えて、具体的にはこ
ういふ考え方をいかにしようかとい
うことがございまして、その中で含
めたいと思つて諮問したのであります。
○山中(吾)委員 私はそれはこじつけ
だと思つています。そういう出し方は不
当なもので、前例をお調べになります
と、こういう出し方の諮問案なんてど
こにもありません。だからこういう提
案をするまでの諮問の手続その他につ
いて、すでにこの法案というものの中
に欠陥があるのではないかと。これはど
ういふ答えはそういうお答えかしな
いと思つますが、今後こういう諮問の
仕方をすべきでない、私はそれだけ注
意を申し上げておきたいと思つています。

それから、その前に諮問をされたい
わゆる専科大学についての諮問につ
いて、その諮問についての答申は生き
ておるのですか、死んでおるのですか。

○天城政府委員 現在においては生き
ておると思つますが、ただ中教審で現
在の大学制度全体を御審議中ございま
すので、その中でこの構想がどうい
うふうに取り上げられ、あるいは生か
され、あるいは吸収されてくるか、こ
れはまだわからないところございま
す。現在の過程では諮問は生きてい
る、この言わざるを得ないと思つた
のであります。

○山中(吾)委員 生きておるでし
ょう。死にかかつておるかもしれぬが
だ生きておる。そうすると、また専科
大学法案を出しになりますか。

○荒木國務大臣 概念的には答申が現
にあつて、あれを引つ込める、取り消
すという意思表示がない限り生きてい
ると申さざるを得ませんが、生きてお
るとしまして、私一個の考えではご
ざいますけれども、専科大学制度の法
案を国会で御審議願ひたいと思つて
おります。

○山中(吾)委員 將來についてはわ
からない。これは答申に對する諮問の考
え方は、短期大学の改善についてとい
う諮問に對する専科大学案の答申で
あつたのですか。そうでしょうか。

○天城政府委員 中教審の御答申は必
ずしも短期大学そのものではございま
せん。たとえば、第一回は大学の入
学試験制度の問題との関連でございま
す。第二回は短期大学制度そのもの
でございすが、第三回目の御答申は
科学技術教育の振興方策という中で触
れられたわけでございます。

○山中(吾)委員 今度の法案は短期大
学はそのままにするんだ、それに触れ
ないで五年制の専門学校を置く法律で
あるという御説明をしばしば大臣がさ
れておる。そういう短期大学の処理の
案として専科大学法案が出されてきた
わけですから、専科大学の諮問が生
きておるとすれば、専門学校を作つて
おるとすれば、専門学校を作つて、
また専科大学としての形で短期大学を
処理するといふことが残つておると思
つたのです。そういうふうなあいまい
なところ、われわれは當惑するわけ
です。従つてそういう短期大学のあり
方についての一つの処理の形として専
科大学というものが考へられており、こ
の法案の中に短大を触れていないとい
う提案理由の説明の關係を考へま
す、国会に對して短大の処理につ
いて明確にお答えにならないければわ
れは審議ができません。大臣から明確
にお答え願ひたいと思つています。

○荒木國務大臣 短期大学の問題は他
の大学と一緒に総合的に今中教審で二
年越しの御検討中でございます。その
答申を待たなければ中教審としての御
意向は伺えないのでありまして、その
ときに、現在の短期大学は当分の間と
いふことに制度上なつておるよう
で、それが当分の間ではなく、恒久的な
ものであらねばならぬとする中教審の
意向が出てくるかいかというこ
と、答申待ち以外にお答えすることは
できません。

○山中(吾)委員 専科大学は、これが
短期大学の一つの最後の姿として答申

があったのであって、短期大学に関することは一応答申が出たのじゃないですか。そうじゃないのですか。

○天城政府委員 今までの段階におきましては御答申がございましたわけですが、現在大学制度全般というところで、短期大学から大学、大学院まで含めて中教審では御検討の段階でございます。その結論がどうなりますか私にはわかりませんが、検討の対象にいたしましたしております。

○山中(吾)委員 大学制度のうち短大に関するものは答申が出たでしょう。今大臣の答弁は事実と相反している。まだ二年くらいかかるとか何とか言ったが、出たのでしょうか。

○天城政府委員 繰り返すようではありますが、短大に関してはいろいろな機会に御答申が出ております。しかし現在大学制度全体について審議している中教審の態度として、大学院から短期大学まで含めて現在相互関連の上で検討を進めておられますので、その結論はあるいはこれを再確認されるか、ほかの制度との関連で別個の御意見を出されるかわりませんが、とにかくなお検討の対象に入っておりますことを申し上げます。

○山中(吾)委員 そうしたら専科大学案は、諮問案を撤回して御破産にしなければいかぬと思うのですが、官房長と大臣との話は当然違いますよ。相談してみてください。

○天城政府委員 別に大臣と矛盾したことを申し上げておるとは思いませんで……。

〔発言する者多し〕
○濱野委員長 静粛に願います。
○天城政府委員 現在ございます大学

院や大学、短期大学を全部高等教育機関として、そのレベルの教育機関、教育制度について検討中でございますので、当然現在の短期大学は対象になっておるわけでございます。すでに短期大学については三回の御答申がございまして、中教審はなお短期大学を現在全体との関連において審議の対象にいたしておりますので、結果はどうなるか、いわば答申待ちという段階だということを申し上げたわけでございます。別に大臣と矛盾したことは申し上げておらないわけでありまして。

○山中(吾)委員 それならばほかの方からお聞きしますが、短大協会の人々に対して、短期大学についてはこの法案の提案については当分のままにするが、次の国会にはきつちり提案をして、そして短大を安定化するようにしてやるという公約をされたと聞いているのですが、これはほんとうですか、大臣にお聞きします。なければいけないかどうかです。

○荒木国務大臣 具体的にそういう意思表示をしたことはございません。と申しますのは、今官房長が申しましたように、短大も含めた総合的な検討を前大臣のときに諮問されて、それが検討中でございますから、答申を待たないことには、私どもとしては勝手に短大についてこれこれ申し上げる段階ではないと思っております。

○山中(吾)委員 それでは短大関係にこういう公約をされていない、それは了承をいたしました。そういうことでこの法案が出れば、また伏線があるのであれば、それは審議に非常迷いを来す。そこで一度開きますが、専科大

学の諮問を撤回しなければ、その答申についてまた専科大学案を皆さんが出さなければならぬと思うのです。私は親切に誘導尋問をしているのですから、遠慮なしにもっとはっきりしなさい。大へんですよ。

○天城政府委員 法案のように一度出して二度出し直せないというような意味でお考えかもしれませんが、一応答申は出て参っておりますが、さらにこの問題を含めて中教審が検討しておるといふ段階でございますので、中教審がこれを追認されるのか、あるいはこれと異なる制度を立てられるのか、これは中教審で現在やっておられる段階でございますので、取り消しかいいう問題は起こらないのじゃないかと考えております。

○山中(吾)委員 あるときには答申をたてにして、民主的に尊重しておるといってお出しになり、ある問題については中教審に諮問をしないからわれわれはどうだといふ、都合の悪いものは握りつぶすといふことになってしまふ。だからこの問題の中に、法案自身に短期大学の処理がはっきり出ておるならば私にはわかるが、そのままだうであるからまたごまかしが出る。ごまかさないうちに下ささい。これはこれでけっこうです。

次に政府の法案を提出されたことについて、私は手続上道義的に少し疑義があるのをお聞きしたいのですが、この同じ国会の法律案として国立学校の設置法の一部改正が行なわれて、そして短期工業大学が四つですか、設置をした。それを、この同じ国会の中に五年制の専門学校案も出して、そして

それは専門学校に切りかえるんだ、こういうふうにならねばならぬと私、聞いておるんです。そうすると国立大学に短期の工業大学というものを設置することが必要だと、われわれに説明をし、そして一カ月もたたないうちにこの法案を出してひっくり返すというのは、ベテンドと思うんです。法案の出し方が道義的にまことに釈然たるものがない。この点は文部大臣にお聞きしたいのですが、どういうことになるのですか。短大は短大のままで切りかえるのではないんですか。

○荒木国務大臣 この高等専門学校の法案は、ただ単に国立の関係のみならず、公立も私立も当然に予想された新しい学校制度創設案でございます。従って国立の短期大学があるとしても、それが当然にこれになるといふ性質のものではないと。それは考えておられます。現に短期大学にしましても、国立のものは昼間の夜間のものよりはむしろ少ないという状況であります。しかし先ほど野原さんの御質問だったと思いますが、それにお答えしました通り、今後の現実の事態を考慮合せて、現にある国立の短期大学を、この高等専門学校に切りかえるというところが絶無とは私は申し上げ得ないと思っております。それはしかしあくまでも国会においてあらためて法律案として御審議願って、お許しを得ていただくという関係に立つのでございまして、何もベテンドにかけるのなんという性質のものじゃ、本来ないと理解しております。

○山中(吾)委員 文部大臣は長続きさせないから、そのあとは知らないということになるのでしょうか、ちよっと

取りかえるんじゃないかということを私は疑う。われわれは審議するときにやはり気分が悪い。それはなぜかという、三月二十日の読売新聞で、犬丸技術課長が新聞の説明の中に、国立五短大を専門学校に転換させる、宇都宮、長岡、宇部、北見、久留米とちゃんと文部省の責任主管課長が新聞に出ている。だからやはりそういう意図のもとにあったことは明らかなんです。犬丸課長説明して下さい。

○犬丸説明員 公立の短期大学につきましては、ただいま大臣が御答弁されたように、この短期大学を高等専門学校に切りかえていくことも絶無ではないと思っておりますが、なおそれにつきましては、今後大臣の御指示に従って検討したいと思っております。

○山中(吾)委員 絶無ではありません。あなたの方で転換させるとはそういう方針であったが、やばいという反省してみても、そうではないというならわかるんです。それはごまかす必要はないのですから、はっきりしないとおもたれるんです。

○犬丸説明員 ただいま大臣から御答弁ございましたように、この転換をいたしますにつきましては、あらためて法案にしまして御審議を願わなくちゃならないわけでございますから、新聞記事はどういうことになっておりましたか、私存じませんが、これは筋道といたしましては行政的に切りかえるというふうなことはできないものだとおっしゃいます。ただいま大臣から御答弁申し上げました通りだと思っております。

○山中(吾)委員 それじゃ大臣の意思

に従って切りかえられないと言いが、私がなぜ疑うかという、この法案が通過しても来年出発ですね。そしてこの法案の附則に、昭和三十七年四月一日前には設置することができない。ただしその前には準備をすることができると書いて、あくまでもこの発足は来年にしてある。そして国立の工業短大を本年に設置をしてそして、課長がこれを切りかえるんだと発表している。だから大体その方針であったことは間違いない。しかし大臣は、よく考えてみると、専門学校法案を出した、国立学校の設置法と同じ国会に出してすぐ切りかえるなんという事は、やはりどうしても国会に対しては工合が悪いというので、ほんとうに切りかえるというふうな方針を変更したのか、あるいは適当にお答えになったのか、だけははっきりしておいていただかないと、一年以内のうちにこれが実際に現われてくると、私は不愉快です。文部大臣からいまだ一度その点をはっきりしていただきたい。一年以内にしないか。

も国会に対しては申し上げられない。また現実問題としても、今後検討の結果すでにあります短期大学がこれに移りかわった方がいいという判断をしないといけないということもございませんで、そういうこともあり得るだろう、しかし建前は国立のみならず、私学、公立等も当然に対象とする学校制度の法案でございまして、従って私は、今新聞記事で御指摘になりました何かそこにインテキがあるようなニュアンスでおっしゃることは、理論的にはおかしいことだと拝聴いたしております。

○山中(吾)委員 そういふうちに強弁されたら、私もやはりもう少しこの問題で聞かなければならぬのですが、今までの説明の中で、短大はそのままするのだというのをしばしば答弁されている。そうして一方に課長は短大を切りかえる新聞に載せている。そうしてしかも同じ国会の中にこういう矛盾した二つの法案が出ている。さらに言えば、この法案を設定するについで、五年制の専門学校の具体的計画を發表せよと言え、何もないう言っている、そうして一方では課長がそう言っているのですから、疑うのは当然です。そうではないのですか。

○山中(吾)委員 それではこの法案ができたあと、国立の専門学校は何校お建てになるのか、所得倍増計画に関連して工業技術者の要請ということも説明されているのですから、計画がなければならぬ。従って何校来年作るのだ。この国立短大を變更しない限りは計画がなければおかしいのですからね。(何回同じことを聞くのだ、頭が悪いぞ)と呼びその他発言する者あり)明瞭にすれば聞かぬよ。

○荒木国務大臣 事務当局が話したことが新聞に出たのかどうかは私は知りませんが、また出た通りのことを事務当局が考えておったとしても、それだけでもって国会と無関係にできることではないことは今申し上げた通りでございます。(山中(吾)委員)この法律が通過したらできるのですよ(と呼ぶ)通過しても、切りかえるとするならば、切りかえることそのことを法律案として御審議願って御決定願わねことにはできないわけでありまして、事務当局が何と考へましても、そうきまっているのだという事は少なくとも

ということがあるはずはない。私学みずからの判断で五年制の高等専門学校というものを経営したいという意図を持った場合、新たに高等専門学校一年から発足することもあつてありましよう、また現に持つ私学の短大をこれに切りかえた方がよろしいという判断のもとに申請が出てくることもあり得ると思います。ですから少なくとも理論的に申し上げれば、国、公、私立を通じて、先ほど来申し上げているような筋道のものと考へます。

を転換するということを前提としていないということにお聞きです、私は一応受け取っておきたいと思ひます。その次に学校制度との関係でお聞きいたしたいのですが、戦前の旧制の工業専門学校と今回の専門学校とを大体同じものとしてお考へになつておるのですか。あるいは全然別のものでお考へになつておるのですか、どちら

○荒木国務大臣 所得倍増に関連した技術者養成問題に関連して、現状のままで約十七万人の不足が推定される。それを大学と名づける学校制度を通じてできる限り、入学定員で申し上げれば充実にいくとして、十年後に学生定員一六六千人ばかりを追加増員するという推計を立てるほかに今としては方法がない。そうした上で、不足要請数の追加を累計して計算しまして七万二千人ばかりになる。従つて十万人、十七万人不足に対しては九万七、八千の不足、赤字ということになる。こういう見通しを今まで

○山中(吾)委員 それでは設置計画はないことが明らかになった。従つてこの法案については、予算なんというものは少しも無関係の、何らの予算も要らない、そういう法案ですね。

○天城政府委員 これは学校教育法の一部改正、学校制度として定めておられますので、これがすぐ具体的な学校になるわけではございませんので、予算は直接この法案に關してはございません。国立でやる場合には国立学校設置法を改正いたしまして、予算案を付して国会の御審議を得る段取りになる、こう思つております。

○山中(吾)委員 それでは国立の短大を転換するということをお聞きです、私は一応受け取っておきたいと思ひます。その次に学校制度との関係でお聞きいたしたいのですが、戦前の旧制の工業専門学校と今回の専門学校とを大体同じものとしてお考へになつておるのですか。あるいは全然別のものでお考へになつておるのですか、どちら

○天城政府委員 前の制度は義務教育六年、それから中等学校五年でございまして、その上の三年ないし四年がいわゆる旧制専門学校でございまして。このたびの制度は六・三・九の義務教育終了後に続く五年制の専門学校でございまして、年令的には異なつてい

階はどのレベルですれば一番いいかというところは、いろいろ議論があるかと思つております。あまりに早い時期に分化することにつきましては、これは世界各國の教育制度の上で議論がございまして、十五才——われわれの今の制度で考へております段階での分化は、むしろ適當年齢ではないかと考へております。

○山中(吾)委員 戦後の非常に短かくした九年にしても、これは義務教育です。そうして義務教育のために、新制中学といつても、旧制中学よりも低くやらざるを得ない、選抜でないのですから。そうして九年に縮めて、今度の高等専門学校——これは学校制度の退歩です。旧制中学の五年を——入学試験を受けてある程度素質のいい者が入つて、そうして五年普通教育を受けて高等に入る。そうして高等に入つた者は、経済界からも相当優秀だといわれたから、戦前の高等なら私もわかる。戦前の高等じゃない。今度はずっと低い。大体基礎教育なしにやつてゐるのだから、これは後退です。こういうものを目録なんかにいわれてふらふらつとすると、学校制度はだんだんと後退をしていつて、改善にならない。大体高等学校の三年というものを合わして、ちょうど前と同じくらいの程度の普通教育の基礎ができるので、やはり専門教育はそのあとにすべきじゃないか。それで旧制中学と同じつもりで、大体いいんだというような第六感、第八感くらいで自民党の委員の人が賛成する。もつてのほかだ。専門教育は実徒弟——技能者教育になつてしまふ。その点について、私は改善だと思つたのですが、改善でないという

説明を大臣からして下さい。確信のあるところを——官房長でもいい。

○天城政府委員 今御指摘の点は基本的に、基礎教育と申しますが、基本的な教育を十分に踏まなければならぬというところは、私たちも同感でございまして。従ひまして五年制の今度の高等にいたしましても、決して手先の技術教育を中心とするのではなくして、先ほども野原委員の御質問にお答えしましたように、これから激しく変化して参ります技術革新の变化に備へまして、基礎に重点を置いた教育をいたしていただきたい。専門におきましても、あまりこまかい、社会の分化にすぐ応ずるというところでなくして、特に基礎的なものに重点を置くという考へ方をとつて、十分気をつけているわけでございます。

○山中(吾)委員 答弁になつていないけれども、けっこうです。だから、これは中等教育ですか、高等教育ですか、どっちなんですか。

○天城政府委員 高等専門学校でございまして、教育の成果をいたしましては、高等教育のレベルを完成の段階においては授けたい、こう考へております。

○山中(吾)委員 制度は中等教育と高等教育と一緒にした、中等でもない、高等でもない学校じゃないのですか。

○天城政府委員 学校制度の見方でございましてけれども、現在中学校と高等学校を中等段階の教育という考へ方で前提にいたしますれば、中等教育の後期と高等教育のある段階を含めた制度だということが言えると思うのであります。

なお先ほどのお話で、旧制の専門学

校と今度の高等専門学校の比較の御質問がございましたけれども、学校体系が戦前と戦後と基本的に違つたわけでございますので、ただ高等の部分だけ比較してそこだけで議論するのはいかかかと私たちは思つてゐるのであります。基本的な制度の上でこの高等専門学校の位置づけは考へていくべきではないか、こういうふうに考へております。

○山中(吾)委員 そうすると工業高等学校、これは将来は廃止される方向にお考へになつてゐるわけですか。

○天城政府委員 そういう考へ方は持つておりません。

○山中(吾)委員 そうしますとこの専門学校ができることによって、工業高等学校の位置づけというものは非常におかしくなつてきて非常に何か低いものになる。その辺はこれはよほど慎重に考へておかないと、工業高等学校というふうなもの、昔の新制中学と同じような格好に、工業学校と一緒にしなして、専門学校は大学扱いにしないのですから、そうすると、工業高等学校は昔のいわゆる工業学校に格下げになり、そうしてこの高等専門学校は高等工業学校にならないのです。基礎が高等工業学校から入らないから、そういう格好になつて、工業高等学校と専門学校というものはどちらも私はわけのわからぬものになると思うのですが、この二つを並立していくと……。

○天城政府委員 あまり個人的な意見を申し上げるのは議論のようで恐縮なんでございましてけれども、やはり社会がだんだん発展して参りますれば、教育制度におきましてもいろいろ実態が

変化して参りますし、また技術革新を中心とする産業の変化を考えますと、社会構造も非常に複雑になつて参りますので、工業高等学校、それから高等専門学校あるいは大学、さらには大学院、それぞれの教育段階がやはり必要になつてくるのではないかと、こう考へております。

○山中(吾)委員 あとでいろいろ矛盾ができてきて、数年のうちに専門学校廃止案などがまた国会に出てくるのではないかと、これを私は心配してゐるのですが、まずそういうことのないように一つ大いに運営をよくやつてもらわなければならぬと思ひます。

その次に技術者養成の文教政策の立場からお聞きしたいのですが、大臣に基本的な問題としてお聞きします。科学技術者養成についての国の責任とそれから企業の責任というものは、企業は自分の使う技術者ですから、どこまで責任を企業にやらして、国はどこまで責任を持てばいいか、この基本的な考へをお聞きしたい。

○天城政府委員 それはきつめて大切な基本的な問題だと私たちも考へております。私たち制度を考えます事務当局の意見を最初に申し上げます。産業界の技術の進歩が非常に激しいので、私たちはやはり基本的に基礎的な力を持た、それぞれの段階に必要な技術者の養成が学校教育に課せられた一つの使命だと考へております。同時にまたきつめて高度の研究能力を有する研究者あるいは基礎的な研究につきましましては、やはり学校制度の中で大学ないしは大学院の持つてゐる役割だ、こう考へております。

○山中(吾)委員 そうすると国の科学

技術者養成の責任というものは基礎的な技能知識である。すぐに役に立つというところについては、企業が自分の予算において負担をしてやるべきだということだと思つてゐるのですが、その通りですか、大臣……。

○天城政府委員 基本的には学校制度としてはそうだと思います。ただ企業には大企業もございまして中小の企業もございまして、企業と申しましてもいろいろな段階がございまして、それぞれの需要、要望は異なるかと思ひますが、基本的には学校の持つてゐる使命は先ほど申し上げた通りであると思ひます。

○山中(吾)委員 そういうことが同時に裏づけられて企業の方からもやはり基礎を十分に作つてくれたものは一年たつと非常に役に立つて、最初は骨が折れるけれども、やはり伸びる、それで十分に役に立つよりも、基礎をうんと作つてよこせというものが私はむしろ実業界のほんとうの要望だということをお聞きしてゐるわけですか。そういう点からいいますと、やはりこういう五年制の専門学校というふうなものを、今の新制中学を出たときから技能者養成のような危険を感じるような方向に移つていきやすい制度というものは、決して経済界の要望だと私は思つてゐないのです。その点は資料はございまして、具体的な産業の……。確信を持つて言えればいいのですが。

○天城政府委員 企業の方でどう技術者を要望しておるかということ、は、先ほど申し上げましたように、企業の種類、規模あるいは成長の速度等によつてかなり違つてゐるに私どもも拝聴いたしております。たとえば現在の四

年制大学の卒業生を企業側で受け取る態度におきましても、すべてが今後の企業の上級の技術者になり得るかどうかなという点については必ずしも考えておられないようでございます。やはり企業内における訓練と申しますか、職場にあつての成長によつていろいろ異なつてくる点があるかと思つております。その点につきましても、私どもはまだ完全な確定的な資料を持ち合せておりませんけれども、機会あるごとに産業界の方々とこの点についてはお話し合いをいたしております。

○山中(吾)委員 産業界は第六感で言つてゐるのではありませんか。予科と本科に分ければ、私はほんとの国の責任における技術者の養成がで、そして実際に伸びる技術者にならば、あとでなり得るという事になれば、どちらでも共鳴するのだからと思つて、予科も何もしないでこのまま狭い技術養成の構想に入つていく危険性のある専門学校は、私は事実上合わないのじゃないか。そういう点について十分に分析をされてない私は不適當な構想であると思ひます。あなた方はそういうふうな具体的な資料を十分に検討しないで、ただ思ひつきで専科大学じゃ通らないから、五年制の専門学校だから出したのじゃないかというのを私は思ふのですが、その点は腹の中で学校制度についてはもっと慎重に科学的に検討する責任を持つてもらわなければいかぬと思ふのです。

次に御聞きしたいのは、現在の科学技術者養成を、文部省の文教政策として、は高級科学技術者、中級技術者、初級技術者、技能者、この四つというものを想定をして技能者は企業内訓練へまかす、そして三段階で技術者を養成する、という、そういう方針で考えになつておられるのか、その中に専門学校構想が出たのか、それは大臣からお聞きしたい。

○荒木國勝大臣 中堅の科学技術者の養成というところから申しますれば、今の四年制の大学及び短期大学、それにあわせてこの高等専門学校、この三種があるということになると思ひます。短大を含めまして大学は先刻も申し上げました通り、いずれかといへば研究に主眼を置く。現在ある科学技術を理解して応用面を中心に考えるものではない。大学の第一義的なものではない。私は理解いたしますが、現実に社会が必要とするのは研究的な能力の、創造力、たくましさ、人間的な必要でございまして同時に、またそういう人が特殊な本来のその人固有の能力に立つて初めて期待できることであり、多くは私は応用の才を持つておられる者が大多数であると考えますが、その場合に大学の研究を主眼とするのでなしに、応用を主眼とする制度があつてしかるべきではないか、そういう考え方にマッチするものがこの高等専門学校の制度だろつと考へておられるのであります。

○山中(吾)委員 高級科学技術者というのには大学院卒業を考へておられるわけなのですが、あるいは四年制大学を含んで言つておられるのか、その辺今の文部大臣の言うことがちよつとわからなかつたのですが……

○天城政府委員 科学技術会議の使つております用語を中心に申し上げますと、いわゆる上級技術者、中級技術者、というものは、大学、短大、今度でござい

す高専もこの領域に入らうと思ふのでございまして、高等教育機関で養成される者、それから今おっしゃいました初級技術者、これは工業高等学校卒業生ですが、科学技術会議の方では技能者という言葉を使つてゐるのじゃないかと思ひます。それから先ほどおっしゃつた技能者というのは熟練者という意味で使つておられます。義務教育プラス職業訓練という形でこの熟練者の養成を考へて構想を立てております。

なおこの上級技術者の領域の中に研究者というふうな領域も考へておられます。高度の創造的な活動をする人たちが広い意味ではこの上級技術者に含めて大学あるいは大学院を養成機関と想定いたしております。

○山中(吾)委員 前の科学技術委員会と文教委員会の合同審査の場合に、私、科学技術庁の長官にも文部大臣にもお聞きしたときは、文部省の科学技術者養成は二段階で、上級技術者と中級技術者の養成を考へておられるので、三段階は考へていない、それがために計画の中にも上級の科学技術者は七万、中級は四十四万、この二つを考へておられるのだ。二段階と答弁をされて、もうしてあらゆる資料がそろつてゐるのだから、それを今度三段階に変えていくことになつてきたわけですか。そうではないのですか。

○天城政府委員 御指摘の通り科学技術者という言葉はお話ししたときの範疇には、今御指摘の上級あるいは中級という領域を含めて考へておられます。この養成の問題は科学技術の關係で議論があつたと思つております。今広い意味での技術者を含めて議論する場合に、上級、中級、あるいは技能者、熟

練者という全体が問題として上がつてきたわけでございますが、上級、中級を含めて特に科学技術者というふうな表現を使つて議論してゐる場合がもちろんございまして、

○山中(吾)委員 それをなぜ私が繰り返して聞いているのかと申しますと、工業高等学校の卒業生を技能者としてお考えになつてゐるのはほとんどない。工業高等学校はやはり中級技術者として最初から考へて、教科課程その他も出しておると私は思ふのですが、そうじゃないですか。

○天城政府委員 科学技術会議の答申で工業高校卒業生を技能者という範疇で呼んでゐるわけでございますが……

○山中(吾)委員 工業高校卒業生をどうするか。工業高校卒業生を技能者という表現で科学技術会議の答申では呼んでおられるので、その例を使つて私先ほど申し上げたわけでございます。

○山中(吾)委員 技能者というのは不適當ですよ。文部省としてはそんな表現は認めるわけにはいかぬのじゃないですか。それでいいのですか。それでそういう中級技術者として所得倍増計画のときについても四十四万を含んでたしか発表されたと思ふので、その点を、こういう専門学校という、大学でもない、工業高等学校でもないものを出してきたものだから、文教政策というものをきつちり調整すべきだと思ふので私お聞きしてゐるのですが、工業高等学校の卒業生は技能者ですか、それでいいのですか。

○天城政府委員 倍増計画で十七万人不足するといわれておる科学技術者、

これの基礎には現在職場で働いております過去からの蓄積がここにございまして、その学歴を見ますと、旧制大学、それから旧制の専門学校、それから新しい制度の四年制の大学、短大の卒業生で占めてゐる領域を含めて、利用度を考へて十七万不足、こういうことをいっているわけでございます。現在の学校制度で申しますれば、四年制大学と短大だけでございまして、別にそのときに高専問題がございせんわけ、現在、この構想が出て参りましたも、その辺は別にこのためにございせんので、いわゆる科学技術者といつてゐる領域は、過去の制度の卒業生を含めてそのレベルの技術者、こう考へてゐるわけでございますから、この制度が出てきたためにこの辺がございせんやになつたというわけではなくて、広い意味での科学技術者の中に、すでに上級、中級という考へ方を含めてあの構想の中では考へておつたわけでございます。

○山中(吾)委員 その辺は、私は工業高等学校をもつと重視して、そういう概念をもつと整理をしておいていただきたいと思ひます。

法案の中でちよつと疑問のあるところをお聞きしたいと思ひますが、この法案の七十条の二、「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」深く専門の学芸を教授するといふのは、大学の目的と大体同じですね。そして職業に必要な能力を育成するといふのが、いわゆるこの職業人養成ですか、ここの高等専門学校の目的を考えると、これは大学教育だ、大

練者という全体が問題として上がつてきたわけでございますが、上級、中級を含めて特に科学技術者というふうな表現を使つて議論してゐる場合がもちろんございまして、

学教育としてお考えになつてゐる、こ
う見ていいわけですね。

○天城政府委員 現在、御指摘になり
ました大学の目的、深く学芸を教授、
研究するという目的は、四年制大
学でも、短期大学でも両方に適用され
てゐる規定でございませう。ただ先ほど
来申し上げておりますように、学校の
性格としてこの研究というものが入っ
ておりますが、このたびの高等専門学
校では、「深く専門の学芸を教授し、」
という点につきましては、当然そのレ
ベルの高等教育機関を想定いたしてお
りますので、こういう表現を使つたわ
けでございませう。

○山中(吾)委員 こういう大学と同じ
目的を書いているものですから、実質
は専科大学と同じなんです。表現が大
学と同じですから、いろいろと説明の
中に矛盾がたぐさん入つてゐると思
うのですが、これから見ると専科大学で
しょう。

○天城政府委員 大学という言葉の使
い方がいろいろあるかと思つており
ますけれども、私たち現在、学校教育
法では、大学というのは教授、研究と
いう本来の使命を制度として持つてお
るという点に基本的な線を画してお
るつもりであります。このたびは学生に
授けられる教育の水準といたしまして
は、高等教育機関を想定いたしており
ますが、制度といたしましては大学で
ないということと高等専門学校という
ことをうたつておるわけでございま
して、非常に抽象的な言い方をして恐縮
でございますけれども、専門学校であ
るためにこれは大学ではないわけであ
りまして、専科大学ではございませ
ん。

○山中(吾)委員 法文は非常に矛盾が
あると思ひますが、各人が帰心矢のご
とくでありますから、一応これはこの
程度にしておきますが、その次の七十
条の三に「高等専門学校には、工業に
関する学科を置く。」として、見出し
は、工業専門学校ではなくて、高等専
門学校という見出しですから、この法
案の体制からいって、あらゆるものを
将来拡大をしていくのだという法の意
味と解釈するのが私は自然だと思ひ
ますが、今までその点についてあいま
いなる論議があつたと思ひますので、その
点は工業に関する学科を置くというの
は、当分の間というのを実は隠してこ
ういふふうに規定してあるのだ、こ
ういふふうに私は思ひますが、その点
は間違ひないですか。

○天城政府委員 これはやはり学校教
育法という学校体系、学校制度全般を
規定しております法律の一部改正で
ございませう。学校制度としてどうい
う制度かというのを明らかにするた
めには、学校の性格として高等専門学
校であるということとこの一章を設け
たわけでございませう。ただその目的と
学科の設置につきましては、この場合
におきまして七十条の三という形で工
業に関する学科を置いたわけで、附則
で当分の間ということとは、学校教育
法の系統で考える場合にはそういう考
え方はちよつと出ないのじやないか、や
はり本則でうたつてあります以上は、
あくまでも工業に関する学科を置くこ
ういふのがこの学校の性格で、本則の問
題としてあくまでもこれを考へており
ます。

○山中(吾)委員 そうすると、やはり
工業高等専門学校に限定して、他のも
のには、大体現在の法案の思想は普及
する意図はない、文相はそのうちに皆
さんに諮つてとか何とかいひつており
ますが、法の体制はそうでないのだ
ね、そういうふうにお聞きしたいの
ですね。

○天城政府委員 本則で工業に関する
学科を置くこと書いたのでございま
して、当分の間という意味ではもちろ
んございませう。

○山中(吾)委員 それから「前項の学
科に關し必要な事項は、監督庁が、こ
れを定める。」この監督庁というの
がちよつとわからないのです。それから
学校が学科に關する必要な事項は全
然タッチしないで監督庁がみんな作
るわけですか。

○天城政府委員 これも先ほどほかの
先生の御質問で関連してお答え申し上
げたのでありますが、この法律の七十
条の九で学校教育法の何カ条かの準用
規定を定めております。第六十四条を
準用いたしておりますのは、大学の所
管が文部大臣に属するという規定で
ございまして、この趣旨を準用いたし
て、高等専門学校は文部大臣の所管
に属するというところで読んでゐるわけ
でございませう。従ひまして、この学校
教育法の体系がみな監督庁ということ
で規定して、最終にどこが監督庁かと
いうことを規定しておりますので、そ
の体系で申しますと、この監督庁は文
部大臣ということになるわけでござ
いませう。

なお「前項の学科に關し必要な事
項」と申しますのは、工業の学科で
ございませうけれども、一応常識的には機
械工学とか、電気工学とかあるいは応
用化学とかいうものがいわれますけれ
ども、同時にその他工業に関する学科
として適当な規模、内容のある学科を
省令で定めるといふ意味でございま
して、どこにどういふ学科を置くかとい
うことは文部大臣が定めるわけじや
ございませう。工業に関する学科の種
類を規定いたすという考え方でござ
いませう。

○山中(吾)委員 次に七十条の六に
「校長、教授、助教授、助手及び事務
職員を置かなければならない。」これ
があるわけですが、工業高等学校に相
当する前期三年、それからいわゆる短大
に相当する部面と、この点については
教授と教諭というふうに分けないで、
全部教授という行き方をしようです
が、それについての特別な設置基準は
作つてないといふか答えられたのです
が、それではあとで免許法の関係にお
いていろいろ矛盾が出ると思ひます
が、その点の矛盾は吟味されてお
りませう。

○天城政府委員 これも再三申し上げ
たのですけれども、この制度は必ずし
も前期が三年で後期が二年という構
想を立ててゐるわけではございませ
う。一貫してというところの特色を考
えております。もちろん低学年におき
ましては、それに即した教育内容を考
えなければなりませんし、同時に、年
令的には高等学校段階の青少年でござ
いませうので、その点は十分考慮いた
さなければならぬが、学校といたし
ましては、一貫的に行なう一つの学校
という考え方でありますので、しかも
最終の教育水準を高等教育機関のレ
ベルを想定いたしておりますので、学
校内の教員組織としては教授、助教授と
いう一本の制度にいたしましたわけでござ
いませう。

います。従ひまして、高等専門学校の
この教授、助教授の任用資格でござ
いませうが、高等専門学校の設置基準を定
めまして、現在大学や短期大学の基準
において教職員の資格を定めてござ
いませう。それと同じような意味でこの
学校に最も適した教職員の資格基準を
定めた、こう考へております。

○山中(吾)委員 それから、この学校
の設置の認可についての諮問機関とし
て高等専門学校審議会を設けること
になつておるわけですが、私学関係の方
から、私立大学審議会があるいは府県私
立学校審議会があるが、これに限つて
は官公立全部を含んで高等専門学校審
議会に一括して諮問される、そういう
関係においていひゆる私学の自主性
というものが、官公立を含んでおる諮
問機関にされてしまつておるので、一
はかのものについては私立審議会によ
つて官公立と区別して民主的に構成さ
れるものによつて諮問されるが、これ
はどうも心配だ、この中にどうも文
部省の、必要以上の専門学校の、こと
に私立の専門学校の場合についてはい
わゆる統制というものが入ることにな
つて、疑問を持つておる。その点につ
いては、この構成その他について文部
省はどう考へておるかということによ
つて、やはりこれは私立学校法が前提
として私立学校に關する特別の審議機
関を設置しておる現在の立場からいへば
非常に矛盾がある。そういう点はいか
がですか。

○天城政府委員 お答えいたします。
現在も大学設置審議会は国、公、私
立を問はずこの審議会で審議してお
りまして、私学審議会は私学法人だけ
の事項を取り扱つてゐる審議会では
ございませう。

います。従いまして、このたびの高等専門学校におきましては、学校の基準そのものに關しましては大學設置審議會と同じように國、公、私立を一緒に高等専門学校審議會で審議いたしますが、同時に學校法人の關係もここであわせてやられた方が適當だ、こう考えたわけでございまして、もちろん私立學校の自主性あるいは私立學校の本来の目的というようなことは十分考慮していかねばならぬと考えております。

○山中(吾)委員 その次の疑問は、これは學校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案を一括して審議しておるわけですが、三十幾つの關係法案がずらっと並んでゐるので、わけがわからない。一々聞く気はないのですが、良心的には聞くのがほんとうですけれども、聞くのはやめますが、その中で第二條の育英會法の一部改正、これによつてこの專門學校をここに入れることになつておるのですが、この專門學校の卒業生も教員にする目的が入つておるのですか。

○天城政府委員 この高等專門學校は特に工業に關する技術者の養成を目的とした學校でございまして、教職課程を置いておりませんし、教職員養成を目的としたはおりません。なお育英會法の改正はそういう意味ではないと思ひます。

○山中(吾)委員 育英會法の「第十六條ノ四第二項中『大學ニ於テ』を『大學又ハ高等專門學校ニ於テ』に代へ、教員になることを前提とした場合の規定でしよう。

○天城政府委員 少し説明が不十分で

申しわけございせんが、免許狀の授与を考へておりませんので、いわゆる小、中の先生に考へておりませんで、大學の研究者、助手等になることを想定して、この育英會法の一部改正を入れたわけであります。

○山中(吾)委員 そうですか。これはちよつと事實に合はないのですが、これはちよつとそこで相談して下さい。そちらの答弁がおかしいんだ。

○天城政府委員 この高等專門學校の學生で育英會の貸費を受けた學生が卒業後高等專門學校、この自分自身の學校の教官になることもありまして、大學の研究者になることもございまして、その場合の取り扱ひを規定したわけでございまして。

○山中(吾)委員 この育英會法のこまかくてまことに恐縮ですが、修業後一定年数以上繼續して、中學校、高等學校、大學その他文教施設にあるときは貸与金の返還を免除する。そこに入れてあるわけですね。ですからこの間の免許法にも、教職課程はとらなくても工業關係の先生は免許状を与えるのだという悪法が出てゐましたが、適用になるのですか。

○本田説明員 先般別の機会に御説明申し上げたかと思ひますけれども、この高等專門學校を卒業いたしましたまゝ大學へ入りまして大學を卒業するといふ者も出て参るわけでございまして。そういう人の中にはあるいは大學におきまして教職單位をとりまして、高等學校の教員になるという者も出てこようかと思ひます。そういう人がありまして、高等專門學校において貸与を受けました學費の奨學金の免除といふこともあわせて考へる必要もござ

いますので、この中に大學を加へまして、高等專門學校といふものを予定したわけでございまして。

○山中(吾)委員 それは詭弁ですよ。この專門學校において學費の補給を受けた者がこういう學校になつたときに返さぬでもないという規定なのですから、これは先生になることを予定したものです。これは他の關係からいいますと、思ひつきの法案だからこういう矛盾が出る。われわれはこういうことを調へないからすつといつてしまふ。いつてしまふのであるけれども、ほんとうはわれわれはまじめに考へれば、こういうことはもう少し皆さんも矛盾のないように出していただかないと、あとで変なものになる。それから二十四條、二十五條、この辺はわれわれは特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法なり急傾斜地帯農業振興臨時措置法等にいろいろ諸機關がある。その諸機關の中にこの高等專門學校もそこに代表者として入つておる。農業專門學校を最初から作るつもりでこの法案を改正してゐるのですか。

○天城政府委員 この關係の改正でございしますが、これらの各種の農業關係の、確かに審議會でございしますが、委員として、學識経験者として一般の學校教育法に定める大學の教授云々といふことでございしますが、そこは必ずしも農業關係だけではない、各種の學識経験者を集めるような構成になつております。それで高等專門學校も學校制度として學校教育法の一に定める學校としてある以上、しかも高等教育である以上、それと同じレベルの學校としてこれに入れたわけでございまして。なるおこの点につきましては關係庁とも相

談いたしましたので、必要の有無を問ひ合はせましたところ、やはりそういう關係の者が望ましいといふことでそれを入れたわけでございまして。

○山中(吾)委員 はかの大學の關係については農學部があるから、農學部に相當するものがあるので規定をしてゐるのですから、工業專門學校と限定してゐる場合に、農業關係そのほか海岸砂地地帯農業振興臨時措置法、畑地農業改良促進法から全部してゐる。この代表者を工業專門學校、ことに工業の專門者を作るのに、農業關係の代表者に入るのとはおかしい。そのうち農業高等學校を作るのだ、衣の中からはよく出てきたような感じがした。そういう用意周到な法改正が一部にあるように思つたので、その点も率直にそうならそうとおしやつたらいいでしょう。

○天城政府委員 學校制度といたしまして新しく學校教育法の中に入りまして、しかも大學に準ずる學校といたしまして入れたわけでございまして、決して他意ございせん。

○天城政府委員 工業專門學校の教授は必ずしも工業專門教員だけではございせん。一般教育の先生もおられます。いろいろな社会的な見地からいろいろな先生が學識経験者として入つてくるのは御承知の通りであります。

○山中(吾)委員 良心的にこれを各關係の審議をしていくためには朝までかかるが、あとでよく整理をすることを私は要望しておきます。ただ審議の中に、こういう思ひつきでこの法案が出てゐるために、關係法令その他においてやはりまだ粗雑なものがたくさんあるし、それから六・三・三・四とい

ものに旧制工業高等学校を想定してこういうものを持つてきたから木に竹を繼ぐような制度になつてゐると思ふのです。先ほど言つたように、旧制の中等學校を卒業して三カ年の技術者教育といふところに大學と違つた日本の産業界に適した昔の專門學校の卒業生があつた。それと同じだと考へてゐると、とんでもない間違ひであります。新制中學を卒業してから五年をやつて、そして技能者になるのです。決してこれは応用の能力は出ない。そういう点からいつても、私は學校制度の關係、文教政策といたしましてはまことにまずいと思ふのです。この点について政府は學校制度全体に直接關係のあるものはないと思ひます。ときどきの思ひつきによつてこつこつといふ自主性のない法案を出すべきではないと思ふので、池田長官から勸告を受ける、そういうふうな姿の中に私はこういう法案も出てくるのではないかと思ふのです。この点については私はどうしてもこの法案に賛成できない。その意味において私はどこからいつても疑問が多いのでありますけれども、私は一応これで質問は打ち切りたいと思ひます。

○天城政府委員 會議はこのまゝの姿で、理事の各位の御參集を願ひます。速記をとめて下さい。

○濱野委員長 速記を始めて下さい。お諮りいたします。ただいま、なお質疑の通告がございましてけれども、これについて本案に対する質疑を終局いたしたいと存じます。質疑を終局する

【速記中止】

○濱野委員長 速記を始めて下さい。お諮りいたします。ただいま、なお質疑の通告がございましてけれども、これについて本案に対する質疑を終局いたしたいと存じます。質疑を終局する

【速記中止】

に御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立多数。よって両案に対する質疑は終局いたしました。

○濱野委員長 これより両案を一括して討論に付します。討論の通告がありますのでこれを許します。村山君。

○村山委員 政府は昭和三十七年度より高等専門学校を充足させるために今回国会に学校教育法の一部を改正する法律案を提出しておりますが、私は日本社会党を代表いたしまして絶対反対の態度を表明いたしたいと思います。

その第一点は、政府は本法案の提出理由といたしまして、工業に関する中堅技術者を養成し、もって産業の発展に寄与するために深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする高等専門学校の制度を設ける必要を指摘しておりますが、現在の高度化した科学の進歩に適應するためには、中堅技術者といえども基礎的な科学的知識とそれに見合うべきところの人格の養成を必要とすることは言うまでもございせん。

従って今後中堅技術者の養成に当たるべき教育機関は、当然専門の学芸についての研究、教育体制を保障するものでなければならぬわけでありまして、しかるに本法案によりますと、高等専門学校については、現在の大学におけるがごとく専門の学芸に関する研究につきましてもこれを考慮しておりません、提出理由に見られるごとくに目的を掲げているだけでございせん。しかも高等専門学校は、一応大学に準じたところの教職員の構成をもつて、現

在の大学と同様に、国立だけでなく公立、私立もすべて文部大臣の所管としておるのでございますが、制度といふことは完全に大学のワケ外に置かれておるわけでありまして、教育公務員特例法に見られますような大学自治の保障は一顧だにされてないのではありません。このことは、高等専門学校の学科に関する必要事項は監督庁による一方的な決定と相対峙しまして、高等専門学校の人事、運営、教育内容に対する中央集権的な統制を危惧させられる点が十分であると言わなければなりません。このような制度のもとで、中学校卒業後五カ年間の修業年限の中で職業に必要な能力を育成するとなれば、勢い人格の訓練に最も必要ならぬ一般教育の軽視が避けられないのみならず、専門的職業教育自体が当座の産業界の要求に應ずる近視眼的な職人養成教育となつて、その卒業生が将来において真に国民の福祉に寄与し得るような産業界の中堅的人材になることは期待ができないと言わなければなりません。

第二に、大臣の答弁によりますれば、思想的には、三たび廃案になりましたが、三たび廃案になりましたが、理論的には、工業に限らないで短大を將來は職業科についてはすべて切りかえるものがあるわけでありまして、さらに現在の短期大学を切りかえ得るものがあるといふことも言明をいたしているのでもございますが、これは明らかに大学からの格下げにはかならないわけでありまして、他の公、私立短大の將來に對しまして重大な影響を与え、短大がその土台を大きくゆさぶられることは明らかであります。

第三に、高等学校の教育課程の改悪によりまして、コース制を強化し、普通高校と職業高校との教育内容の格差をつけ、内容面から教育の袋小路を作つておるのでありますが、それ以上、制度的にも内容的にもひどい高専法案を提案をして参りましたけれども、これは現代が必要といたします科学技術者の大学におけるところの養成を忘れ、当面の独占資本の要求に屈したものであり、教育を企業界の要求する階層分化のための手段として利用しようとするものであると言わなければなりません。

第四に、文部省が目的を達し得なかつた専科大学法案と同様のねらいを持ちながら、今回あえて大学のワケ外において高等専門学校を強行設置しようとして苦肉の策をとつておりますが、簡単な要綱案を提示されただけで了承をいたしました中央教育審議会の態度は不可解であり、しかも大学制度に関する全般的な諸問題に對しましては、いまだに結論が一年四カ月におつたつても出されてない中において、大学制度全体に對する答申案が出されないにもかかわらず、産業界の要請に一部応ずる措置をとろうとする緊急性があるとは考えられないのであります。質疑を通じて明らかにされましたように、十分な対策がなされておらず、教育制度の複線型を充実に旧制度の高専コースへの方向を次第に拡充していくところの教育の逆コースの方向であると言わなければなりません。

第五に、六・三・三・四の教育体系は、旧師範学校、旧高等専門学校、旧大学の教育体系のものと差別をなくして、国民に教育の機会均等を保障し、一般教養を高め、職業専門教育偏重をなくする上において効果を上げて参りました。複線型の教育体系が望ましいとしてその種の学校を増設することをもつて教育の機会均等をなすという詭弁を大臣は弄しておりますが、教育基本法の機会均等とは、能力に応じて教育を受ける機会がすべての青少年に与えられるということであつて、複線型の教育の袋小路を作ることではないのであります。旧教育体系に引き戻すことはわれわれは絶対に認めるわけには参らない点であります。

最後に、日本学術会議の総会で決定を見ましたように、科学技術の振興は、単に自然科学のみならず人文社会科学についての全面的な発展を必要とする技術革新の時代であります。従来は技術革新の時代であり、今日の時代に即し得ず、社会科学の批判力を持たない一般教養を身に付けなければ、真にすぐれた科学技術者とは言えないのが現代の要求であるにもかかわらず、高等専門学校の教育課程の改悪、工業教員養成制度の内容、さらに免許法の改悪、本法案の内容等に一貫して現われておりますものは、時代に逆行するものであり、民主教育を無視するところのエリート教育を本質とする教育思想に終つておると言わなければなりません。

私は以上の点から社会党の絶対反対の態度を重ねて表明をいたしましたので、討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○濱野委員長 竹下登君。

○竹下委員 私は自由民主党を代表して両案について賛成の意を表わすものであります。

今や洋の東西を問わず、文明の異常なる発達、科学技術そのものの占める地位をますます大なるものとしたしております。わが国においても、その産業経済の著しい発展に伴ひ、科学技術者の需要は著しく増大し、なかならず工業に関する中堅技術者の不足が痛感される今日、これに對処するため新たに高等専門学校の制度を設け、社会が強く求めている有為な中堅工業技術者の養成をはかることは、真に緊要であり、私をして言わしむればむしろおそきに失した感すらいたすのであります。

次に、現行の六・三・三・四の学校体系を充実にするとともに、ここに新たに六・三・五の学校体系を設けることにより、本人の資質、環境に合致した教育を受けしめ、技術を修得させ、適当な職業につき得る機会をできるだけ保障することこそ、真に国民に對して教育の機会を拡大することになることを特に強調いたしたのであります。

(拍手)御承知のごとく諸外国の例を見ても、教育の制度がわが国の戦後の六・三制ほど單一化されているところは、主要文明国にも例を見ないところでありまして、英、仏、独、ソ連等のヨーロッパ諸国はみなはっきりした複線型の学校制度をとつており、わが国の六・三制と同じ系統ともいえるアメリカの学校制度すら、わが国の学校制度ほど画一的ではないのであります。これを思ひに、学校教育は、技術革新と経済発展に伴う社会の発展に即応し、未来の世界的進運に對処するものであることを物語るものであります。しかるにただ抽象的に、また観念的に、六・三制を固守するのみならず、他

の一切の学校制度を認めないとするが、ごとき議論は、社会の強い要望に背を向け、国民的要望を、いな世界的趨勢に眼をつわった単なる反対のための反対と断ぜざるを得ないのであります。

校や短期大学やあるいは四年制の大学のはかに、中学校卒業後入学する五年制のいわゆる高等専門という学校を設けようというのであります。ただし、学校制度に対する根本的画期的な変更というべきであります。六・三・三というくらいまで堅持して、その上に特殊な新分野の専門を履修する学校を置くというのであるならば、しかく根本的変革とは思わないのであります。六・三・三という義務的な、初歩的な教育課程の上に手つとり早く実際のな軽便な技術を主とする教育の施設を置くというのでありますから、大いに考えさせられる点があるのであります。

さらに高等専門学校は、中学校卒業後五年間の一貫教育を施すことにより、基礎教育、専門教育を充実させるはもとより、さらに一貫した効率的な一般教育を行ない、教育本来の目的たる人間形成に遺憾なきを期しておることは重要な点でございますが、さらに充実した五年間という学校生活を通して、まとまった期間に互いに教師と学生が、また学生同士が親密となり、切磋琢磨の機会を得、りっぱな校風を作り上げていくことを思うとき、人間形成の上からさらに大なる期待をかけるものと信じて疑いない次第であります。(拍手)また希望により大学への編入学のできる道も開かれてること等は質疑の間に明瞭にせられたところでありまして、かかることを思い合わせるに、この新制度は全く時宜に適するものと考えらるものであります。

第一に、教育にとって手つとり早く役に立つというところは禁物であります。教育の理想はすぐには役に立たないが、しかし長い生涯を通して日進月歩の科学と技術と機械等の進歩についていける能力を養うにあることは申すまでもないのであります。単に特殊の技術あるいは技巧といった方がいかにしませんが、特殊の技術だけを身につけるといふならば、昔の徒弟制度のように、学校というところへは全然いかず、職人として親方のもとで幼少のときから訓練されればよいのであります。封建時代でもりっぱな職人はこの方法でできたのであります。明治以後、機械が農業や工業の方面に導入されてからも、それが比較的簡単なものであった間は、尋常小学校というごく初歩の義務教育を終わっただけでもどうやらやれたのであります。農、工、商に従事する者は久しく尋常小学校、せいぜい高等小学校をやれば十分で、中学にいくことはぜいたく

とされたものであります。ところが昭和以後科学と技術の進歩は長足でありまして、とうてい小学校の教育ではこれについていけなくなったのであります。単に年功と熟練だけではいかんともしたいのであります。旧制の中学、新制の高等学校以上の知能を必要とするに至って、かつて優秀であった職人が職場から続々脱落する傾向が顕著になって参ったのであります。実に悲痛な気持を持って中年の失業者になる者が少なくないのであります。これは学問や教育を軽視したむくいでありまして、先の見えなかつた当時の文政当局、政治家の責任であります。

今日の大や大学制度がこの点で万全であるかという、決してそうではありません。しかしともかくも六・三の義務教育の上にさらに三年というより高い一般普通教育を経ているところに、あらゆる場合に対処することができる能力を持っているという点に大きな強みがあるのであります。どんな職業でも短大の二年や新制大学の四年だけでもものになるようなものはないのであります。大学では専門の職業のひな形を学ぶだけでありまして、卒業後実務について何年か修練しなければ、とうてい一人前の職業人にはなれないことは公知の事実であります。その点では最初は見よう見まねの小学、中学出の職人上がりや小僧上がりにはかなわなものであります。ただ教育をよけい受けた者は、理解力や工夫力が豊かでありまして、いろいろの進歩、発達、変化に対応して、早くこれを理解し、それに適応していく能力が豊かでありまして、出発点において劣っているても、間もなく追いつき、さらに追い越して、有能な職業人になるわけであり

いうことを期待することは、至難であることと存するのであります。また特定の職業に役に立つ人間を作るといふのであれば、今日大学で行なわれているような、電気とか機械とか応用化学とか土木建築とか繊維とかいうような、大まかな分類と職種では、実際の需要に応じられるものではないのであります。数十、数百に分類して実習させる必要があるものであります。しかしそれは学校を工場にすることでありまして、言うべくして行なうことはできない。してみれば、教育の目的は、学校で一応完成した職業人を作ることにあるのではなくして、社会に出て、どういふ種類の職場に行っても、自分の理解力と工夫力によって熟練工となり、優秀な職業人となって、無限に成長発展のできる素質、すなわち能力を養うにあるわけでありまして。不景気な時代には、土木を出たのに機械の製造会社に入っておる学生を知っておりまして、やはりりっぱにやっています。はかに職場がないからといってそういうところに入るの、その人の能力がものをいいうのであります。それには一般的な基礎的な教育が何よりも大切でありまして、極端に申せば、大学までもすべて基礎教育だけをして、世の中に送り出すのがよろしいわけでありまして。あまりにも早く専門教育に入れ過ぎるというのがわれわれの賛成できないところでありまして。

最後に、私はこの新制度のもと、真に技術革新の新しい手として青年学徒の諸君が希望に燃え、また新しい校風の創始者としての誇りを持ちながら学業にいそしむ姿を連想し、またかくあることを確信しつつ、賛成の討論を終るものであります。(拍手)

〇濱野委員長 鈴木義男君。〇鈴木義男委員長 私は民主社会党を代表して両法案に対して反対の意見を表明いたします。(拍手)

本法案は、今日現存する工業高等学校第一類第六号 文教委員会議録第二十四号 昭和三十六年五月十六日

〇鈴木義男委員長 鈴木義男君。〇鈴木義男委員長 私は民主社会党を代表して両法案に対して反対の意見を表明いたします。(拍手)

〇鈴木義男委員長 鈴木義男君。〇鈴木義男委員長 私は民主社会党を代表して両法案に対して反対の意見を表明いたします。(拍手)

ら、これも一案でありましょう。純然たる職工級のもの養成ならば、現在の工業高等学校を拡充すればこれまた足りるわけであります。

今回の制度の改正は、どうしても半吞半吐のものでありまして、大局から見るとうてい賛成いたしかねるところであります。実際は今日の大学すら専門教育としては不十分なものでありまして、社会はほんとうに役に立つものとしては大学院の二年ないし三年の教育を要求しておるといふことを考慮すべきであります。とにかく妙な割り切れない制度が生まれることを遺憾とせざるを得ないのであります。

次に、いろいろ賛成しかねる理由は多々ありますが、この調子でいくとあまり長時間を要しますから、以下個条的に簡単に指摘することにいたします。

その一つは、この制度が発足いたしますと、一年、二年、三年までは他の高等学校と同じであります。少しの学課目の相違はあるかもしれませんが、ほとんど工業高等学校と同じであります。ところで四年生、五年生となると、これは年令的にも科目的にも短期大学と同じであります。わが国民の常として、肩書きとか資格とか特権とかいうものを愛好する傾向がありますから、必ず心理的な不満を生ずる。大学生と同等のことをやっておるじゃないか。待遇においても、資格においても大学生と同じ扱えという要求が出てくるに相違ない。必ず短大卒業生と同じく扱わざるを得ないことになるであらうでしょう。してみると、短大のはかにこの五年制専門学校を設けることは

混乱のもとでありまして、なぜ短大を拡充実して中級技術者の養成に努めないものであるかと申したいのであります。

それから中学を出るときがちょうど十四、五才、多くとも六才でありますから、このときに前途の方針を自主的にきめさせるということは無理であります。必ず先生がきめてやるか、親がきめてやるということに相なるのであります。後日自分の選んだ道が自分に適切でなかったということを見ずらくらい悲痛なことではないのであります。そういう点も十分に考慮する必要があります。なるほど政府の答弁のように、この専門学校卒業後通常の大学に入ることができるといふのであります。大学に入るために必要とする普通の教養科目をやっておらないのであります。実際は大学に入ることがむずかしいし、入っても十分に能力を上げることができないという欠陥があります。

それから、これは最初わずかだけ建てるというならばどうにか間に合うかもしれません。一般の需要に応ずるようには高等専門学校を増設するということになりませんが、教職員の不足というものは一体どうして解決されるのであるか。無理にただ間に合わせにそういうものを用いますならば、実は実際の内容はこれに伴わない。看板に偽りのある学校ができることに相なるのではない。そしてすでに発表されておる教科内容等を見ますと、やはり専門科目に片寄っておりまして、ただいま申し上げる最も必要な一般教養科目というものが非常に少ないのであります。いわゆるごく小さくまと

まった技術人を作る、こういうことに相なることをおそれるものであります。

わが国においては、大学の数がいぶん多いことにおいては、世界的にも誇り得るのであります。短大を入れて五百数十もあるものであります。これを有効に使わずに、さらに高等専門学校という間に合わせの学校を作るといふことは、おそらくはこの法律ができた後は争って私立の学校では作るやうに相なるだらうと思ふのであります。が、非常に考えなければならぬ問題であると思ふのであります。われわれは、現在ある工業高校あるいは理科系の短大及び大学の設備の改善を通じて学生の収容人員を大幅に増加させるといふことで解決していくべきであると考えるのであります。現在の理科系の教職員の不足は、理科系全般を通じて優秀な人材を確保するために、努めて待遇の改善あるいは研究設備の充実をはからねばならぬと考える。また研究費が実にわずかでありますから、教官の研究費、学生の学費の補助、いろいろな道を通して充実をはかるべきであります。特に短大におきましては、研究の設備拡充また研究室の増加、いろいろ産業界との協力による委託研究の受け入れということによって、連携を強化することが必要であると思ふのであります。またわが国は文科偏重であることは否定できないのでありますから、理科系の拡大に努め、理工科系の方が多くいくにすべきであるが、少なくとも同等の比率くらいまで持つていくべきである、こう考えられます。

さらに教授の質を高めるために、研究設備を充実し、研究費を十分に給する。待遇をよくするという点も、一般の公務員との比率においてなかなかむずかしいことではありますから、研究費を給するということが一つの方法であると思ひます。

それから、現在ある定時制の高校は、大企業において多く見られるいわゆる養成工の訓練施設などと、関連しておるいろいろな職業の地域社会の協力のもとに、公共化して活用することが必要であると考えております。

また中小企業に働く技術者及び労働者の技術水準の向上をはかるために、中小企業の技術者、これは各企業が自分でやるわけにはいかないものでありますから、国家が十分にめんどろを見てやるべきではないか。これらの労働者の再教育の施設を整備いたしまして、いわゆる中年の失業者を作ること防止するよう努めなければならぬと存するものであります。

それから産業の高度化によって生産性向上方策の推進が必要であります。これがためには、高度の熟練労働者を必要といたしますので、職業訓練の徹底をはかる。諸外国がやっておりますような社会教育、市民大学というやうな設備を作ることによりまして、過去において相当の教育を受けていなかった人々に対して、その人の知的向上をはかり、社会的、経済的地位の向上と新しい技術革新に対する適応性を得せしめるというやうなことをやるべきであると思ふのであります。ことに農漁村地域あるいは工業地域等において、農業、商業、工業高等学校を中心とする教育施設をいろいろな形で作るべきであります。こういう画一的な高等専門学校というものは、名前だけ

であつて、その内容は、先ほど来申し上げますように、察するに足りると思ふのであります。

要するに、こういう教育の制度は、朝令暮改は最もよろしくないことであるとして、産業界及び科学そのものの長期的な見通しの上になされるべきものであります。どう考えても、私はこの五年制高等専門学校なるものは、いわゆる間に合わせ的な、手取早くという、教育の根本趣旨に反する新しい制度であり、従来の制度を全体として変える場合に考えるなら別問題であります。が、突如として六・三・三・四制の外へこの制度を設けることにつきましては、学校制度を破壊するものとして反対の意思を表明せざるを得ないのであります。

以上をもつて私の反対意見といたしたいと思ひます。(拍手)

○濱野委員長 これにて両案に対する討論は終局いたしました。

これより両案を一括して採決いたします。両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立多数。よつて、両案は原案の通り可決するに決しました。(拍手)

ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異なしと認めます。よつてさう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、これに

て散会いたします。

午後十時四十三分散会

〔参照〕

学校教育法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一七四号)に関する報告
書

学校教育法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係法律の整理に関する
法律案(内閣提出第一七五号)に関す
る報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月二十七日印刷

昭和三十六年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局